

第8日目（3月7日）

○議 長（塩谷寿雄君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

○議 長 ただいまの出席議員数は22名、全員であります。

なお、病院事業管理者から欠席の届出が出ておりますので、報告いたします。

〔午前9時30分〕

○議 長 中沢一博君から2月28日の会議における発言について、会議規則第65条の規定によって、お手元に配付しました発言取消申出書に記載した、下線部の発言を取り消したいとの申出がありました。

○議 長 お諮りいたします。これを許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、中沢一博君からの発言取消しの申出を許可することに決定いたしました。

○議 長 本日の会議は議事日程（第3号）のとおり、一般質問といたします。

○議 長 質問時間制限は、市長答弁を含め、1人当たり質問総時間で60分以内といたします。また、議場の表示タイマーを総時間60分の減算表示とし、60分を超過しますとブザーが鳴り、質問の最中でもそこで終了となりますので、よろしく願いいたします。なお、残り時間が10分になりますと1鈴、5分になりますと2鈴が鳴り、モニターの色が赤くなりますので、目安にしてください。

初回の質問時に限り、登壇して行っていただきます。降壇後は、質問席に着席をお願いいたします。質問内容を制限するものではありませんが、極力皆様から簡潔明瞭に質問していただきたく、ご協力のほどお願いいたします。併せて、答弁につきましても簡潔明瞭に答弁いただきますようよろしくお願いいたします。なお、一問一答方式の登壇での質問及び答弁は、最初の質問項目についてのみまとめて行っていただきます。

また、会議規則第62条第4項に基づき、市長が質問者に質問の趣旨を確認する質問をする場合は、当該発言の前に「質問します」と挙手し、議長に発言を求め、許可を受けてから行ってください。市長の質問回数に制限はありませんが、市長の質問及びそれに対する質問議員の答弁は、議員の質問時間に含めないことといたします。よろしくお願いいたします。

○議 長 傍聴者の皆様、足元の悪い中お越しくささいまして、ありがとうございます。

○議 長 質問順位1番、議席番号8番・永井拓三君。

○永井拓三君 おはようございます。傍聴者の皆様、足元が悪い中、朝早くから傍聴いただき、ありがとうございます。

改めまして、ここ数日、南魚沼市に住んでいてよかったと思うようなことが何件かありました。このコロナ禍が始まって2年がたち、社会の動向も大分変わらして、オンラインミーティングが通常、もう普通のこととなったりしました。先週の金曜日ですか、私もオンラインミーティングを山の中から、データ通信を使って出席できたというのも、この新型コロ

ナのおかげというか、この状況をいかに変えていくかという人々の努力なのかとも思っています。

また、今日も雪深かったのですけれども、八海山の標高 1,200 メートルのところからひと滑りして議場に立つことができるということも、南魚沼のよいところだと思います。これから進むだろうテレワークだったり、ワーケーションだったりというところで地域振興がなされたらよいなと思いながら、新型コロナウイルスのこの問題がいつどのように解決していくのかと思いながらここに立っている所存でございます。

市の5歳から11歳の子供に対する新型コロナワクチン接種について

それでは、通告に従いまして、一般質問を始めます。今回の質問は、市の5歳から11歳の子供に対する新型コロナワクチンの接種についてであります。

市の5歳から11歳までの子供に対する新型コロナワクチン接種について、成人に比べて体力に劣る子供たちには慎重に対応する必要があると私は考えております。そこで以下のとおり質問いたします。

1、市の方針はいかに。2、子供に対するワクチンの影響は詳細に把握しているか。3、接種を希望しない子供や、その家族に対する誹謗中傷等の防止策はいかに。

壇上からは以上です。

○議 長 永井拓三君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 改めましておはようございます。一般質問、今日から3日間、よろしくお願ひします。

この間のテレワークで参加された会議は、私も出ていた会議で、招集者だったわけですが、変わりました。そして、やはりいいことはまた今後いずれ来る——新型コロナ禍もやがては収まっていく方向になると思いますけれども、そこでまた気がついた新しい様式というか、これはますますそうなるだろうと思いますし、ワーケーション等々、議員のこととはまた別に、いろいろなことを手がけている中で、当地における移住や定住、そしてどこの地にあっても仕事はいろいろできますということも含めて、実証いただいていること、身をもってやっておられることを本当にありがたく思いますし、ぜひそういう発信をまた続けていただければと思います。

市の5歳から11歳の子供に対する新型コロナワクチン接種について

さて、最初のご質問であります。一生懸命答えてまいりますが、市の5歳から11歳の子供に対する新型コロナワクチン接種についてであります。誠に今、いろいろなご不満もありながら進んでいることでありまして、時期にかなったご質問だと思っています。

加えまして、昨日から市は5歳から11歳までの子供さんたちに対する接種を開始いたしました。昨日は95人。誠に当初——これはもちろん予約型でやっているわけですが、子供さんたちも落ち着いて、非常にちゃんとできたという報告を今日受けて、少し安心しています。また、病院・クリニック関係のところも間もなく始まりますので、この中で進め

てまいります。よろしく申し上げます。

今日、ご質問が3つありますが、まず1つ目、市の方針はいかにということではありますが、お答えいたします。これは新型コロナワクチンに係る特例的な臨時接種とされているものです。特例的な臨時接種につきましては、法律で予防接種法というのがあります。この第29条の規定によりまして、私どもの行っているのは、聞きなれないかもしれませんが、第1号法定受託事務と言われるものです。例えると、行政における戸籍の事務とか、国政選挙などが行われた場合に、我々がそれに携わりますが、これと同等のものと考えていただいて結構です。

これは国が本来、国として果たすべき役割に係る事務を、いわゆる地方自治体、市町村が実施しているということになります。このことから、南魚沼市においても国の方針に従って接種を実施していくということになりますので、市の方針といいますか、そういうことでございますのでご理解をいただきたいと思っております。

2つ目のご質問の、子供さんに対するワクチンの影響は詳細に把握しているかというご質問です。このことにつきましては、まず1点目として、国内外——これは日本国だけではなくて、全世界であります、国内外での臨床試験、このほか国によって、接種を受けた人への健康状況調査というのが行われています。このほかにも薬機法——ちょっと聞きなれないし長いのですが、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、この略称ですが——薬機法の第68条の10に書かれていたり、また、予防接種法がありますが、予防接種法の第12条に基づきまして、医薬品等の製造販売業者やまた全国の医療機関から、厚生労働大臣に対して副反応を疑う事例が報告されるようになっております。

国の厚生科学審議会において、これらの調査や報告の結果などを基に、有効性及び安全性及び接種の必要性などについて審議はされている。5歳から11歳までのお子さんへのワクチン接種につきましても、関係法令が整備されております。令和4年2月21日から同様の枠組みが開始されたということでもあります。これらの試験結果や審議の内容というのは、ワクチンの添付文書はもちろんであります、厚生労働省のウェブサイト上でも確認することができるようになっております。公開されております。

今後も厚生科学審議会における審議、または追跡といったらいいのでしょうか、コホート調査の内容などを確認して、接種後の有効性及び安全性について把握するよう努めてまいりたいと思っております。詳細に把握をしているかということではありますが、以上のような答えになります。

3点目の接種を希望しない子供さんやそのご家族に対する誹謗中傷の防止策はいかにというご質問であります。新型コロナワクチンの接種は、あくまでも本人や保護者の方の同意のもと、行われるべきものであります。接種を受けられない理由がある人もいます。南魚沼市では学校や保育園において、接種を受けている人、受けた人、また受けていない人を双方に判別することが難しくなるように、これから話をさせていただき、以下のような防止策を講じていますので、まずはお聞きいただきたいと思っております。

まず1点目は、コロナワクチン接種の案内を地域で分けるのではなくて、生年月日ごとに発送しています。これも狭い地域でありますので、こういう配慮が必要と考えています。

2つ目です。新型コロナワクチンのことや差別、またいじめなどを決して行ってはいけないということから、これらを記載した、お子さん向けのリーフレットも同封しています。また、市の公式ウェブサイト上も同様の内容を掲載しています。これは子供さんに限ったことではございません。全ての対象者、対象年齢の皆さん全てだと思います。ワクチン接種の第1回目からずっとこのことを続けていますが、特に5歳から11歳の子供さんたちに対しては、まだまだ判断もなかなか難しい年齢かもしれませんし、加えて心配である保護者の皆さんについては、やはり殊さらにそういうことがどうしても先に出てしまうのではなかろうかということから、これには配慮をさせていただいています。

加えまして3点目。学校や保育園を会場とした集団接種は行わないという方針です。私ども、永井議員もそうだったかもしれないけれども、昔は体育館とかでみんな並んで、ほとんど強制という形で接種等も行われていたと思いますが、時代がもう過ぎて、現在はそういうことです。特に今回の新型コロナワクチンにつきましては、そういうことに特段の配慮をしなければいけないということで、本当に対応させていただいています。

4点目です。集団接種会場が、昨日から始まったと言っています。こういったところでも、受付番号でお呼びする。今はほかの医療機関もそうなっておりますが、個人情報ということがもちろんの配慮でありますし、こういうことで行う。お子さん本人や保護者の氏名がほかの人に聞こえないようにということの配慮であります。

最後になりますが、居住地域、お住まいの地域です。そして、通っている学校や保育園によって接種を受けられる医療機関や時期などを限定しない。例えば何々小学校の範囲の皆さんはここでとか、日にちはこうでということはない。一律に接種予約で受け付けているということでありまして。この辺が特に5歳から11歳、そういう方々を中心とした配慮になっていると私は思います。

接種を受けていること、受けていないことによる差別やいじめ、誹謗中傷の対象となることは決してあってはなりませんので、今後もこの点に最大限留意をしながら進めてまいりたいと考えています。

学校での対応としては、ワクチンの接種は強制ではないことをきちんとお伝えすること。そして、ワクチンの接種を周囲に強制してはいけないということ。身体的な理由や様々な理由により、ワクチンの接種ができない人や接種を望まない人がおります。その判断は尊重されるべき第一等と思っております。児童生徒に指導するとともに、保護者の皆様に対しても理解を求めることとしています。加えましてウェブサイト上等では、市民全体の皆さんのそういう意識を高めるように、また守っていただくように、殊さらにお願いを続けているところでありますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○議 長 一般質問の途中ですが、時間をちょっと止めていただけますか。

○議 長 傍聴人に申し上げます。本議会におきまして、議会運営委員会でマスク着用等を義務づけております。議員も執行部も全員マスクをしたままの議場内ということでやっておりますので、傍聴人の方もマスク着用をお願いいたします。

なお、議長命令に従わないときは、地方自治法第 130 条第 1 項の規定により、退場を命じますので、念のために申し上げておきます。

[何事か叫ぶ者あり]

○議 長 議会運営委員会において、そのように今回の議会は決まっておりますのでお願いします。

○議 長 一般質問を続行いたします。

8 番・永井拓三君。

○永井拓三君 市の 5 歳から 11 歳の子供に対する新型コロナワクチン接種について

分かりました。答弁に従って私もまた再質問をしたいと思うのですが、市の方針というところでは、先ほど市長から説明がありました法定受託の部分がかなり大きいということなので、その点に関してはほかの事務と同等に行われているということは理解しました。

一方で、私たちは地方自治体ですので、首長の考えの下に地方自治がなされるべきだとは思っているので、法定受託とは別に、この地方自治の中でうちの市独自の新型コロナウイルスのワクチン接種に関して、法定とはまた別に、独自の何か考えというものがあれば、その点を私は知りたくて 1 番を質問したのです。この法定以外の部分で、南魚沼市としてはこういうことをやっていますとか、こういう方針でいますという、特段のものがあれば、教えてください。

○議 長 市長。

○市 長 市の 5 歳から 11 歳の子供に対する新型コロナワクチン接種について

結論から言えば、特にございませぬ。これはやらなければいけない、そういう位置関係があると思っています。ただ、私どもとしては、そういう言葉をきちんと丁寧に、我々として方針を曲げるわけにはいきませんが、そのことをご理解いただくように丁寧にやっていく。そういうことは一律この文言でということでは決まっているわけではないと思っていますし、我々としてやるべきことだと思ってやっております。これをやらないというわけにはいきませぬ。

○議 長 8 番・永井拓三君。

○永井拓三君 市の 5 歳から 11 歳の子供に対する新型コロナワクチン接種について

分かりました。この種の質問は、水かけ論になりやすいと、自分では思っているのです。私自身がこの問題を、自分の私見をどんどん述べるのではなくて、市の方針をちょっと知りたいというところで質問しました。分かりました。そういう意味では、市としてやるべきことをきちんとやっていくということで、なおかつその事務に係る仕事に関しては丁寧にやっていくという、今の説明だったので、この件に関してはそれで理解をしました。

それでは 2 番、子供に対するワクチンの影響の詳細についてですけれども、これは正直、

私たちが厚生労働省のホームページを見たりするしか、データを取得する方法というものが無いというのが実際で、つまり信用性のある第三者というか、当事者からの直接的なデータの供与でしか物事を判断できないというのが現状だと思っております。現在、南魚沼市内で感染している、もしくは感染した子供と、その病状悪化したのかとか、回復したとか、その辺りの少し分かる範囲でもいいので、しっかり私も数字を知りたいと思うので、その点をお知らせください。

○議 長 市長。

○市 長 市の5歳から11歳の子供に対する新型コロナワクチン接種について

大づかみに言うと、私には重篤になった事例というのは聞こえておりませんが、今のご質問はやはり専門性できちんとお答えすべきことと思っておりますので、これにつきましては特命の副市長に当たってもらっています外山副市長、もしくは担当する福祉保健部長等に答えさせますので、よろしく申し上げます。

○議 長 外山副市長。

○外山副市長 市の5歳から11歳の子供に対する新型コロナワクチン接種について

この感染症に関わる統計は、都道府県が把握することになっていて、一市町村がそれぞれの病状の種別の段階を把握することはやっております。ただ、認識しておりますのは、県全体においても非常に、全年代を通じて重篤者が少ない。中等症もさほど多くないという形で聞いておまして、行政的に一定の手段をもって聞いたわけではありませんけれども、重症になった例というのは仄聞していません。

以上です。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 市の5歳から11歳の子供に対する新型コロナワクチン接種について

分かりました。県全体で把握するということになっていると。一方で南魚沼市は独自にその数を把握するということはできないのでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 市の5歳から11歳の子供に対する新型コロナワクチン接種について

これにつきましても、同じく外山副市長、もしくは福祉保健関係のほうから答えさせますので、よろしく申し上げます。

○議 長 外山副市長。

○外山副市長 市の5歳から11歳の子供に対する新型コロナワクチン接種について

新聞で報道されていますように、累積の感染者数等については、あるいはどこどこでクラスターがはやったというようなことについては、県のほうから各市町村に連絡がありますけれども、感染者の病状を段階的にどういうレベルだということについての報告はありませんし、それはもう責任を持って、治療も含めて、県が感染症法に基づいてやることだと考えております。

それだけやはり県のほうで、逆にまたその私権の制限をするくらいに、権威を与えて指示

に従ってもらおうというふうな、感染症法特有の仕切りの中でやられている話だと思っております。だからといってそれについて全く関心がないわけではなくて、知り得る範囲で市民のために安全が確保されているかどうかというのは、注意をしてやっているところであります。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 市の5歳から11歳の子供に対する新型コロナワクチン接種について

分かりました。そういう意味で、今、副市長からの答弁の中で、自治体として関心がないわけではなくというところに私は安心感は覚えたのです。今回、外山副市長は医師免許をお持ちということで、私はしっかりした科学者だという認識の下で、外山副市長の意見だったり見解というものを大事にしたいと思っています。先ほどのお話ですと、重篤者、中程度の方も極めて少ないという中で、ワクチンというものがそこにどのように影響として寄与しているのかというのをしっかり考えなければいけないと私は思うのです。

本来であれば、重篤者が出ないように、中程度以上の病気にならないように、予防的に接種するというのが予防接種の本来の在り方だと思うのです。逆に考えれば、重篤が少なくなっていて、中程度のところが少なくなるという考え方の下でいけば、予防的な接種をする必要性というのがどの辺りにあるのか。その辺りのリスクと、我々がやらなければいけない事務というところのバランスを考えなければいけないのですけれども、その辺り、新型コロナの勢いが、去年とかと比べたら、もう状況は全然違っていると思っています。

そういう意味では、重篤にならないというところがある程度分かっている中で、子供に対してワクチン接種をする意味、意義というのはどの辺りにあるのか。その辺りを教えてください。

○議 長 市長。

○市 長 市の5歳から11歳の子供に対する新型コロナワクチン接種について

重篤にならないとは言っていないと思うのです。そういう事例も、うちの市とまた全国の問題はまた違ったりもしますし、そういうことはよく理解をしていただきたいと思います。全く何もないのに打っているわけではないということだと思います。

加えまして、外山副市長につきましては、この感染症の様々な、もうこの新型コロナが出る前から、厚生労働省でその一番のトップとして仕事をしてきた方ですので、私としては大変力強いものがありましたし、私だけではなくて、このたびのこの約2年間、特に昨年の春過ぎから始まったワクチン接種の事業というのは、誠にもって大変な事業なわけですが、これらに寄与していただいたことについては、筆舌に尽くし難い私は思いを持っております。今のご質問につきましても、そういう見地から答えてもらうことにしますので、外山副市長より答弁させます。

○議 長 外山副市長。

○外山副市長 市の5歳から11歳の子供に対する新型コロナワクチン接種について

法定受託事務になって、市町村としては、逆にやらなければ不作為を問われるという状況で、チャンスを与えなければいけないという立場であるわけです。なぜ今回5歳から11歳を

やられているかという私の認識は、5歳から11歳に対するワクチンのラムダ株に対して成果というのはあるけれども、オミクロン株に対してはまだ不十分だということと、まだ子供たち全員にどの程度感染するか分からないので、重症化がどの程度進むかというのが分からない。この2つの点があるので、国のほうは努力義務にしないけれども、勸奨にしてやるというふうになっているわけです。

昨日もワクチン接種を始めましたけれども、5歳から11歳で、12歳になるまで——11歳がメインですけれども、そのほかに基礎疾患を持っている方です。いろいろな喘息であるとか、腎臓病であるとか、肥満であるとか、基礎疾患を持っている人たちについては、ワクチンを打たないと重症化すると言われていています。

それから、ご案内のように、今、若年者とともに伸びているのが高齢者だということでもありますので、同居家族でうつす、うつさないという問題もあり、したがって、そういうふうな条件の下に今このワクチン接種を、5歳から11歳に対して行っているということでもあります。

今、重症化になる人が少ないからというよりは、もうすこし満遍となったときに、やはり一定の確率で基礎的な病気を持っているお子さんが多いものですから、そういった人たちを優先的にやるということを考えている。

ただ、繰り返しになりますけれども、これはもう努力義務がないわけでありまして。努力義務があっても強制ではありません。したがって、あくまで今回は日時・場所指定方式でなくて、納得づくで予約して来てもらうという形になっておりますし、国のデータについては、丁寧に、分かりにくいかもしれませんが、皆さんの手元に届くように努力しているところであります。

以上です。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 市の5歳から11歳の子供に対する新型コロナワクチン接種について

分かりました。市長のおっしゃっていることも、私は分かっています。私自身が打ったときも、外山副市長に問診をしてもらったという経緯もありますし、医療系の分野にたけた、医師免許をお持ちの副市長という人材は、そんなによその自治体でも頻繁にあることではないと私は認識しています。これこそ私は南魚沼市がしっかりした医療体制を保とうという姿勢であったり、このワクチンの件に関しても、しっかりした専門家としての意見を反映するという、そういう意思の表れだとは今は思っております。

それで結局、先ほどの言葉のあれですけれども、私も重篤になりにくいという認識でいます。ならないとは私も思っていないので。そういう意味では、確率というところでいくと、本当に去年、一昨年という話だと、高齢者が圧倒的に重篤になりやすい環境になった。今も恐らくそれはそれほど大きく変わらない中で、なかなかワクチンというものに対する考え方というのがしっかり浸透しきれていないと私自身も思っているのです。

というのも、ワクチンを打っているということは、バリアを張っているということと全く

違うわけです。私は防弾チョッキを着ているのと同じくらいのことだと思っていて、撃たれたら、死なないかもしれないのだけれども、当たりどころ悪ければ死んでしまうというくらいの考え方でいるわけです。

先ほど、市としてはなかなか把握し切れない部分があるとおっしゃっていました。とはいえ関心はあるから、情報は積極的に取得するだろうと信じているのですけれども、先ほど答弁の中でコホート調査という話が出てきたので、この辺りをしっかりお話を聞いておきたいと思うのです。このコホート調査をしていこうというところが、コホートに関しても当然調査に関する期間というものがあると思うので、一体どれくらいの規模でのコホート調査を考えているのか、その辺りをお聞かせください。

○議 長 市長。

○市 長 市の5歳から11歳の子供に対する新型コロナワクチン接種について

ちょっと丁寧に説明したつもりですが、先ほど、厚生労働省の厚生科学審議会における審議やコホート調査と言っております、市がやるものではありません。きちんと法律やそういう方針に基づいてやっております、先ほどからちょっと繰り返して、ちょっと引かかるのは、我々が関心を持っていないとか、もちろん関心は当然あって、しかしながら、どこがやる領域かということは、行政はきちんとしているのです。その部分をよくご理解をいただきたいと思いますが、この件につきましても、担当する者から答えさせますので、よろしくをお願いします。

○議 長 外山副市長。

○外山副市長 市の5歳から11歳の子供に対する新型コロナワクチン接種について

市長の答弁そのものです。コホートというのは、国が大規模にやるものですから、一市町村の分類でできるレベルではありません。一方で、全く情報が入らないわけではなくて、予防接種法に基づく健康被害、そういうふうなものが主治医のほうから厚生労働省のほうに出た場合には、一定のルートでこういうふうなことが発生したと——これは子供だけではありませんけれども、把握できることにはなっております。

以上です。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 市の5歳から11歳の子供に対する新型コロナワクチン接種について

分かりました。そのコホート、私はちょっと市町村単位でできるものと考えましたけれども、それは国単位ということで、その調査の動向をしっかり把握して、科学的な知見を基に調査をして、分析していく必要があると。その分析の結果から、我が市はこうあるべきであるというような方針は、しっかり持つべきだと思っています。

それは地方自治体であるからゆえにそう思うわけで、全てが国からの事務の受託だから——先ほどの答弁の中で少し安心したのは、分け隔てなく誰にでもこのワクチンを接種するチャンスはあるということは、当然すごく理解はしています。その件に関しては、チャンスがいろいろな理由でないということではなくて、誰にでもあるということから、自身が打つ、

打たないというところの判断になればいいのだなと思ひまして、2番は終わりにしたいと思ひます。

最後、3番に関してですけれども、子供たちに対する影響というのがまだちょっと分かり切らない部分がある中で、打つ、打たないという判断に困っている人たちもいると思うのです。一方で、うちは打たないよというような考え方もあるわけです。その人たちが社会の中で孤立しないように——大人でもよくある話です、あいつは打っていないよと。ワクチン接種ということと何かいろいろなことがごちゃ混ぜになっている気がするのです。私はワクチンを打った、打たないというよりも、陰性であるかどうかということ、やはりもっと重要視しなければいけないのかなと思ったりはしているのです。ワクチン接種したから飲み会に出ていいよ、はちょっと違う気がするのです。陰性だから飲み会に出ていいよという話なのかなと思うのです。

それが先ほど言ったバリアを張っているということと、予防をしているということは違うよと。バリアなどあつという間に破られる可能性もありますし、ワクチンを打っていてもなる人はなるわけです。なつたらなつたで、あいつなつたらしいよ、みたいなことも言われたりするわけで、この辺りしっかりしなければいけないと思ひています。

今、先ほどの3番の答ひで、地域で分けないということであつたり、子供が理解しやすいリーフレットが同封されているということであつたり、そういうことに関しては一定の理解をしました。それに関しては安心はしています。

一方で、学校でワクチン接種を受けていない子供たちに対して、いじめの対象にならないかどうか。この辺りが少し心配なので、学校サイドとしての取組を少しお聞かせいただければと思ひます。

○議 長 市長。

○市 長 市の5歳から11歳の子供に対する新型コロナワクチン接種について

このことにつきましては、明確に学校サイドでの対応についてということでありまふ。大変な思ひで、今、教育委員会というか学校関係の皆さんはやっています。こんなことはかつてないことではありますが、本当に苦渋の思ひでやっているとと思ひます。現場のほうから答ひをさせたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○議 長 教育部長。

○教育部長 市の5歳から11歳の子供に対する新型コロナワクチン接種について

学校ではまず子供たちがワクチンを打っている子供なのか、打っていない子供なのかというのは、全く把握していません。加えて、今度小学生が、これまでは陽性になった、濃厚接触者になったというところに重点を置いて、これに対していじめや差別が起こらないよつということに対応してきたわけでございますけれども、今後は昨日から始まつたワクチン接種によつて、打っている、打っていないというところも含めて、これに対していじめや差別が起こらないよつということに留意をして、学校での指導をしていくよつような形になるかと思ひます。

これまでいじめや不登校、こういったところについて学校では学期ごとに調査をしてきましたけれども、ワクチン接種を含め、陽性や濃厚接触者になったということで起こったいじめというものは認知していない状況でございますので、これからも努めてまいりたいと思います。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 市の5歳から11歳の子供に対する新型コロナワクチン接種について

答弁の内容は本当によくよく理解できますし、先ほどの市長の話の、本当に学校サイドは必死な思いで運営しているということもよくよく理解しています。

私が逆に運営側に立ったら、ワクチン接種がある程度子供たちの中で完了したという内容がもし把握できたら、それはそれで安心して学校運営に取り組めるのではないかと思ったりはするのです。思ったりはするのだけれども、それでも学校サイドとしてはその詳細を把握しないという、そういう意味ですごく私は差別につながりにくい環境は整えてきているのだなと努力はすごく感じます。

一方で、大人の社会というのは、子供たちに対してはそうであっても、大人というのは何か不条理なもので、ワクチン接種を受けると割引が受けられるとか、なんだそれは、という感じです。ワクチンは子供に対しては誹謗中傷の対象になるから、そこは調査しないという一方で、大人は大人の社会の中で、受けたら割引されますよとかというようなことをやっているわけです。何か社会の在り方と、ワクチン打った、打たないというものが何か若干ずれている気がするのです。

ずれている中で、子供たちというのはすごく残酷なもので、恐らく打った子は打ったというのを秘匿しないで、俺打ったよ、みたいなことは多分言うだろうと思っっているのです。打ったら、では俺も打とうかな、とか、私も打とうかな、という子供も出てきたりして、そういうのが段々、何か打たないと仲間外れになってしまうみたいな、そういう社会の流れが大人の中で私はあったような気がするのです。私はそれに負けて打った感じです。

本来ならそんなに打ちたいものではなかったのだけれども、視察に行くならワクチン接種の証明を出さなければみたいな話だったりとか、ちょっと仕事に差し支えもあるし、打っておこうかな、みたいな感じで、私は若干、社会の同調バイアスに負けた側です。そういう意味では子供たちの中で、同調バイアスがかからないようにしなければいけないと思っっているのですけれども、今ほどの答弁にその部分が含まれていなかったの、同調バイアスがかからないような努力というところに関して、何かやられていることがあったら教えてください。

○議 長 市長。

○市 長 市の5歳から11歳の子供に対する新型コロナワクチン接種について

先ほど私の登壇した上での答弁、それ以上のものはもうないと私は思いますけれども、繊細にそういうことを配慮しながらやっています。私どもも子供の時代があったわけで、いじめや、例えば差別につながる手前のところの会話等の中で、これは大人の社会でもありますけれども、そういうことも含めて、些細なことでも新型コロナのワクチンのことについては、

大変な問題になると。大人がやはり、学校現場だけではなくて、保護者である大人たちがやはり冷静に子供に教育もしてもらいたいと思います。

学校現場に任せ切っていていいわけではないではないですか。行政に任せ切られても困る、これはそういう問題なのです、と私は思っているのですが、あまり質疑のやり取りをしてもなかなか回答に困るところもあるのではないかと私は思いますが、現場からの答弁がありましたらお願いします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 市の5歳から11歳の子供に対する新型コロナワクチン接種について

このワクチン接種による差別や偏見などについて、議員からご心配をいただいていることについては、大変ありがたく思っております。私どもは日頃から差別やいじめを許さない、その取組を行っております。これはワクチン接種ということだけではございません。その中で些細なからかい、言動がいじめの芽になるということと捉えて、非常にアンテナを張っているところであります。

その中で、私どもがワクチン接種について、接種しているか否かについて子供たちに聞くことはないということは、先ほど言ったとおりでありますし、重要なことは、学校において児童生徒の行事、教育活動の中で、ワクチン接種を条件にするということは決してありません。教育においては、ワクチン接種に伴う差別やいじめは人権問題であると。そこを基本的な認識としております。今後も毅然とした態度で指導をしていきたいと考えております。

以上であります。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 市の5歳から11歳の子供に対する新型コロナワクチン接種について

本当にこの質問に関しては、答弁するほうも大変だと思いますし、質問する側も結構本音でいかなければいけない部分もあるので、あえて私もいつもとやはり違う考え方で臨まなければいけないと思っています。

私自身は日々、リスクをどう取るかというところを考えながら行動をしているのです。特に山の中などは、自分が滑り込む斜面がもし崩れてしまったら自分は死んでしまうという中で、そのリスクと、どうやったらそのリスクを回避できているかというもののさじ加減の中で私は生きていますので、今回正直、ちょっと私事で申し訳ないのですけれども、自分はリスクテイクが下手だったと自分自身、思ったのです。

なぜかと言うと、ほかのワクチンの接種をしたときに、アレルギー反応が出たという経験があった中で、でもやはり社会の風潮の中で何か受けないといけないのだという考えになってしまったのです。実際に受けてみたら、案の定、首の辺りとか目元とかに、私はアトピーだったのでアトピーが出たのです。前回、12月議会のときも私は目を腫らしながら出ていると思っていますのですけれども、そういう意味では予想できたことを回避できなかったのだと思いがらなってしまうました。

そのときにアトピーが出て、ちょっと思い出したのです。私は幼稚園の頃にアトピーがひ

どくて包帯ぐるぐる巻きで登園していたら、周りの子供たちに、ミイラ男とからかわれたのです。そのことをすっかり忘れていたのですけれども、急に思い出したのです。そのときにやはり何かいじめというのは、社会の中ですごく根深いものもあると思ったところを、もうすっかり忘れていたのですが、大人になって、40歳を過ぎて幼少期の頃を思い出してしまったのです。

そのようなことを考えると、やはり子供たちの教育も含めて、いじめというものをゼロにしていくのは本当に難しい作業だと思うのです。その努力も教育長の答弁の中で非常に強い思いでされているということも確認できました。

本当に早く新型コロナのことを忘れられるような社会を目指して、頑張っていたかと思うのですけれども、最後の確認です。本当に学校はこれはもうどんな状況になったとしても、例えば学校でもっともっと感染者が増えていって、状況がどんどん運営上大変だとなったとしても、接種したか、しないかという確認を取らない。この1件だけ、最後にお聞かせください。

○議 長 市長。

○市 長 市の5歳から11歳の子供に対する新型コロナワクチン接種について

これは学校サイドでは答えにくいと思うので、私から答えさせていただきますが、現在、我々行政というのは法律や制度にのっとって行っているわけでありまして。ここを崩して、私見でやることはできません。もちろん思いはあって、社会のそういうものを変えていこうとかは別です。しかし、今我々に任されているのは、現行の制度やそういう法の下でどういうことができているか。そういう中で今後もどうなるか、そのときに教育サイドはどうなるかということのご質問ですが、答えられるはずはないと私は思います。

しかし、これは疫病ですから、そういうことをつかさどって対応している国が、方針が改まって、例えば今の新型コロナの位置づけられているランクがもっと低いものになった場合には、改めて違うやり方が出てくる。そういうことは考えられますが、今、私どもにそれを聞かれて答えていても、私には全く話がしようがない、と思います。

加えまして、市にはいろいろな立場の方がいらっしゃいます。打ちたくない、打たせたくないという方も含めて配慮しなければいけないということをやっていますが、様々な打たせるなという、そういうご指摘も市長職としては毎日のようにいただいています。中には、言葉は語弊がありますが、責任が取れるのか。殺人者扱いみたいなことを言うてくる人もいます。

しかし、そういうことにも耐えて、私は一個人の林ではありません。市長という立場でやっている。そのことをご理解いただくように、できる限りの、100%に近いですが、回答も申し上げながら、この間、2年間も続けておりますので、特別ご理解をいただきたいと思えます。いろいろなものを考えさせられますけれども、殊さらに難しい課題であることを、お互い分かっていると思えますが、そういうふうにはやっております。行政は行政のすべきことがあるということでもありますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 市の5歳から11歳の子供に対する新型コロナワクチン接種について

分かりました。皆様、おのおのの立場の中でいろいろな業務に関わったり、いろいろな判断を下されているということもよくよく分かりました。最終的には、このワクチン接種に関しては、個々の判断で、個々のリスクをどう取るかというところの考え方の下で、強制ではなく、努力義務でもなくてというところでこれが進んでいくことを強く願ひまして、一般質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議 長 以上で、永井拓三君の一般質問を終わります。

○議 長 休憩といたします。休憩後の再開を10時30分といたします。

[午前10時20分]

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

[午前10時30分]

○議 長 質問順位2番、議席番号1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 おはようございます。今日もたくさんの傍聴の方に来ていただいて、本当にありがとうございます。前日も申しましたけれども、私は皆さんが上に立って、私たちがしっかり皆さんから監視されている。皆さんが何かあれば、私たちに言っていただいて、そういった関係で市政がよくなっていくと思うので、何かありましたら、いつでもお声かけいただけたらと思います。

議員になってもうすぐ半年になります。南魚沼市議会にこれまで活動して本当にこの市議会でよかったと、心から思っています。なかなか信じてもらえないかもしれないけれども、この議会で私が賛成・反対討論して、たまには一緒に賛成・反対する方が次のときには賛成の、相手側の反対になって対立したりとかする。次の日になったら、その対立した方が今度は一緒に賛成になって、逆の人が反対したりとかして。議場を一步出て、議員控室に行けば、和気あいあいと、まるで何もなかったかのように楽しく話し合う。こういう関係が私の中では本当に理想な議会だと思っていて、当選してすぐあった研修会で、大津事務局長が言った是々非々でやる、和気あいあいとやるというその議員の心情がまさしく実践されている議会だと、心から思っています。

本当に皆さんには感謝しています。特に某議員さんからは当選した直後からずっと同じことを言われていた。黒岩、お前な、ブログでほかの人のことを書くのではなくて、自分が何をやりたいか書けばいいのだと、ずっとその方から言われていて、私は器が小さいからまず反論から書いているのです。いや、でもほかの人もやっているのではないとか、いや、表現の自由があるのではないとか、いつも反論から入っているのだけれども、でもその方は本当に継続して言うてくるのです。

それで、自分なりに考えて、そうなのかもしれないと思っていたときに、今回の令和4年度の予算が出ました。2月にそれを見たときに、何か大変なことになっているなど、議員さ

んがずっと僕に言ってくれたことがやっと分かって気がして、生活困窮者がすごく増えているのです。生活保護の方が今、過去最高になっていて、月に2人、3人増える。生活困窮の相談件数が1,500件以上増えて、今4,000件になっているのです。1日10件くらい。このときにも誰かが相談しているということです。すごく大変なことになっているというのが、この予算を見て分かったのです。

これは確かにもう議会内でほかのことで何か言っている場合ではなくて、どうすればこの人たちを救えるのかということに全てを集中したいと思っている。それで、去年の6月議会の一般質問で塩川議員が自殺のことを聞いていて、そのときに市長が1月から4月までに8人の方が自殺されたと答弁された。そのペースでいったら自殺の方がすごく増えるのではないかと思って、調べてみたのです。2021年、市内で何人自殺されたのか。そうしたら20人。これは人口10万人当たりになると、自殺死亡率36なのです。全国平均の倍以上、新潟県は全国で3番目に多い自殺率なのだけれども、それでも21です。南魚沼市36です。この議会開催中にももしかしたら、このペースでいったら、市内で命を落としてしまう人が1人いるかもしれない。そういったデータです。そして、自殺を考えている人まで含めたら、もちろんもっといるわけです。

これはもう緊急事態だと。私たちはもしかしたらこの市役所の半径1キロメートル以内にももしかしたらいるかもしれない。もしかしたら、その人たちにこの議会の声が聞こえるかもしれない。いや、届けたい。そういう人たちのために私たちはある。行政の支援からこぼれ落ちた人たちを私たち議会が救うのだ。そういった思いでやっていかなければいけない。強く思いました。

なので、本当に議員の皆さんと自由にやり合って、俺だったらこうする、私だったらこうすると言って、違いを強調するのではなくて、あの人と俺は違うのだ、ではなくて、この人とはここで共通があるのではないかとか、この人とだったらここでいけるのではないかと、その共通点を見出していった上でこの人たちを救っていきたい。弱者救済を最優先にして、この人たちを守るのは私たちしかないのだ、くらいの思いで皆さんとやっていきたいと思えます。

私が市長だったら、もう福祉のまちを前面に出していきたい。

○議 長 黒岩議員、質問に入ってください。時間がかなり過ぎています。

○黒岩揺光君 今こそ6年前の水道料金値下げの選挙公約を実現すべきではないか

これは福祉のまちをスローガンに言っていきたいという質問のテーマですけれども、南魚沼市は福祉のまちになる要素があるのです。まず第一に、生活保護の人がたくさん増えているというのは、確かに生活に困っている人が増えているということもあるのだけれども、現場の職員が優秀ということもあるのです。生活保護を受ける人は全国ではこのコロナ禍でもそんなに増えていないのです。それは水際対策とかがあるのかもしれないけれども、南魚沼市がそれだけ増えているということは、現場の職員が本当に頑張っているということ。相談に来られる環境づくりができていているということです。

2つ目、福祉のまちがスローガンになるもう一つの理由が、林市長の存在なのです。林市長、6年前に子育て世帯、高齢者世帯、単身世帯を中心に基本料金を1,000円値下げし、と言って市長になられている。私自身も水道料金のシステムを変える、生活者優先の料金のシステムにすると、ここが大きな共通点です。林市長を支援された市議さんたちもいるし、共産党の方も水道料金値下げを公約にした方がこちらにいらっしゃる。もう水道料金の値下げほど共通事項がある項目はないと思うのです。なので、新型コロナでこれだけ生活に困っている人がいる中、そういった人たちを救済する第1弾として、水道料金を何とかできないかと思ひまして、それを前提に1問目の質問に入ります。

12月議会の一般質問で南魚沼市から転出していく人がすごく増えていると。どこに行っているのかと聞いたら、魚沼市に100人近くは行っているという答弁をいただきました。それで僕は調べてみました。この10年間、どれだけ魚沼市に人が行って、どれだけ魚沼市から入ってきているのかというのを調べてみたら、ちょうど林市長が就任したくらいから逆転しているのです。魚沼市からこちらに来ている人が減って、南魚沼市から魚沼市に行く人が増えている。

極端な年を言うと、10年前くらいは、こちらから向こうに行くのが70何人くらいだったのが、向こうからこちらには111人だったのです。直近のデータは真逆、逆転、こちらから向こうに行っているのが111人で、向こうからこちらが70人くらい、そういったデータが出ています。私が何でそんなに魚沼市に人が行くのかと考えた一つの理由として、もしかしてあるのが水道料金。魚沼市は5立方メートル、5トンの水を使った場合——南魚沼市は10立方メートルまで同じ料金、2,460円取られます。半分しか使っていなくても10立方メートル分が取られます。魚沼市の場合は1,000円です。口径が13ミリだった場合です。一般市民が使う口径サイズの場合は1,000円。1,000円対2,500円。さらに、例えば半月入院して家に行かないとかの場合、半月水を使わない人、どこかに入院したりとか、どこかに引っ越し2拠点生活するとか、その場合、魚沼市は基本料金が半額になります。

なので、例えば1トンしか使わない家、月の半分家にいなかった場合、魚沼市は400円。南魚沼市は一律10立方メートルまで同じ金額ですから、2,460円として、6倍の差が出るわけですね。これからワーケーションとかいって2拠点生活とかするとき、これを魚沼市に使われると、こちらだったら、月の半分いなければ半額ですよと言われてたら、かなりの不利になるわけですね。

なので1問目、林市長が市長に就任してから、いろいろな要因があると思うのですが、魚沼市に引っ越し人が増加傾向にあります。その一つの理由として、魚沼市よりも南魚沼市の生活費が高いというのがあるのかもしれないと思っています。それについての市長の見解をお伺いします。以上、壇上からの質問とします。

○議長 全部、4つまで。

○黒岩揺光君 今こそ6年前の水道料金値下げの選挙公約を実現すべきではないか

では、2つ目の質問。平成30年度から林市長は選挙公約の一環として、水道料金を値下げ

しましたが、一律 215 円から 220 円減免措置されました。それはお金をたくさん持っている人も、お金をたくさん持っていない人も、全員同じ額を減免したわけですけれども、2 万件くらいあるのです。契約件数が 2 万件くらいあるので、年間 6,000 万円くらいをかけて減免されているのです。この年間 6,000 万円があれば、例えばお金がない世帯に特化して減免していれば、非課税世帯とか、今回 3,500 世帯と出ましたけれども、その人たちに特化してやっていたら、1,000 円減免したとしても 4,000 万円くらいです。なので、6,000 万円で減免できるのだとしたら、減免措置するのだとしたら、なぜ一律か。お金がある人もない人も一律よりも、お金のない人に特化して減免したほうがよかったのではないかと。

3 つ目、現在福祉減免措置があります。65 歳以上の非課税世帯だけに約 1,200 円の減免措置があります。この 1,200 円の減免措置を受けている方が、今 600 世帯くらいです。これはなぜ年齢制限をかけているのか。若い人でも生活に困っている人がたくさんいると思うのですけれども、そういう人たちになぜ同じような減免措置ができなかったのか。

最後ですけれども、令和 4 年度の予算を見ると、ふるさと応援基金が 38 億円たまっています。今年度もさらに伸ばし、40 億円以上に伸ばす見込みと言われています。ふるさと応援基金というのをあまり分からない人がいるかもしれないですけれども、これはいろいろなコースがあるのですが、その中の一つに市長にお任せコースというのがあります。市長に使い方をお任せするよというコースがあって、38 億円のうちの結構な割合が市長にお任せコースになっています。であるならば、非課税世帯だけに 1,000 円割引したら年間 4,000 万円くらいです。38 億円あるわけではないですか。であるならば、数年間くらい非課税世帯に特化して 1,000 円減免しても、一般会計からの繰入れで何とかできるのではないかと、僕はシンプルに思ってしまうのですけれども。

そういったそれだけの基金がありながら、そして新型コロナですごく大変な人が増えている中、そういった考えはないのか。水道事業が経済的に大変だというふうな印象を持つ人が多いかもしれないですけれども、今、水道会計の資金残高 16 億円です。16 億円、残高があります。平成 22 年は 13 億円でした。つまり、この間 3 億円増えているのです。今後減っていくのではないと思う人もいるかもしれないですけれども、令和 8 年までは減りますが、それから回復する見込みになっています。令和 8 年、9 年には 14 億円まで回復する。つまり平成 22 年から令和 8 年までで考えたら、貯金は減っていないのです。減る見込みはない。

それを踏まえた上で、さらに水道事業にもそれだけのお金がある。一般会計のふるさと応援基金が 38 億円ある。6 年前に水道料金 1,000 円値下げを公約されていて、その応援をした方が結構いて、さらに私も同じような公約をしてここにいる。今こそ新型コロナで生活に困っている人が増えている中、そういった財政出動をするときが来ているのではないのでしょうか、という思いで壇上からの質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議 長 黒岩揺光君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、黒岩議員のご質問に答えてまいります。

傍聴の皆さんも大変ありがとうございます。すばらしいですね。私は一度も家族すら来たことがありませんが、それでもこうやって踏ん張っているのです。本当にありがたいことですね、黒岩議員。その勢いで、ぜひともすばらしい議論が詰まっていくようお願いしたいと思います。

今こそ6年前の水道料金値下げの選挙公約を実現すべきではないか

まず、水道料金の値下げを選挙公約として実現すべきではないか。私はこれを公約に掲げておりまして、市長選に出ました。まさに今もその気持ちでおります。中間、いろいろなことに取り組みました。しかし思いが至らない部分もあったところもありますが、しかし、私は市長である以上、この水道料金の値下げについては、自分に課せられている大変大きな課題であると思って、現在も取り組んでおりますし、していきたい。加えて、期日を示したことはございません。そんなに生易しい問題ではないからであります。が、そちらの方向に向かって進めている。

そして、私は過去2回の市長選挙を戦いました。もちろん、あなたとも戦ったわけですが、その1回目は、水道料金のことを私に盛んに言った人がいっぱいいたのです。しかし、2回目は、私はここで大きく変わったと思っています。加えてこのコロナ禍で、水道料金の半額減免を数か月間行いました。しかし、そのことに対して、2期目のときに私としては、そのことを殊さらに言う人にはほとんど会わなかった。なぜそうなったか。ある種の道筋をきちんと現状を捉まえて、そして現状を市民の皆さんのかなりの人が分かってくださったと、私は判断しています。そのプロセスなくして、簡単に減免することができないからであります。

水道料金はただにすることもできますよ。一般会計から全部補填すればです。しかし、それを許せるかということも含めて、かくもこの問題は難しい。そのことについて、これからご説明申し上げますので、ぜひ、私としては真剣に受け止めていただいて、それでもまだ議論があるのであれば、私としてはやり取りをさせていただきますので、よろしく願います。

1点目です。魚沼市へ引っ越す人の数が私になってから特別に多くなったというご質問ですね。その中の理由として、他市は水道代やガス代が安いことがあるのではないかと、いうことであります。若者が帰ってこられる、住み続けられる南魚沼にしたいという、私の一番の理念がございます。そして、その中であって、南魚沼市の水道料金は県内一高額であります。全国でも高いほうでございます。一般家庭で月の使用量を30立方メートル、標準的な4人家族と見た場合ですけれども、とした場合、この水道料金を比べますと、当市は7,380円になるわけですが、魚沼市ではこれが3,916円。30立方メートル使った場合です。ここに差は3,464円あるわけです。これは事実です。

そして、ガスについて言いますと、市営で安価な都市ガスが供給されている隣の魚沼市。しかしながら市営のガス事業がなくて、家庭で個別にプロパンガス、LPガスですが、これを契約している南魚沼市では、生活インフラ整備という視点から見れば、違いがあると、そ

れは本当にそのとおりです。ただ、このプロパンガスと都市ガスでは、ご存じだと思いますが、発熱量に違いがある。ガスと灯油、電気の使い分けもそれぞれ違いがあるために、単純にそういったことを殊さらに出して、これがあるからという比較は、私はなかなかできないものではないかと思います。しかしながら、一般的にはプロパンガスに比べて都市ガスのほうが月々のガス料金は安価になるケースが多いということは、事実だと思っています。

南魚沼市から魚沼市への人口移動については、人数だけを比較すると、ご指摘のような結果になるのかもしれない。これを別に否定するつもりもありません。しかし、水道料金やガス代を比較して、高いからということは、引っ越しをする一つの理由であるかもしれませんが、一番の理由と考えるべきでしょうか、という思いがあります。

これには少し裏づけもありまして、私ども、この地にずっと住み続けたいかというアンケートはときに触れてやっています。この中で住み続けたいという市民の積極的なところに丸をつけた方は54%。将来は市外に移りたいと言った人は、その時点でのアンケートでは18%くらいいらっしゃいます。しかし、どちらとも言えない——私はこの部分がやはり自分の地はいろいろな過酷な地、いろいろな条件はあるけれども、しかしながら愛する地域だと思っている。そういう答えにくい人たちの層だと思っていますが、これが23.6%。圧倒的にここに住み続けたいと思っている人は多いのです。殊さらに何かの事象で、私は誘導的に、こういうことがあるから皆さん大変な生活でしょうという言い方をしていけば、それはそのとおりだと言う人が多いでしょう。私が市民の皆さんと触れ合っている、殊さらにそういうことを感じます。が、私はそれがあと思っています。

そして、将来は市外に移りたい理由。積極的に移りたいと言った人、この方々の中で一番多いのは、自然環境が厳しいからと言っている人が圧倒的です。働く場に魅力がないということも言っています。そして、買い物がしにくいという方、これが上位3つ。圧倒的なのは自然環境が厳しい。がこそ南魚沼市は今、私になりましてから、特に力を入れてやっているのは、この雪の苦しみは逃れられない。しかしながら、この雪を肯定もしつつ、資源化も含め、そして明るい方向に感じ取れる、そういうことを展開できないかということで、雪のプロジェクト事業、そして雪室の推奨等々を行ってきているということで、こういったことをしていることもご理解いただきたいと私は考えております。

私は住み続けられる南魚沼市を達成するための一つ一つの積み重ねの中で、今議員がご指摘された部分につきましても、必ずや前へ向かっていくことができると信じていますし、水道料金につきましても、他市との比較を簡単になさらないようにという話をこの議場で、黒岩議員がいらっしゃる前から、ひも解いていただければ分かりますが、いつも発言してきました。

私どもの地域は水道料金が確かに高い。そして、過大な設備という話がありますが、逆の面からよく考えてもらいたい。私ども南魚沼のエリアは、水道に先行投資をかくもやった地域なのです。それを他市の、ほかのところは、これからそこに立ち向かわなければいけない場合に、水道料金に今度は跳ね返ってくるのが必然の流れになりませんか。そういうことを

やはり説明するのも私はこの議場にいる執行部や議員という立場を超えて、やはり市民の皆さんによく理解をしていただくという務めでもあるのではなかろうかと、これは議員に期待するところです。

加えまして、ある政党の皆さんも含めて、なかなかいいことは言ってくれない。例えばこの水道料金の問題も、過去に消費税のアップの時期がありました。私どもはこの消費税を水道料金に転嫁しなかったのです。どういうことですか、大変なことですよ。市の財政として、水道料金の考え方からいえば、転嫁するのは当たり前です。しかし、それを前任の井口市長もやらず、私になってもやりませんでした。これは確実に値下げなのです。そういうことも含めて、かくも水道料金の問題は厳しい問題がありますが、市民の皆さん、それぞれにという思いでやっているわけでありますので、私は少しご理解もいただきたいと考えております。

2つ目です。平成30年度から水道料金を一律215円から220円減免措置をしたが、非課税世帯に限って減免していれば、1,000円くらいの減免をすることができたはずだと。なぜしなかったということです。それをやめて、なぜ一律減免にしたのかということです。私の公約に数字が出ています。1,000円値下げをしてみせるという意気込みでやりました。そのときは本当に自分の頭の中の組立てではできるはずだと思って取り組みました。しかし、これがなかなかそう簡単ではなかったということは、この議場でも私は何度も説明しています。ぜひとも議員でなかった時代のことも含めて、どういう話をしてきたか、もう一度調査をいただきたいと思います。繰り返すことにはなりますが、お話をします。

一律減免を採用した理由は、次のとおりです。水道料金の制度設計は、できるだけ単純に、そしてかつ偏りをなくすこと。これが必要だという観点がまずあります。使用者の形態を捉えたその特例の料金ではなくて、対象を全体に広げて、全世界帯を対象にした値下げの可能性について検討をそのときから始めました。結果としては、以下の内容を重要視して、公約に準じた値下げ、1,000円の減免はできませんでしたが、しかしながら一歩でも前に出そうということで値下げに踏み切ったことはこれからちょっと話をします。

1つ目は、今ほど申し上げたように、市民が等しく恩恵を被ることが原則、かつ望ましいことであると判断したこと。これを最も重視しました。

2つ目は、そのときには――議員は失礼ながら前のことはちょっと分からないかもしれませんが、上水道と、この地域には旧簡易水道区域の水道料金の不均衡があったのです。これをまずは是正するところもやりました。

3つ目です。料金値下げの条例の改正は、資本費平準化債というのがありますが、この借入れ要件に大変影響するのです。なので、資本費平準化債――市がする借金ですね、この要件から外れる可能性があるために、減免措置として実施するということです。そして、減免による市のこの減収額、先ほど黒岩議員も6,000万円という話をしたと思いますが、そういうふうに試算をしています。減収分は一般会計の基準外繰入金でこれを補填する。そういうふうに踏み出しました。

これらによりまして、市内一律の10立方メートル、この水道の基本料金を当時2,415円か

ら2,200円に、少額と言われればそれまでですけれども、水道料金の減免を平成30年度から実施して、そしてこの基本料金の一律減免は昨年度の末、令和3年3月で終了しているという事です。

この間、新たな水道のビジョンをきちんと表明、発表もさせていただいて、定めさせていただき、畔地浄水場の設備に頼り切らない——これはその間に災害等も受け、いろいろなこともありました。そういう代替となる、きちんとした水源を確保すること。しかしながら、地盤沈下の影響もある。この中で、一気にいくことはできないが、状況を慎重に捉まえながら、新たな2本立ての方向でこれを進めていこうということがかじを切りました。これが冒頭に戻りますが、市民の皆さんにも大きな特集記事を広報でも連載をしました。多くの皆さんから、私にはよく分かった、という声もいっぱい届いています。

しかし、なかなかこのことを政治意趣にしたがる方が多いので、私としてはそういうところがちょっと残念ですが、きちんと捉まえていただければ、今、市がどういう方向で水道ビジョンを持って進めているかということは、多くの方が素直に考えれば理解いただける範囲に今やっと到達していると考えています。この中で必ず将来値下げする方向を忘れずに、きちんと捉まえていきたいと考えているところであります。

3つ目のご質問です。65歳以上の非課税世帯に対して水道料金1,200円の減免措置がされているが、なぜ65歳以上に限定したのかということだと思います。これにつきましては、私以前なのです。こういう方々に対して、平成24年から基本料金を減免しています。当時は、これから述べる内容を検討して、制度設計をしてそれを進めたということです。

1つ目は、当面の減免総額は2,500万円。これはうちの予算、要するに基準外で出せる範囲だにご理解いただければいいと思いますが、平成24年当時、2,500万円と想定して、要援護世帯、かつ非課税世帯に減免対象を限定していこうという考え方。2つ目は、この要援護世帯のうち、すでに援助制度の対象となっている方々がいるわけです。ひとり親世帯、これは児童扶養手当や医療費助成制度があります。2つ目、就学援助世帯は就学援助制度があります。こういったことで、援助制度の対象になっている。3つ目、障がい者の方の世帯は障がい者手当があります。4つ目、在宅要介護4以上の高齢者と同居をしている世帯。これは在宅要介護者手当等があります。また、高齢者に関しては、これら4つに該当しない限り、特別な支援制度がない。こういうことから65歳以上の高齢者世帯を対象とした減免制度としたということでもあります。

この条件で減免対象者は1,620世帯、年間の減免総額は2,340万円と試算をして、制度を平成24年に開始しているということですので、よろしく申し上げます。

4つ目のご質問です。ふるさと納税の応援基金が30億円以上になっている。今年はまた積み上がりますので、もっと多くなります。これを取り崩して、65歳以上の非課税世帯に限定されている現在の減免措置を、年齢等を超えて全ての非課税世帯、そして、児童扶養手当を受けている世帯などにも広げるべきではないかという議員のご提言です。

このふるさと納税であります。これを原資とするふるさと応援基金を私は水道料金の減免

に活用する考えは現在持っておりません。水道料金については、南魚沼市報、市報みなみ魚沼であります。先ほど言いましたけれども、ここでも特集を組んでお知らせをしたところでもあります。現在の用途別の料金から口径別の料金体系に変更する料金改定の準備を、現在市は進めています。水道事業は進めています。これまでと改めるわけであり、これは画期的なことになっていきます。公平感のある料金設定、そして持続可能な、何よりも最も基本となる社会インフラ、地域のインフラでありますこの水道が、持続可能でなければなりません。この水道事業運営等を念頭に検討を現在しています。議員もご承知のとおりです。

これらをもってこの料金改定を優先に取り組んでいく。このことこそが真摯に市民の皆さんの側に立って、付け焼き刃ではない、一時いいだけでは駄目だ——例えば市長は誰がなくても、やはり格好いいこともやりたがる時があるわけです。私も人間でありますので、そういうこともあったかもしれない。こういうことではなくて、本当にきちんとしてこの水道事業を成り立たせていかなければ持続はできませんので、こういう観点からやりたい。

ふるさと納税をなぜ使わないかという理由の最もは、ふるさと納税はあくまで現在国が進めている制度です。何度も繰り返して話をしていますが、この制度をもって、恒久的に、一旦始めたそういう支援事業とかそういったものが、ずっと続けていかなければいけない。これは行政の責任になりますので。このことにはふさわしくない、私は制度の——お金の額はたくさん今いただいておりますが、それには使えない。給食費もただにしろという議論もいっぱいあります。例えば同じことではないでしょうか。様々あります。こういったところにきちんと筋目をつけて、本当の本旨に立ち帰ってやらなければならない。

それに加えて、先ほど市長のお任せコースで、市長は自由になるではないか。とんでもないことでありまして、確かに市長のお任せコースは多い。このことをまずは、水道事業に当てはめるわけにはいかないと確信をしておりますし、加えまして、寄附者の希望があり、まさか水道料金の値下げをするためにご寄附をいただいている方は、私はそう多くなかろうと思っておりますので、この点をご理解をいただきたいと思っております。

以上、壇上からの答弁にします。

○議 長 1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 今こそ6年前の水道料金値下げの選挙公約を実現すべきではないか

まず、魚沼市への転出増に関してですけれども、市長は今、南魚沼市のアンケートをとったときに、この市のあまりマイナスなところは何かと言ったときに、一番大きかったのは自然環境が厳しいと今おっしゃっていました。であるならば、私は魚沼市と南魚沼市と自然環境の厳しさではそんなに変わらないと思うのですが、その場合、魚沼市に人が増えているということの説明はどういうふうな考えですか。

○議 長 市長。

○市 長 今こそ6年前の水道料金値下げの選挙公約を実現すべきではないか

そういう捉え方がちょっと違っていると私は思うのです。そうではなくて、私どもの市民に対してやったアンケートの中で、将来この地域、南魚沼市から市外に出て住みたいか。こ

れは別に隣の市を言っているわけではなくて、そういう設問設定ではありません。出ていきたい、この中で一番大きいのは、実は自然環境の厳しさであると。私は雪が降ることというように、よく単純に考えるとそういうことだと思えるのですけれども、そういうことを言っている人が多いと。

なので、そのほかにも働く場に魅力がない、例えばこれは隣のほうが魅力的なのかもしれません。分かりませんよ、そこまでは。加えて、買い物がいにくい。これは大和地域の皆さんは、特に私がちょっと聞き及んでいるのは、なかなかお店の数とか、近在するところに店舗が少ないということも聞こえてはいます。こういったことも含めて、先ほど言った自然環境のほかに答えている人のパーセンテージの中にこれらの方が含まれると思っています。

以上です。

○議 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 今こそ6年前の水道料金値下げの選挙公約を実現すべきではないか

魚沼市に南魚沼市から人が流れていくのが多くなっているというのは、僕の中では物すごく大きなことだと思っていて、例えば雪を東京に持って行って、雪すばらしいよと言って、雪国の生活いいよと言っても、東京の人たちからすれば、魚沼市でも南魚沼市でも同じ雪の量なわけです。だから、もしかしたら僕たちがやっている雪国のアピールが、魚沼市に取り残られてしまう可能性もあるわけです。なので、今後もうちょっと、何で魚沼市に人が流れていくのかというのを、詳細な調査をするおつもりはあるかどうかだけお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 今こそ6年前の水道料金値下げの選挙公約を実現すべきではないか

移住・定住のことにつきましては、人口減の問題も含めて、大きな市のテーマです。なので、特別殊さらに魚沼市との比較をされますが、そういうことだけではなくて、様々に転入や転出の問題、そして加えて、転入者に対して、なぜこの地域に来たか。移住・定住といっても、仕事でたまたま来たのだということもあったり、結婚で来られた方とか、様々あるわけです。この中で、いや、この地域がよくて来ました、という人はいるのかどうか。これすら調査がなかなかしにくい問題だったけれども、ご本人の個人情報のこともクリアした中で同意いただいて、そのアンケートもしながら始めています。それは我々のところから出ていく人は、どういうことで出ていってしまうのだろうかということも含めて、今関心を持つのが当たり前ですし、そういうふうにやろうと思っています。

しかし、殊さらに魚沼市に出て、私のところに結婚で市長と写真を撮るコーナーがあるのです。下に婚姻届を出された方は、多くの方が来てくれるのです。そうすると、時間があつたり、例えば市長室にいるときは、全部一緒に写真に収まったり、またお祝いとか——言葉ですよ、それとかをかけていますが、魚沼市から来る人もいっぱいいますから。

だから、その何かの数字だけ、そこだけを見てあまり議論しても、私は、この辺の地方で言う、ようともない話ではなかろうかと私は思います。しかし関心は持っています。特に大和の地域で、今医療圏が、医療の場所がある。そこよりも小出というか、魚沼側のところに

アパートを借りて来ている人が多いのだよ、市長、という話も含めて、そういうことはちょっと心痛的に思うところもあるけれども、それをすぐにぱっと変えていくこともなかなかできない。がゆえに、様々なことに取り組みながらやっていこうということです。関心を持たないということは当然ありませんし、調査もしていきたいと思います。

○議 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 今こそ6年前の水道料金値下げの選挙公約を実現すべきではないか

転入者が来るときの転入届のときにアンケートをとられるのはすごくいいやり方だと思っているのですが、例えば転出届を出される方もいらっしゃるではないですか。そのときにアンケートを出す考えはありますか。

○議 長 市長。

○市 長 今こそ6年前の水道料金値下げの選挙公約を実現すべきではないか

考えてみますが、転入されてくる方に聞くということは、非常にやりやすいです。しかし、出て行かれる方はいろいろなまた事情があって出て行く方もいます。隣の市がいいから出て行くというだけではなくて、人生悲喜こもごも盛んにいろいろなことがあって、出て行かざるを得ない人もいたりするわけではないですか。そういうときに、もちろん入って来る人もそうかもしれないけれども。その調査というのは、口で言うほど簡単ではないと私は思います。配慮不足と言われる恐れがあると思いますので、慎重に対応したいと思います。

○議 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 今こそ6年前の水道料金値下げの選挙公約を実現すべきではないか

魚沼市の件はこれで終わりにします。

次、2番目の一律減免。215円から220円の一律減免ではなくて、なぜ非課税世帯に限って1,000円くらい減免することができなかつたのかという話の答弁に関して、市長の理由の一つが、市民が等しく恩恵を被ることが大切だと今おっしゃいました。

しかし、今の南魚沼市の水道料金は果たして市民に等しく料金を設定されていますでしょうか。10立方メートルまで一律2,460円。全く使わなくても。10立方メートル使わない世帯、3分の1、34%で、この10年で35%に増えている。つまり単身世帯型が増えているから、10立方メートル使わない人も増えている。5立方メートル使わない人、5分の1、2割です。つまり5世帯に1世帯くらいが1,200円分くらいしか使っていないのに、倍の2,400円払っているわけです。今の料金システム自体、市民が等しく恩恵を被っているシステムではないのに、減免するときだけなぜその市民の公平さを強調されるのか。その考えを教えてください。

○議 長 市長。

○市 長 今こそ6年前の水道料金値下げの選挙公約を実現すべきではないか

私が5年前に、5年ちょっとたちましたが、市長に出るときに、一番言ったのは、この地域に例えば単身でこちらに仕事でおいでになっている方、アパートを借りている人が多いです。アパート率が高いです、うちの市は。加えて、そういった人は今議員がご指摘されるよ

うに、本当にあまり使っていないのという思いがあったと思います。もっと言うと、マンションは特にそうです。マンションの方々、こういったところからそういう声がないばかりでは当然なくて、いろいろ考えてまいりました。

がゆえに、私の選挙後、公約した値下げに踏み切りたいという思いの中でやりましたけれども、その部分も令和3年3月で終了して、今立ち向かっているのは、今まさに議員がお話しされている、公平感でやっていこう。それが口径別のことにやって、これはいわゆる多くの市民の皆さんは減額されていく道筋になっていくと思いますが、しかしながら、これまでそれを是としていた大口に使う皆さんについては、さらに値上げという感が出てくるのです。だから、0点か100点は取れないのです。

その中で、しかしこの水を皆で共有して頑張っていこうということで、ご理解もいただく中でこの料金改定、口径別に改めていかなければなりません。今まさにそれをしようとしている。それは我々としては、多くの市民の皆さんも感じる、公平感につながるからだと思いますので、そういうことをご理解をいただきたいと思います。前のことばかり振り返るのではなくて、これからどうしようかということの議論をぜひとも建設的に私は進めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 今こそ6年前の水道料金値下げの選挙公約を実現すべきではないか

それでは3番目、65歳以上の非課税世帯に対して減免が年齢で限定されているという市長の答弁ですが、ひとり親世帯や就学援助や障がい者の人は別枠で支援があるとおっしゃいますけれども、65歳以上の方もある意味、支援があると思っていて、それは年金です。そういう意味で、65歳以上の方はその年金が支援制度という意味で成り立つかどうかというのはまた別の議論かもしれないけれども、私からすると、ひとり親世帯や就学者世帯や障がい者世帯にも確かに別枠であるかもしれないけれども、65歳以上も別枠であると思うのです。にもかかわらず、市長が就任されて、年齢の条件を継続してきた理由を改めてお聞かせください。

○議 長 市長。

○市 長 今こそ6年前の水道料金値下げの選挙公約を実現すべきではないか

大変申し訳ありませんが、年金をここでやはり言うことは、ちょっと私はその議論には参加したくありません。全然違う問題だと私は思います。

加えまして、これを継続してきた、そのとおりであると思うから継続をしてきた。決して前の方、私になって改める、この部分は必要ないと思ってやってきました。そのほかにも様々やりたいという思いでやってきました。

そして就任後、こういう既に福祉的な意味も含めたそういう支援を申し上げている人ではなくて、それ以外のところということもあり、加えて、本当は公約していたのは、子育て世帯の皆さんのご家庭について減免しようということをやっていたのです。しかし、最後はどこで一体線を引くのだという話になりまして、これは誠に難しかった。なので、一律減免というほうに踏み切りました。今ほどのご質問の件につきましては、このことでよろしいと思

って、それを継続している。もちろん議会の皆さんもその旨を是として、私どもと一緒に理解をいただいて進めていると私は思っています。

○議 長 1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 今こそ6年前の水道料金値下げの選挙公約を実現すべきではないか

市長のおっしゃるとおり、前向きな話をしたいと思っていて、今回その料金改定に向けて動き出していることに関しては評価しています。ただ、実際料金がどれくらい下がるのかとか、いつ下がるのかというのもまだ決まっていない段階で、これだけ生活に困っている方が今多くなっている。

そして、南魚沼市の水道料金システムというのは、単身世帯、水をあまり使わない人ほど不公平な料金設定になっていて、繰り返しますけれども、5立方メートル使っても2,460円。水道事業の全体では今黒字経営が続いております。16億円の資金残高がある。これの一つの理由として考えられるのが、まさしくあまり水を使わない人たちが、使わない分まで払ってきてくれたおかげだと思っているのです。

それであるならば、今これだけ自殺している人が増えている、生活に困っている人が増えている中で、であるならば、38億円の基金がある、大部分が市長にお任せコース。料金改定がなされるまでの短期間だけでも、65歳以上に限定されている福祉減免の年齢制限を撤廃して、さらに今子育て世帯とおっしゃいましたけれども、児童扶養手当を受けている方に特化して減免すれば、困っている子育て世帯にも減免できたよと言えると思うのです。料金改定をなされるまでのこの期間だけでも、何とかできないかという思いはございませんでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 今こそ6年前の水道料金値下げの選挙公約を実現すべきではないか

最初の答弁に立ったときのことから、ほかに付け加えることはほとんどありませんが、私としては、そういう今のコロナ禍における事象として、大変困った人がいっぱいいらっしゃるという話ですから、その部分について、水道料金のことでやるというのは、非常に組立てが難しいと思います。それ以外にやる道筋があるのではなからうか。そういう議論もぜひ出していただければありがたい。私としては、水道料金のことは非常にやはりシンプルに、これは皆が使う基本中の基本のところですから、ここではなくて、本当に事象として今コロナ禍で大変だということであれば、それは今やっている経済支援や、そういう中に含まれていますし、国もそういういろいろな世帯に対しては様々に手を打ってきていますよね。そういうことをもってやるべきだと私は思います。

加えまして、ちょっとだけこれは訂正したほうがいいのではないかと申し上げますが、先ほど生活保護世帯が、南魚沼市は急増しているようにお話をしてしまして、全国はそれほどでもないという話を多分されました。今、全国でも急増しています。南魚沼市は、私は議員よく見ていただいたと思ってうれしかったのは、これは最後のセーフティーネットで、これはぜひ皆さんの権利であるから本当に困ったら使ってくださいということを、市長名で

もきちんと表に立てて、そして市報でも——特別な誌面を以前やったことはあまりなかったのです。枠を大きくして、本当に困っていたらぜひ来てくださいと。これをきちんと拾い上げる、拾うというか、言葉は悪いのですけれども、きちんと保護にして差し上げるのが行政の役目でもありますので、そういう意味で急増だけを何か言って、住みにくくなったとか、そういうことでは私はないと思います。加えて、そういうことも含めて、大変なところには、違う意味の大変な手当ての仕方というのがあると思うし、これを共有インフラの水道料金でやっていくというのは、これからまた状況が変わってくるわけですから、少しふさわしくないと、私は考えています。

○議 長 1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 今こそ6年前の水道料金値下げの選挙公約を実現すべきではないか

本当に今市長のおっしゃるとおり、南魚沼市の生活保護体制、福祉体制は、物すごくいいと思っていて、他の自治体よりもかなり先行していて、本当にすごいと思っています。だから本当に生活保護が増えているというのも難しく、それを言うてしまうと、何かこう「ああ、俺は申請に行つてはいけないのかな」みたいな、そういうイメージで捉えてほしくなくて、ぜひ困ったことがあつたら、もう南魚沼市の福祉課に行つていただけたら、物すごく優秀な職員がいますから、ぜひお声かけいただきたいと思います。あまり監視役の議員がその行政を褒めすぎるのもよくないのですけれども、ここに関しては、物すごく私は評価しています。

引き続き、市長、水道料金でやるのは難しいという部分ですけれども、今新型コロナで何が起きているかという、生活費全般が上がっています。食料費とかガソリンとか、全般に上がっているんで、特定の事業者を、この人たちが一番大変だと特定するのが難しくなっている。であるならば、誰もが使う水道料金というの僕は全然ありだと思っていて、特に南魚沼市の場合は、今生活保護を受ける人はほとんどが単身世帯です。つまり単身世帯になるほど貧しくなる、生活が苦しくなるというのはもうこのデータから読み取れているのに、これまで、その単身世帯ほどたくさんの水道料金を課しているわけではないですか。

ガソリンスタンドに行つたら、レギュラーガソリン 170 円とかすぐ見るではないですか。でも南魚沼市は、ガソリンスタンドを水道料金のシステムに代えると、1 トン 240 円でも 10 トンまでは売らないよ。10 トンまで来なければ売らないよ。1 トンだけだったら売らないよと。10 トンしか、2,460 円しか売りませんよと。さらにたくさん使う人は特別に割り引いているわけです。そんなガソリンスタンドないではないですか。

誰もが使う水道料金なのだから、もう一番ベーシックなもので、不公平な料金システムをずっと採用されてきているわけです。今もう新型コロナで本当に大変なときになっているのだから、市長がおっしゃったその水道料金では難しいという部分、もう一度、ふるさと応援基金でやった人たちは、まさか水道料金を下げるために使われるとは思っていないだろうと、その裏づけとかがあるのかどうかとか、何でその水道料金が難しいと思うのか、もうちょっと全てのこと、これまでのことを考えた上でもう一度お願いします。すみません。

○議 長 市長。

○市 長 今こそ6年前の水道料金値下げの選挙公約を実現すべきではないか

繰り返しになる部分もあるかもしれないので、聞いていただきたいのですが、使った料金だけで、蛇口からひねった部分だけで水が出てきて、その料金だけでいいという観点からいくと、そういう答えになるのですよ。しかし、なるべくそうしていこうという向きを今やっているのです。しかし、そのほかにも施設の多くの経費が全部かかっていたり、様々あります。

例えばですよ、私は自分の生まれた場所の石打というところの、スキー場の、あそこは行政の水ではありません。水道組合がつくってやっているのです。開発行為をやった場所なので、いわゆる給水区域に入っていません。要するに行政が管理をしない水でスキー場の運営をやっているのです。組合長をずっと務めていました、ついこの間まで。この中で一番の問題は、いつもそういう議論になるのですよ。使った量でやってほしい。そうすると——ごめんなさい、言葉は悪いのですが、あまり使わない施設がありますね。商売ベースでいえば、あまりはやらない施設ということです。商売でいえば。ごめん、これは語弊があるので、ちょっとよく含んで聞いてもらいたい。そういう少ない人と、ではいっぱい使っている人からいっぱい取ればいいという議論でしょう。それでは成り立たないのです。皆で全体を管理しなければならないのです。

それが今現在まで水道事業としてやってきているのは、皆でこれを負担して割っている。逆に言えば、この逆さやです。つくっている料金が例えば100かかるとする。しかしながら、市民の皆さんには、オーバーな言い方ですが、それ以下の値段で皆さんに供水しているのです。ここを是正していかなければならないということ。高い、高いと言うけれども、我々が本当に背負いこんで、我々のインフラの水道事業を守るがためにかかっている費用で割算した水道料金よりもはるかに安い値段で市民の皆さんに提供し、補填までしてやってきているわけです。そういうことを直していこうということです。

なので、少し議論を、もちろん議論は受けて立ちますが、もう少し、よくそういうところも分かっていたら議論していただかないと、今単にこの話だけ聞いている人は、下げない我々が悪者で、という話になりませんか。だから、気をつけてもらいたい。水道の問題はそう簡単な問題ではありません。

○議 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 今こそ6年前の水道料金値下げの選挙公約を実現すべきではないか

これだけ生活が困っている中で、水道料金でやるのは難しいとおっしゃいます。38億円の基金があって、その大きな部分は市長にお任せコースです。今後、今これだけ生活が困っているのですけれども、その基金で、水道料金でやるのは難しいなら、何か別の事業で経済的弱者を支援するというような考えは今おありですか。

○議 長 市長。

○市 長 今こそ6年前の水道料金値下げの選挙公約を実現すべきではないか

ですので、本当に生活が困っている人が多くなってきている。それは言葉で言えばそういうふうには、分かります。が、具体的に困った方がどうなっていくか。例えば生活保護を受けられるとか、いろいろな支援を受けられるお立場になる。ここについては減免を現在もやっているわけです。ではないですか。だから、そういうことがきちんとセーフティーネットとして、ちょっと言葉が広義ですけれども、そういうふうにある中で、さらにやはり今の新型コロナの問題で、もっと様々な事象、例えばウクライナの事象があつて、もっと原油が上がるかもしれない、例えばですよ。そういうことになったときに、前にも2番議員の方のご質問にも答えたことがありますが、福祉灯油にも及びました。

そういう事象があれば、速やかに、これは例えば国や、県を待たずとも、市民の生活を守るのは市政の最も重要なことでもありますので、そういうときには果敢にやっということでもあります。なので、繰り返しになりますが、そういう事象に対してやはりやるべきであつて、水道料金は本当に皆で守っていかなければいけないところがありますので、私はそちらのほうに重きを置いているということで発言させてもらっています。これは何度聞かれてもそう言いますので、よろしくお願いします。

○議 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 今こそ6年前の水道料金値下げの選挙公約を実現すべきではないか

先ほど困っている方には既に減免をやっていると、今おっしゃいましたけれども、それについてもう一度、どんな減免をやっているらっしゃいますか。

○議 長 市長。

○市 長 今こそ6年前の水道料金値下げの選挙公約を実現すべきではないか

先ほどから言っているように、何ですかね。何を質問したか、ちょっと私ちょっと理解がちょっと難しかった。質問します。

○議 長 今こそ6年前の水道料金値下げの選挙公約を実現すべきではないか

市長の答弁で、困っている人には減免しているという答弁をしたのですけれども、ではそれは何を減免しているのですかという質問です。

○市 長 今こそ6年前の水道料金値下げの選挙公約を実現すべきではないか

新型コロナのことを殊さらに言われるので、新型コロナについて、これは議会の皆さんからも提案もあつて、本当に一律減免やりました。その後は議会の皆さんからも継続すべしという声はありませんでしたが、私もそこはあまり市民の皆さんから直接に継続してほしいという声は、私は皆無でした。なので、そういうことです。

○議 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 今こそ6年前の水道料金値下げの選挙公約を実現すべきではないか

現在進行形でおっしゃっている。減免やっていると。今現在進行形でやられている減免措置について教えてください。

○議 長 市長。

○市 長 今こそ6年前の水道料金値下げの選挙公約を実現すべきではないか

先ほど、3番目のご質問の、(2)で細かくまた話をしたつもりですが、どうでしょう。

〔え、ちょっと聞こえない。もう一回。何、すみません〕と叫ぶ者あり〕

○議 長 市長。

○市 長 今こそ6年前の水道料金値下げの選挙公約を実現すべきではないか

先ほど、もう最初の答弁でやっているのですけれども、3番目の、そちらから65歳以上の方々という話がありました。この中でやっていること、これが該当するのではなかろうかと思えます。

○議 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 今こそ6年前の水道料金値下げの選挙公約を実現すべきではないか

その65歳以上に限定された減免措置をもってして、生活に困っている人を既に減免していると答弁されるのは、いかがかと思えますよ。65歳以下の人でも生活困っている人たくさんいると思えますよ。その人たちが今聞いている中で、今市長、現在進行形で減免やっていると云ったのですよ。

○議 長 今こそ6年前の水道料金値下げの選挙公約を実現すべきではないか

最初の答弁で、ひとり親世帯とか、就学援助世帯、障がい者世帯、在宅の要介護4以上の高齢者というようなところを答弁しているということだと認識していただければと思います。

○議 長 市長。

○市 長 今こそ6年前の水道料金値下げの選挙公約を実現すべきではないか

すみません。私が言葉足らずかもしれませんが、今このコロナ禍において、黒岩議員はずっとそれを言うわけです。コロナ禍において生活感に困る。そういうことについては経済支援という形も、市も含めて、市もやっています。国県も様々な形で支援を申し上げている。そういう中で考えなければならないのではないかとということが、私が先ほどから議論している中の一番のテーマなので、そこを理解してもらえませんか。

○議 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 今こそ6年前の水道料金値下げの選挙公約を実現すべきではないか

残り1分30秒になりましたので、もう終わりにしたいと思いますけれども、とにかくこの不公平な料金制度がある限り、私南魚沼市、もうこの制度1つだけ取っても、なかなか移住を呼び込むのは難しいのではないかと思うくらい、この制度、早く、一刻も早く変えてほしいという思いで、今回一般質問しました。

市長、これから変えていくとおっしゃってくれていますので、それについては最大限評価しますので、ぜひ引き続き、意見交換しつつやっていきたいと思えます。今日の質問終わります。

○議 長 以上で、黒岩揺光君の質問を終わります。

○議 長 休憩といたします。休憩後の再開を11時40分といたします。

[午前11時30分]

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

○議 長 質問順位 3 番、議席番号 19 番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 通告に従いまして、一般質問を開始したいと思います。

市民病院の具体的な経営改善策について

市民病院の具体的な経営改善策について、を議題といたします。

市民病院は我が市の地域医療の中核をなす重要な病院であるが、収益性に乏しく慢性的な赤字体質となっています。一般会計から病院事業への繰入れは平成 16 年度から累計で 100 億円を超えており、病院経営が財政を逼迫させる原因にもなっています。しかし、この繰入れに依存する体質が解消されれば、病院事業に向けていた予算を本来行うべき市民サービスに分配できるようになるだけでなく、将来に向けた基金の積立ても可能になります。

市民病院の病床数 140 床では到底黒字経営にはできないというのが病院経営のセオリーのようなのですが、あれだけの病院を建設して、いまだに誰が 140 床にしたのか、その責任が明確になっていないという議論が起きています。しかし過去を責めても改善はしません。この慢性的な赤字体質の病院事業を悲観せず、病院経営の改善に取り組めば、逆に市の財政は明るい展望が開けるものと思われまます。今回の一般質問は市民病院の経営改善についてお聞きします。

1、後発医薬品の積極的な導入に努めているか。2、25 科ある診療科を適正規模に縮小し、効率を高めるべきではないか。3、100 名以上いる非常勤医師を適正規模に縮小し、効率を高めるべきではないか。4、新設される回復期リハビリテーション病棟は収益を上げられるか。5、経営と医療を分離させるべきであると思うが、地方独立行政法人や指定管理者制度など、運営形態の変更を検討しているか。

以上、演壇での発言を終わります。

○議 長 桑原圭美君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは桑原議員のご質問に答えてまいります。

市民病院の具体的な経営改善策について

今回は市民病院の具体的な経営改善策についてということで、大変多くて、大きなテーマですけれども、一生懸命答えてまいります。

1 点目からお話をします。まず 1 点目の後発医薬品の積極的な導入に努めているかというご質問ですが、これにつきましては、バイオシミラー——バイオ後発薬も含めて、治療に先発医薬品と同等の効果が期待できるものにつきましては、積極的に採用しているということでございます。ただし、報道にもありましたとおり、この後発医薬品の薬品会社において、製造工程での不正が残念ながら次々と発覚して、後発医薬品に対する信頼性の低下を招いたことなどから、後発医薬品全体の供給が滞っていて、いまだに入荷が難しいという医薬品もあると報告を聞いています。

また、この後発医薬品は、先発医薬品と効能は同等と言われていますが、全てが同じとい

うこともなかなか言えないというところもあって、重症患者の方に対してこれを使用したがない医師もいらっしゃいます。その場合には、市民病院の医薬品の方針を協議して、安全性を再度確認しながら切替えが可能な医薬品について切替えをお願いしているということと
思います。

医薬品につきましては、後発医薬品や、先ほど申し上げましたバイオ後発薬の率を高めるだけでなく、医薬品購入の業者さんを決定する際には選定方法を工夫しながら、医薬品全体の値引き率が高まるように努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

結果として、現在値引き率は関東平均となっています。この間、いろいろな努力はされてきました。こういうことでまた引き続きやっていきたいと考えています。

2つ目のご質問の、25科ある診療科を適正規模に縮小して効率を高めるべきではないかというご質問ですが、議員ご指摘のとおり、現在25の診療科を標榜しています。診療科を縮小することについては、魚沼医療圏の、この全体の医療圏の病院や開業医における診療科の状況を見なければなりません。加えまして、病院の経営面と併せて、市民の皆さんが必要とする医療需要も勘案しながら判断していかなければならないと考えています。

ただ単に病院の収益を優先して、ほかに代替ができるそういう病院や開業医がこの魚沼圏域にないということになれば、診療科を縮小してしまうと医療難民の発生、こういったものにもつながります。縮小や廃止をしても代替できる病院などがある、そして経営改善に寄与できる診療科については、現在その時期等について検討を鋭意進めているということであり
ますので、よろしくお願ひします。なかなか一概にこの適正規模といっても、なかなか難しいものであるということはお理解いただいていると思ひますが、そういう方向で取り組んで
おりますので、よろしくお願ひします。

3番目であります。100名以上いる非常勤医師、この皆さんを適正規模に縮小して、効率を
高めるべきではないか。ここでも何度も繰り返している非常勤医師に非常に頼るところが過
多で、そして常勤医が少ないという構造的な問題です。大学や協力医療機関による診療枠に
複数の医師が日替わりで勤務をしていただく診療科もあるということから、非常勤医師の人
数は現在延べ数でお話のとおり100人以上になっています。

診療科ごとの非常勤医師につきましては、診療科の縮小とも関連するのですが、病院内に
おいても、市民の皆さんのこの医療需要、それと実際の患者数、収益への寄与、こういう面
から中止や診療コマ数の削減、また旅費や宿泊代を含めた——これらも当然通っていただく
わけですので、そうなりますが、こういうことを含めた給料の明確な在り方などについて現
在検討を進めています。

一部の非常勤医師につきましては、市民の医療需要との実際の患者数から、令和4年度か
らコマ数を最大限減らすことを、これは先方の出していただいている、先方の病院さんと協
議をし、決定をしたりもしているところであります。

今後も市民の皆さんの医療需要や病態の変化などを、これは常に勘案しながら市民病院に
勤務をいただいている、本当に力を貸していただいています非常勤の医師の皆さんから、私

どもの地域における医療提供と、加えて病院経営の両面に力を貸していただけるように検討を重ねてまいりたいと考えております。本当にありがたいことではありますが、ただ私どもの市は構造的な問題があって、ここに今立ち向かおうとしているというところで、お願いしませうということでございます。

4つ目であります。新設される回復期リハビリテーション病棟は、収益を上げられるのかということでもあります。現在の急性期病棟を回復期リハビリテーション病棟に転換することで、ここでも説明しているかと思うのですが、すぐに収益が上がるものではなかなかございません。現在、魚沼医療圏域には回復期リハビリテーション病棟がないという地域です。

このことから、私どものこの病院の患者さんだけではなくて、今までこの圏域外に出ていってしまったというか、流出している、こういう患者さんや、それから病院と病院の関係の病病連携、これによって紹介された患者さんの入院を受け入れることで病床利用率が高まっていき、収益が上がるようになってくるということを目指しているわけでもあります。また急性期病棟に入院する患者さんよりも、リハビリテーション単位を増やすことが可能となるということから、入院実績を積み重ねながらですが、早期に入院料のランクをこれをもって上げていくということを計画しています。

回復期リハビリテーション病棟に先行する形で、この4月から一部の病棟を地域包括ケア病棟に転換いたしますが、急性期病棟に加えて今ほど申し上げたことも含めて、今ほど申し上げたことも含めて、2つの回復期の病棟がここにあるということになる。このことで急性期から回復期までを、そこを経て在宅復帰するまで、または途中また帰ってきて入院ということもあるかもしれません。そういうシステムが途切れのない医療という形で提供されるということができるとおもいます。

多職種の医療スタッフがこれらには関わっていくこととなりますので、住み慣れた地域で、ご自分の元の状態に近いこの生活を目指して機能回復に取り組んだり、あるいは自宅や介護施設などで療養生活への復帰を目指すとか、病状や要介護度を踏まえながらこの患者さんやご家族と相談をしながらの退院後のよりよい生活を目指すということに私はつながっていくと思っております、これは患者さんご家族にとっても大きな安心、これはひいては地域の医療、広義では福祉全般の安心に、これは大きく寄与できるものと考えておりますので、よろしくお願ひします。収益だけではない——それはもちろん頑張らなければいけないのですが、大きなそういう安心につながっていくと私は思います。

5番目の問題ですが、経営と医療を分離させるべきであると思うが、地方独立行政法人や指定管理者制度などの運営形態の変更を検討しているかということ。これにつきましても、ずっとお答えをしてくれているつもりですけれども、再度申し上げます。市民病院はゆきぐに大和病院とともに公営企業法における全部適用としておりまして、これは企業会計として運営をしている。このことから経営と医療を分離して行うことはできません。市民に安全で安心な医療提供を行いながら収益を上げていく。安定した経営を目指すべきと考えていま

す。

指定管理等の導入などのこの運営形態の変更についてであります。選択肢の一つであることは紛れもない事実であります。これは議場でも話をしているところですが、平成21年と、ちょっとごめんなさい、記憶していますが、そのときこの公営企業法の全部適用、この議論があったと。当時は多分全員協議会だったと思いますが、ここでもこの体制の在り方を検討する中で、大いに議論もされる中で現在の体制になっている——これは絶対ではなくて、その後見直し等も含めてということで、そういう話になっています。これが選択肢の一つであることは間違いのない事実であると思います。

4月から機構改革によりまして、市民病院庶務課内に経営管理本部設立準備室を設置いたします。早い段階で経営管理本部に昇格というか、立ち上げていこうということでありますが、今後の医療対策や経営分析をより専門に行うことで、将来にわたり安定した医療の提供と経営を目指していきたい。市民にとって必要なのは、安定をした持続できる、そういう医療体制、福祉体制であると思っておりますので、このことから外れることなく、物事を真っ直ぐに見つめていきたいと考えております。

以上です。

○議 長 桑原圭美君の一般質問の途中ですが、昼食のため休憩といたします。休憩後の再開を1時20分といたします。

[午前11時55分]

○議 長 休憩を閉じ、一般質問を続行いたします。

[午後1時19分]

○議 長 19番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 市民病院の具体的な経営改善策について

先ほどの答弁を受けて質問をさせていただきます。まず、1番の後発医薬品の積極的な導入ですけれども、先ほど説明があったとおり、信頼性の低下が見られたりということもございました。ただ、伸びてきたとはいえ、まだ我が市の使用率は82.3%ということで、まだまだ伸ばしていかなければならない部分だと思えます。先ほどのような信頼性の低下等の理由で、供給量の減になっているわけですけれども、春の診療報酬改定がございまして、加算とか減算が大きくなるということが報じられていて、今の80%台だと21点、これを85%に伸ばすと28点まで上がりますので、85%以上にしなければならない部分だと思えます。

そこで供給減の中、どうこれに対応していくのかということのを、もし方針を決めていたらお聞かせください。

○議 長 市長。

○市 長 市民病院の具体的な経営改善策について

この件につきましては、専門性もありますので、私よりも担当する人から答弁させますので、よろしく申し上げます。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 市民病院の具体的な経営改善策について

今ほどのご質問の件ですが、やはりジェネリック等、導入を進めていきたいところですが、市長からの答弁もありましたとおり、なかなか医師の薬を使う状況とか、そういうところもありますので、院内でも協議をしながら進めていきたいと思っております。

あと供給が非常に滞っているということで、大分種類のほうも今はなかなか難しいところでは。それにつきましては、改善されることを期待いたしまして、順次導入につなげていきたいと、そのように思っております。

○議 長 19番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 市民病院の具体的な経営改善策について

その部分に関連するのですが、ジェネリックを使うことを、病院とか薬局のほうがちよっと敬遠しがちだという、こういう傾向はございますでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 市民病院の具体的な経営改善策について

この件につきましても、専門性がありますので、関係する部署から答えさせます。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 市民病院の具体的な経営改善策について

敬遠する医師もいらっしゃいますし、薬価差でいいますと、ジェネリックは非常に単価も低い割に、もうけも割に低く抑えられます。新しい医薬品もどんどん出ますし、疾病についても新しい医薬品が効率的なところもあります。そういうところを鑑みますと、病院としてはいろいろ検討した中で、同率の効果が認められるようであれば、どんどん、先ほどもお話ししておりますが、導入はしていきたいと思っております。

一般の院外薬局さんにつきましては、私どものほうではなかなかデータの的に押さえられないので、お答えは控えさせていただきます。

○議 長 19番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 市民病院の具体的な経営改善策について

ジェネリックはよく分かりました。

もう一点、ジェネリックに限らないのですが、医薬品の提供、供給、不要な薬を供給していないかという部分がちょっとあるのですが、それは病院とか、そういったところで極力医薬品の提供を抑えていくような指導はしていますか。

○議 長 市長。

○市 長 市民病院の具体的な経営改善策について

そういうことはあってはならないと思っておりますが、適切な処方になっていると思っておりますけれども、この件につきましても担当する者から答えさせます。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 市民病院の具体的な経営改善策について

適切に処方されているものと思っております。

○議 長 19番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 市民病院の具体的な経営改善策について

そのようにお願いいたします。

次、(2)に移ります。先ほどの答弁もしっかりしていただきましたが、ちょっと多すぎるような気がします。また一方でこの魚沼医療圏の中でのバランスということもございまして、なかなか削減ということは簡単ではないと思います。ただやはり経営という部分、あと市民の皆様の負担というところもありますので、やはり25科というのはどうしても大きいです。私の印象ですけれども、大きいと思います。内科・外科・リハビリ・透析、あと眼科くらいに絞ればと思うのですけれども、それはちょっと難しい、極端な話ですが。

今のままで時間が経過すると、もううちの市だけ負担しているようなイメージでどうしても出てしまうのですけれども、この部分を、どうしてもこれが地域にとってバランス的に必要な診療科で、残さなければいけないとなったときは、他市に負担というのは求められないものでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 市民病院の具体的な経営改善策について

他の自治体に求めるということは、少し違う角度かなと私は思います。

診療科も標榜科、25科、先ほども答弁しましたが、一概に言えないと思います。何かに絞り込むということではなくて、先ほども言ったとおり、やはり医療需要が本当にあって、ただその中で、我々がこの2年か、もうちょっと前から話をしてきたのは、やはりそこを越えていくためにも、総合医の——全体の診療ができて、そして病病連携等の中できちんと役割を持って、全てを我々の市民病院にセットするという発想から、今まさに魚沼基幹病院とかも出来上がっていたり、また地域においては、それなりにそういうことを標榜というか、診療される、そういうクリニックも出来上がってきたりしているわけでありまして。小児科などもいい例だと思いますし、耳鼻咽喉科というのもあります。そういうことで、先ほど答弁したとおり、全体のバランスの中でそういう役割分担をしていこうということが本旨にならなければならない。

数を問題視するのではなくて、その中身の問題で、この地域にとってどういうことがふさわしいかということの中で、標榜科の数を徐々に、そしてできれば総合医、そういう方が少ないのですけれども、そういう方が見立てて、そういうところにお回しするというか、そういう連携関係ということになろうかと思えます。その中で、先ほどから全体の中で話を触れられている非常勤医のそういう構造的な問題に、これは対応していくことができると。そこをやらなければ、言っても話が上の空というか、上滑りしてしまうと私は思います。

○議 長 19番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 市民病院の具体的な経営改善策について

考え方としては理解できました。

次、(3)の問題は、本当に今市長がおっしゃったとおり、2と3は関連しています。極端

に削減するという事は、やはり地域の供給のバランスというのは崩れますし、先ほどの答弁の中には収益を必ずしも優先させないという理念がありますので、そこは理解ができました。

ただこの、今 107 名くらいいるのでしょうか。在籍している非常勤医をもうちょっとスリムにしたらいいのにとというのがございまして、そこら辺、今後どういった考えで進んでいくのか、削減できるのか。そこをお聞きしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 市民病院の具体的な経営改善策について

まずもって自治医科大学さんとの間でこの寄附講座等に、これは当初考えにくかった、大変なことです。出来上がってしまえば、何か当たり前だったかのようにもしも思う方がいたら、とんでもない話であって、大変なやはり努力の中でこれが達成されてきました。

こういう中からもその常勤医の定着の問題や、加えてまたさらにこれから、様々にまだ補完をしてもらいたいそういう診療科というか、そういうものもあります。例えば腎臓病の問題とかです。いろいろありまして、これらにも今努力している旨のことを議会の皆様にも報告しておりますが、こういう中でやはりやっていく。これが我々が思っている形にそう簡単にいくということではできませんが、しかしながらそちらに向かって今進めているということですので、ご理解を賜りたいと思います。

○議 長 19 番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 市民病院の具体的な経営改善策について

では次、4 番に移ります。新設される回復期リハビリテーション病棟は収益を上げられるか、ということで、この部分は所信表明でも明確にやるのだということをおうたっております。病院事業会計とか、市の財政に関しては、ここであえて触れることは必要ないのですけれども、非常に病院事業が財政を圧迫している原因には今の時点ではなっております。

このような状況下の中、令和 2 年 11 月の市報において、大和病院は増床、新築は非現実的である。市民病院は一般、急性期病棟の強化を目標にということをお公表していますが、ここがわずかな期間で市民病院、急性期 46 床を 2 病棟、回復期リハビリテーション病棟 48 床と、こういう方針になりました。この方針転換とっていいのか、ちょっと分かりませんが、これはもう経営改善に向けて大きくかじを取ったものと捉えてよろしいでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 市民病院の具体的な経営改善策について

じっくり今聞いているわけですが、少し誤解を与える部分で、誤解があったら申し訳ありません。改めていただきたいのは、急に変えたという私は認識を持っておりません。

これまでも様々な検討委員会や、そしてその後タスクフォースや現場も入ったそういったところ、それからもちろん管理者や病院長を含めたそういうメンバーによって成り立っている医療対策本部、こういったところでやってきていることにつきまして、詳細——よく傍聴ができないとかという話もありました。そうではなくて、本当に持てるものを別に隠すこと

もなく、本当にその話の経過等、そういったこともできる限りの開示をしながらやってきたつもりであって、これには大分時間をかけておりますので、急にそうなったということではございません。そして多くの共通認識の中で今この道筋が立てられて進めておりますことをぜひともご理解をいただきたいと思えます。

○議 長 19番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 市民病院の具体的な経営改善策について

実は平成30年くらいの公立病院改革プランの文書の中に回復期リハというのがうたわれていましたので、急に出てきたものではないというのは認識をしておりました。

一般社団法人回復期リハビリテーション病棟協会という報告書がございまして、これを私は参考に質問を組み立てているのですけれども、回復期リハビリテーション病棟は平成12年度より始まり、確実に病院の収益向上に寄与している。2025年問題を控え、有意義な取組であると書かれていました。

一方で、この回復期リハ病棟に取り組んだ事例は民間病院が75%で、我々のような市町村の公立病院は4%しか取り組んだ事例がありませんでした。公立病院の取組の事例がほとんどないというところで、ここに入っていく理由としては、先ほどの1回目の答弁でこの地域にないというところが大きいかと思うのですけれども、あえてこの部分に入っていこうとしている理由というのをお聞かせください。

○議 長 市長。

○市 長 市民病院の具体的な経営改善策について

ケアミックス型とか、先ほど言った、我々はいろいろなものに果敢に挑戦しているところもあります。その数字というのは、ちょっと私が今聞いたばかりなので、ちょっと分かりませんが、ここはもう踏んでいかなければならない、経営的な意味からも鉄板的な施策であると私は思っております。このことにつきましては、担当する外山副市長もしくは担当する者から答えてもらいますので、よろしくお願ひします。

○議 長 外山副市長。

○外山副市長 市民病院の具体的な経営改善策について

既に議員ご案内のように、まちづくり検討委員会、医療のまちづくりです。そのときからも市民病院における急性期と回復期のケアミックスというふうな形でやっておりまして、平成29年の地域医療構想であるとか、この前お示した市民の医療需要、いろいろ圏域外に出ているとか、助かった命も他圏域でリハビリやっていると、そういうことも総合的に勘案して、先ほど来、市民病院の病棟再編の話だったわけでありまして。

この回復期リハビリテーション病棟制度は最初はいろいろ、今度の診療報酬改定で6段階から5段階になりますけれども、最初の半年は一番低いところからやらなければいけないというプロセスになっております。しかし段階を追って、上位の基準を取り入れることになっておりますので、回復期リハビリテーション病棟をやるところが経営がおかしいというのは、ちょっと初耳でございまして、逆に言うと、入院のその収益率が一番高いのは、回復期リハ

ビリテーション病棟をやっているところなのです。

そういうことで、我がほうは収益もさることながら、市長が答弁したように、市民の医療需要、安心して医療を受けられるような体制にするために、それが一番だということで、回復期リハビリテーション病棟、それから4月から地域包括ケア病棟をやってケアミックスをやると、こういうことでございます。

○議 長 19番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 市民病院の具体的な経営改善策について

ちょっと私の言い方が間違っていたのかもしれませんが。回復期リハビリテーション病棟に移行したのが、75%が民間病院で、市町村の公立病院は4%しかなかった。市町村の公立病院がほとんどやっていないところに向かっていったということを言いたかったわけです。収益が4%というわけではございません。

次の質問ですけれども、入院する患者さんの内訳というのが、大きく分けて、脳血管系が45%、整形外科系が46%で、脳梗塞・脳出血・くも膜下出血・脊椎損傷・大腿骨頸部骨折がほとんどであると。これが市民病院だけでは確保できない患者さんということになるのですけれども、患者さんの確保、48床ございますが、いきなりは無理ですけれども、どのように確保していくか、この段取りをお聞かせください。

○議 長 市長。

○市 長 市民病院の具体的な経営改善策について

その件につきましては、担当する副市長、もしくは担当する部局から答えさせます。

○議 長 外山副市長。

○外山副市長 市民病院の具体的な経営改善策について

これは市民病院だけでできる話ではなくて、もうちょっと大がかりな戦略で、皆地域の中で話し合われてここまで来ております。

魚沼基幹病院は、地域包括ケア病床48床だったか、1月末までありましたけれども、この2月1日から地域包括ケア病床というのを廃止しました。それは地域包括ケア病床というのは回復期病床の一種ですけれども、それを今度は病病連携で、できる限り患者の病態に応じて、例えば市民病院が受け取るというふうな形で、こうしてこの地域包括ケア病棟をつくる。そこでそういうふうな形の流れの中で、今度は急性期が終わっても、病病連携で回復期が出てくるわけですので、それをできる限り市民病院のほうで看ようと。それで回復期が終わったら、すぐ退院できない人がいた場合でも、地域包括ケア病棟に行くというふうな形で、在宅はなければいけません、全体を回す中でやらなければいけない。

そうしますと、今の病態の中で、約半数くらいはカバーできますけれども、まさに市民病院のためだけにやるわけではありません。魚沼基幹病院をはじめ、市内の様々な病院、それから今長岡でやっているようなリハビリのことも含めまして、これは徐々に信頼を得ながら、実績を増やしていく。こういう話になるかと思っております。

○議 長 19番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 市民病院の具体的な経営改善策について

今の部分はよく分かりました。

次ですが、開設の準備という点で聞いてみたいと思うのですが、新年度予算、ちょっと触れますが、その人件費が8,000万円くらい増で、さらに病棟専従の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護助手等の確保をした場合はさらに5,000万円くらい増になるのかというふうな話がありました。この人材確保と費用対効果に関してどのように考えておられますでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 市民病院の具体的な経営改善策について

この件につきましても、担当する人から答弁させますので、よろしくお願いします。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 市民病院の具体的な経営改善策について

費用対効果ということですが、令和4年度当初につきましては、前から申し上げましたとおり、なかなか利益には結びつかないということになります。実績を重ねまして、上のクラスの利用率ですとか、そういうものを取得することによって収益が上がってくると。それに伴いまして、院内でも実際にほかの急性期の病棟で看ている患者さんを回復期、それと地域包括ケア病床に転換して、長期の入院にも耐えられるような体力をつくっていき、その間に急性期の患者さんも回すことから、ベッドコントロールを効率的にしまして収益を上げたいということで考えております。

4月から療法士、5人今採用していますけれども、上位のクラスを取るにはまだまだ足りません。そうした中で、どんどん高いクラスの収入を得ることによってペイできると、そのように考えております。

以上です。

○議 長 19番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 市民病院の具体的な経営改善策について

今の部分、分かりました。

開設のための準備というところでもう一点ですが、社会厚生委員会で、施設の整備というのは特に必要ないという話があったのです。全国的には88の回復期リハビリテーション病棟で、88%の病院で個室、1人部屋が13%あって、一番多い4人部屋が70%くらいの割合になっているということですが、市民病院の病室というのは、どういうイメージで考えておられますか。

○議 長 市長。

○市 長 市民病院の具体的な経営改善策について

これも私の答弁よりも、担当している者からの答弁のほうがよりお伝えしやすいだろうと思いますので、答弁させますので、よろしくお願いします。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 市民病院の具体的な経営改善策について

回復期リハビリテーション病棟につきましては、議員おっしゃるとおり、施設の整備とかは必要はありません。リハビリの療法士がリハビリの単位をどんどん重ねていって、退院に結びつけるというふうなことになりますので、今のところこれ以上の施設整備は必要ないと思っておりますし、個室もありますし、4人部屋、2人部屋等もあります。それを有効利用しながら今の状況を維持しながら運営していきたいと、そのように思っております。

○議 長 19番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 市民病院の具体的な経営改善策について

特に新たな整備は必要ないというところがすごくいいのかと思います。

次の質問ですけれども、回復期リハ病棟は、その理念のとおり退院した患者がもう自宅に戻るというケースが70%を超えておりました。施設に入るといの方を入れると、もう80%以上が自立するまで回復して退院していくと。再び、また帰ってくるというケースは5%以下になっていて、すごい成果が、リハビリの成果が表れているという報告がありました。

では残りの方たちが一体どうなっているのかというところに目を向けたのですけれども、10%くらいの方々が退院後の生活に不安があると答えています。家族がいらっしやらないとか経済的な理由、いわゆるソーシャルハイリスクを抱えている患者さんが10%くらいいらっしやいます。

回復期リハはマックス180日という期間がございますが、ここの平均在院日数を見ますと、70日くらいで出ていくということになっています。患者のほとんどが75歳以上であるということを見ますと、この退院後の不安解消というの、これを開設する場合は、考えていく必要があるのではないかと思うのですけれども、ここら辺はどのように考えているのでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 市民病院の具体的な経営改善策について

そこに立ち向かう前に、今なったとしてもそういう感があるという話ですよ。なので、これに取り組むということは、この状況を物すごく変えていくということです。そして、その中でもまた退院をして、ご自宅とかそういう不安があるということですが、私は大づかみに考えて、この後また答弁を補完してもらいますが、そういう方々が再度、不安の中でまた例えば具合が悪くなるとか、そういったときのためにも、当市民病院がですね、そういう役割を発揮して、そういう——言葉はふさわしくない……、再入院といいますか、そういう不安にもきちんと応えられる。そうなるものだと私は信じておりますが、いかがでしょうか。このことにつきまして、補完があれば、担当する者から答弁をさせますので、よろしく願いします。

○議 長 外山副市長。

○外山副市長 市民病院の具体的な経営改善策について

今、INGなどで、なかなか定量的に言うことは難しいのですけれども、私がリハビリテー

ジョン病院の病院長だったときの経験を申し上げますと、確かに回復する方が多いのですが、必ずしも100%そういうことではありません。おっしゃったように、いろいろな病態でリハビリが遅れた、あるいは病状が重かったためになかなか思うとおりに戻らない人もいます。それから経済的理由で受皿が不十分な人もいます。したがって、それは退院に向けて入院期間が満了に近づいたとき、その人の状況に応じて、この人ならサービス付高齢者住宅がいいのだろうか、いやご家族の関係で在宅がいいのだろうかとか、いやどうしても無理だから、やはりこの人は優先的に特別養護老人ホームだとか、そういう形で、ありとあらゆる資源を総動員して、この南魚沼の中で、また希望を持って生きられるように調整するということが非常に重要になってまいります。

したがって、この病棟の再編で急性期と回復期と地域包括ケア、あるいは魚沼基幹病院との関係で、ケアミックスをつくることのとどのつまりは、やはり在宅の部分をどうやって介護と整備していくか。これも一朝一夕にはできませんけれども、できないからといって、病棟再編のほうを待っているわけにはいきませんから、そういうことで、両方相にらみながら、皆で努力していくと。こういうことになろうかと思っております。

○議 長 19番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 市民病院の具体的な経営改善策について

今の考え方であると非常にいい流れになっていくのかと思います。すごく期待をしますし、入院中にもう次の方向を病院が考えてくれるというのは、僕はすばらしい行為だと思います。

最後5番目の経営と医療の分離ですけれども、先ほどの答弁のとおりで、全部適用というのはそういうことができないわけです。ただ、平成27年度に新公立病院改革ガイドラインというのがありまして、平成27年度に出たガイドラインは、全部適用の効果が達成されなかった場合、地方独立行政法人や指定管理者制度を検討するようにとありました。この平成27年度から時間も経過しているわけですけれども、改めて先ほどの答弁にもあったと言われればそれまでですが、その方向性というのを今現在どのような感じで考えておられるか、もう一回市長にお聞きしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 市民病院の具体的な経営改善策について

そのガイドラインとかプランにもう書かれているわけです。こういうことが実現できなかった場合は、先ほどの地方独立行政法人や、それから指定管理者制度をもう検討しなさいと書いてあります。そういうこともある。それと遡って、平成21年の当市が選んだその段階で当然そこは考えなければいけないが、現在のところこうやってスタートしてやっぺいこう。そういうことでやってきました。これをもう議会でも何回か、1回か2回、答弁していますが、そのプランどおり進まなかったということについて、私は成功とは言えないという話をしています。

この中でありますが、しかしながらこの地域で本当に最後まで粘って、本当の意味で公立病院としての役目を果たしていくために、そこをまずは最大限考えて、本当は検討しなけれ

ばいけないと段階にもうなっているはずですが。しかしながら今、本当に現場と一緒にあって、ここに地域医療の先駆としてうたわれた、旧大和、ゆきぐに大和病院から始まっている、そういう長い歴史観の中で公立病院として背負って立ってやってきた、その自負心や、そういったことも含めて、今皆でもがき合っていて頑張っているのだというところに今いると思います。

これを経て、しかしながら、選択肢の一つとして、それは最初から否定するのではなくて、そういう視線で私は物事をやっていくべきだと、特に医療のことは思っていますので、そういう状況とってください。なので、最初からありきと、誰も言っていませんし、殊さらにそれを強調した人たちはいますよ。全然違う見方をして。それは何度も打ち消して否定してきているのです。このことをまた再度ここで申し述べたいと思います。

○議 長 19 番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 市民病院の具体的な経営改善策について

よく分かりました。

市長が今おっしゃった、決して私は失敗したということは思っておりませんので、今の方向性が明確になってきているのですから、これで頑張っていたきたいと思えますし、1 回目の答弁で、収益だけではない安心という発言を 2 回されておりますので、この趣旨に沿った市民病院、市立病院群の経営に邁進していただければと思っております。期待して質問を終わります。

○議 長 以上で、桑原圭美君の一般質問を終わります。

○議 長 ここで休憩といたします。休憩後の再開を 2 時といたします。

[午後 1 時 49 分]

○議 長 休憩を閉じ、一般質問を続行いたします。

[午後 1 時 59 分]

○議 長 質問順位 4 番、議席番号 12 番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 傍聴の皆様、ご苦労さまです。

ふるさと納税が市の財政状況を変えていくのか

今回は大項目 1 点、ふるさと納税が市の財政状況を変えていくのかということで質問をいたします。

先日、ある記事の中に目が留まりました。財政的に自立できる自治体が大きく減っているとありました。2021 年度の地方交付税交付金の総額は 16 兆 3,921 億円とありました。ちなみにふるさと納税は、昨年、まだ決定ではありませんが、6,724 億円だったそうであります。しかも 2018 年には 15 兆円あまりまで減少してきた地方交付税交付金は 3 年連続で増額となり、2021 年度は新型コロナ対策の名目で 5% 以上増えたそうであります。自治体の財政の国依存はむしろ急速に高まっているそうです。ちなみに、地方交付税交付金をもらっていない 47 の都道府県では東京都のみ、1,718 ある市町村のうちもらっていない不交付団体は 53 しかなく、2007 年に 142 あったのが、数で見ても財政的に自立できている自治体が大きく減っているそうであります。

そんな中で市の財政にも目を向けてみた中で、南魚沼市の市債残高、市の借金です。臨時財政対策債、合併特例債、その他の市債の合計であります。平成27年度で424億2,100万円あったのが、市債残高は令和2年度には353億8,600万円まで減少しております。その他の市債で見ますと、合併から現在に至るまで、市債の多くを合併特例債で発行したこともあり、平成18年から減少を続けて、298億6,900万円あった残高は、令和2年度には75%減少し、71億6,800万円まで減少しています。人口減少、少子高齢化が続いている中で、南魚沼市の努力も見えていると思います。

それでは本題に入っていきます。昨年9月の議会全員協議会で、第3次財政計画で令和12年度までの財政状況の推計が示されました。その推計ではふるさと納税の応援基金からの繰入れによる改善が大きな力となっていることが分かりました。ふるさと納税の現制度はいつまで続くのか。寄附額が減少する可能性もあり、不安定財源とも考えられます。しかし、ふるさと納税の制度が続く限り、この事業を進めることが南魚沼市の財政健全化を維持していくには重要だと考えます。ふるさと納税でいただいた寄附金は、寄附者の思いを反映した施策に活用し、魅力あるまちづくりを進めるためにも、ふるさと応援基金の活用目的を定め、積極的に事業として進めるべきと考えます。今後の財政運営とふるさと応援基金の活用をどう考えていくのかということで以下の4点について質問いたします。

1番、ふるさと納税が市の財政状況を変えていくのか。2番、ふるさと応援基金の使途について——使い道です。寄附者の思いを反映できるような事業に活用し、その状況を寄附者にどう今後発信していくのか。3番、あらかじめ使い道を示して、共感した方から寄附を募るクラウドファンディングに取り組んでいくとしているが、具体的な考えは何か。4番、ふるさと納税を牽引してきた南魚沼産コシヒカリや、市長が力を入れる雪資源活用など、今後ふるさと納税をどのような目標を持って取り組んでいくのか、伺います。

○議 長 清塚武敏君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは清塚議員のご質問に答えてまいります。

ふるさと納税が市の財政状況を変えていくのか

大項目1点、ふるさと納税が市の財政状況を変えていくのかということであります。1点目から順に答えてまいります。

昨年9月に策定をしました、議員もお話をいただきました第3次財政計画、市の財政計画であります。この財政健全化推計の条件設定の一つとして、ふるさと応援基金繰入金の活用により歳入の確保に言及をしたところであります。

これまで合併特例債のような、対象範囲が広くて、そして交付税措置率の高い地方債を活用することで多くの事業を合併以降進めてきたわけでありまして。しかし、令和4年度以降は、これまでのような有利な地方債を活用することが難しくなることが推測されているということから、普通建設事業を中心として、事業の先送りを余儀なくされる状況であることをシミュレーションでお示しをしたところであります。とはいっても、先送りばかりでは課題

だけが残りまして、公共施設等総合管理計画や様々な事業計画、ひいては市の最も大切な総合計画の目的を達成することが困難になると思います。今後は一定のルールを設定させていただいて、その上でふるさと応援基金繰入金を活用しながら、効果的に事業を進めていくべきであると思っております。

そこで第3次財政計画においては、ふるさと納税の毎年度の想定寄附総額を20億円と見込んだ上で、当初予算の段階で歳入歳出のそれぞれに予算計上をしたところであります。このことが例年の予算編成とは令和4年度予算が大きく変わった点でありまして、このたび皆さんにこれから審議をいただく令和4年度の一般会計の予算総額が4.5%増額をしていることも要因でもございますので、よろしく申し上げます。

また、財政指標の一つであります将来負担比率に関しては、ふるさと応援基金は充当可能基金に分類されております。なので、全体の基金残高が増加する方向に作用すると。指標の改善に貢献する要素となりますが、先ほど議員もお話をさせていただいているとおり、そして午前中の一般質問の中で私も答えているとおり、ふるさと納税制度の廃止や寄附額の低下——今は42億円を超えております、今年です——この低下などによりまして、分かりませんから、現実の寄附額が大きく変動する懸念があるということは常々申し上げているところであります。また今後の人口減少等、このペースが当市としては予想以上に進行した場合、市税や普通交付税などの基本的な歳入の財源が減少するといった事態も将来、推計において完全に排除することはできない。そういうことはあり得ると、常にやはり危機感を持って臨まなければいけないと思います。

ふるさと応援基金は非常にありがたい貴重な財源ではありますが、過度にこれに依存した財政運営は危険であり、長続きをしないものと考えています。重要な財源ではありますけれども、財政状況を大きく変えていく要素としては、私どもは努めてこれに、そういうふうには位置づけずに、あくまでも補完的な財源として有効活用を図るべきと考えています。したがって、ふるさと応援基金の活用については、新たな指針、また計画づくりが今急がれる課題となっております。新年度におきまして、これまで積み上げてきている寄附金につきまして、その使用方法等も含めて、具体的な方針をお示ししていきたいと考えておりますので、また皆さんとの議論になるかと思っております。よろしくお願ひしたいと思っております。

2つ目であります。ふるさと応援基金の使い道ですが、この寄附者の思いを反映できるような事業に活用して、情報発信をしていくのかどうかということです。

午前中の議論の中でもありました。ふるさと納税には現在8つのコースがあります。メニューがあります。言わずもがななので、全部、ちょっと時間もありますので言うと、まず1つ目、安心して暮らせる福祉のまちづくりコースを選択する方もいるわけです。そして2つ目、地域社会を支える人づくりコース、3つ目に豊かな自然づくりコース、4つ目に安全・快適・うるおいのまちづくりコース、5つ目には力強い産業のまちづくりコース、6つ目に、あかるい自治のまちづくりコース、7つ目に、市長にお任せコース、このほかに国際大学応援と交流の推進コース、以上8つのコースです。ご質問のとおり、これら寄附者の皆様の意

向に沿うようにそれぞれのコースに合致した事業の財源に充当しております。また充当する事業の選定については、これは午前中も繰り返した議論だったですけれども、話をさせていただきましたが、経常的な、一旦制度として設けた場合に、ずっとそれを続けなければいけない、そういったところは極力避けていく努力が必要だと思います。財源不足により、今までなかなか実施できなかった事業、そしてこれを今やらなければという、そういう時期にかなった将来的な、投資的な事業も含めて、これらを中心に単年度、または少なくとも数年で終わる、そういう新規事業を選定していく必要があるのではなかろうかと考えているところでもあります。

情報発信の方法については、市のウェブサイトにも掲載しますし、またメルマガの登録者には同様の情報を提供しています。今後ふるさと応援基金を活用した事業につきまして、今後も利用者の声を取材をさせていただいて、例えば写真撮影をしたレポートなども含めてウェブサイト上に掲載をし——中にチラシを入れたりすることもあります。ご寄附者に対してです——そういう感謝の思いを伝えていく予定であります。これはこれからも努力を続けてまいります。

3つ目のご質問の、あらかじめ使い道を示して、共感した方から寄附を募る、クラウドファンディングの取組です。具体的な考えはどうだということですが、このクラウドファンディングは不特定多数の方々に対しまして、具体的な事業を提示し、共感していただいた方から寄附を募るという手法です。近年よくこれを耳にします。そして、ふるさと納税制度が今浸透していく中で、ご寄附者の方々には、自分の寄附金がどのように使われているかという点に関心が高まっているためではないかと考えています。先ほどのこれまでどおりの8つのコースもありますが、さらにそれが具体的でということであろうかと思えます。

南魚沼市におきましては、令和3年度、教育委員会が国際・ビレッジ事業としてのこのファンドを形成しましたが、返礼品がないという形を取りました。そういう形で寄附金を募集したところが原因かどうかなのですが、目標額、これは100万円に到達することができませんでした。市が抱える問題は本当に様々ありますが、財源確保の方策としてだけでなく、我々のビジョン、そしてプロジェクト、これに共感をして、思いを寄せていただく方々によって、目に見える形で実現されることで私どもの地域への思いが深まり、さらに南魚沼市応援隊の輪が広がっていくものと考えているところでもあります。つながりができると思っています。今後はこのクラウドファンディングに通常のふるさと納税同様に、返礼品をつける形で募集することを検討し始めています。

また市が事業主体となり実施するガバメント・クラウド・ファンドがありますが、このほかに、公共性が高く、社会的に必要とされている事業について、民間事業者が営むソーシャル・ビジネス・クラウド・ファンドがあります。これは公共性が高く、そして社会的に必要とされている事業、これらを掲げるわけであります。この2つの種類のファンドの形成を現在想定しています。市のほうが行うガバメント・クラウド・ファンドについては、必要性はあるものの、後回しにされてきた市の事業——これは本当に例えばなので、独り歩きしない

ようにしなければいけないことですが、例えば老朽化した文化施設、または体育施設、庁舎、災害時の拠点施設などの公共施設更新等もあるのかなという気がします。投資的事業等そういうことを想定したりもしています。

またソーシャル・ビジネス・クラウド・ファンド、これは民間のほうですが、これについては、福祉や教育、環境分野などの公共性の高い民間事業に対して集まったご寄附、いただいた寄附金の範囲内で市が補助する制度などを考えたいと考えています。

両方とも市内の今審査会等で申請内容を審査してしまして、このファンド形成にふさわしい事業を選定するよう、今やっておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

4つ目のご質問であります。ふるさと納税を引っ張ってきたといいますか、牽引をしてきました南魚沼産コシヒカリ、また私が力を入れる雪資源活用など、今後どのような目標を持って取り組んでいくかということです。この返礼品のうち、お米、それからお餅、これは個数ベースで全体の約70%、金額ベースで申し上げると84%以上になっています。またお米も含めた雪室、雪蔵等のこういう雪を関連づけたこういう商品の割合は個数ベースでいっても約13.8%。それから金額ベースでいっても19.3%となっています。もとよりこの南魚沼産コシヒカリは当市を代表する看板産品でありますので、この返礼品に限らず、このブランド価値をさらに高めるように、様々な方面から継続的なPRを続けてまいります。

ふるさと納税だけではありません。このふるさと納税の寄附額のほかに、このことによって引き上げられている、例えば顧客化とか、これで初めて食べた人が今度は本当にその業者さんに向かって注文していくようなことも含めると、私はかなりのパーセントでふるさと納税自体に大きな付加価値というか、余波というか、波及効果が生まれていると思います。これらをこの制度がある中でどんどんつけていくことがブランド確立にとっても、ブランド確立したと思っていますけれども、それをさらにブラッシュアップしていくものだと私は思っております。

雪室・雪蔵商品についても非常に人気が高いです。そして、ご評価も高い。メディアでも注目もされておりますし、雪国、この南魚沼のすばらしさを発信できる産品であると考えています。今後も一層ブランド力を高めていくために、多くの事業者の皆さんと連携しながら事業を進めていきたいと考えております。ここを外してこれに取り組む価値もなしと私は思っている1人であります。

ふるさと納税に係る今後の目標ですが、寄附額の増加だけではなくて、この納税を一つのツールとして、繰り返しますが、ブランドを高め南魚沼市のファンを1人でも多く獲得していくこと。そして、この地域にぜひとも納税の行為だけでなく、おいでいただく。そしてできますれば移住・定住、そしてここから出て行った若者たちも、そういうことに取り組むこの地域をもう一度見つめ直して、ふるさとのためになろうと、帰ってきてくれる、また居続けてくれる、そういう若者が必ずや生まれていくものと確信をしております、これに向かって取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議 長 12番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 ふるさと納税が市の財政状況を変えていくのか

改めまして、南魚沼市に寄附をしていただいた全国の大勢の皆様には感謝申し上げたいと思っております。

やはり先ほど市長から答弁いただきましたように、このふるさと納税がいかに重要かというようなことを答弁されておりますが、さらなる経費節減にも限界があると思います。新たな財源の可能性もあるのかと、ちょっと答弁があるのかと思いましたが、もうふるさと納税ありきというようにお考えなのか。それとも不安定財源の一つということの中で、他の財源の道筋を市長としては何か考えをお持ちだったのか。その辺だけちょっと確認をさせていただきます。

○議 長 市長。

○市 長 ふるさと納税が市の財政状況を変えていくのか

ちょっと質問していいですか……。質問ですが、私がちょっと理解が難しいのですが。ふるさと納税だけで財源化のそういう一助にしようと思っているかというご質問ですか。ほかにはないのかという意味でしょうか。

○議 長 12番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 ふるさと納税が市の財政状況を変えていくのか

今回の第3次財政計画、推計した中で、やはりふるさと納税のお金が非常に大きなものを占めると思います。果たして、このふるさと納税がなければどうだったのかというか、ほかの、市長として財源の選択があったのか。やはりもう本当にふるさと納税に頼らなければならなかっただけなのか。その辺だけちょっと聞いてみようかなと。それから次のほうへ入っていこうかと思っております。

○議 長 市長。

○市 長 ふるさと納税が市の財政状況を変えていくのか

ちょっと私の解釈が足りなかったら、またご指摘いただきたいのですが。

ふるさと納税制度があるということが取り組もうと思った、もちろんその前も少しはやっていたわけですが、飛躍的に力をかけてやってきたと思います。これがなかったら、やはり思うことがなかなかできないというような財政運営は避けられなかったと思います。しかしながら、その中でも爪に火をともしように、様々な経費の削減等をしながら、しかしながら南魚沼市の将来的発展に結びつく事業等は、これは起こしていく必要がもちろん思っていました。ここにさらにいろいろな意味で勇気を与えてくれたというか、財源的なことも含めて後押しをしていてくれるのがふるさと納税だと思っています。

今後、ふるさと納税の使い道の中でいろいろ考えなければいけないのは、やはり自ら稼ぎ出していくという方向性を持った、これは一言で簡単に言えませんが、そういうことでやりながら地域の経済を活性化したり、そしてそこで税収が上がっていき、そしてそれが福祉や様々なことに使えていく。そういう循環にならなければ、やる意味がないわけであり

ます。公共、行政がやるべきことはそういうことだと思っていまして、そういうことを促していけることに、やはり心を砕いてやっていくべきだと思います。ふるさと納税がなかったらなかなか取り組むことができなかつたわけではありませんが、非常に時間がかかつたかもしれないということは免れないと思います。

○議 長 12番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 ふるさと納税が市の財政状況を変えていくのか

分かりました。確かにこのふるさと納税、究極最後のほうは、やはり南魚沼市を本当に心より応援していただき、最後の市長のほうの4番目の答弁の中にもありましたように、ともかく移住・定住とか、人口が増になったとか、また観光客が増えて税収が増える。そういうところだと思います。この1番目については、もう一点だけ質問をさせていただきたいと思っています。

先ほど答弁がありました、第3次財政計画の中で、総合計画、そして公共施設等総合管理計画で予定されていた事業の一部についてですが、一定のルールを設定して、このふるさと応援基金から繰入れを活用することで事業を進めていくというような答弁だったと思います。その中でこの決まり事というか、一定のルールというのをちょっと教えていただこうかと思っております。

○議 長 市長。

○市 長 ふるさと納税が市の財政状況を変えていくのか

一定のルール、事細やかにちょっと言うのは勘弁させていただきたいと思いますが、一番は先ほどからもう話をしているのですけれども、一番のルールは、これは異論がある方もいるかもしれません。午前中にはいらっしゃいましたが。

私は、繰り返しますが、一旦制度をつくって、それを恒常的にやるための財源としては使わないことが我々の安全策であると。打ち出の小づちではありませんので、ということを繰り返し申し上げている。だから給食費とか、そういうことでやれば、これはいろいろな解釈ができますから、先ほどのコースの中でもできなくはないのかもしれない。しかしそれはあえてしないということが、私は背筋を伸ばしたというか、襟を正したやり方だと私は思っています。そういうことが一番大きなルールだと私は考えております。そのほかに、やはり・・・やるわけにはいきません。それはもちろん皆さんとも相談しながら、ご協議いただきながらやることとなりますが、そういうことを考えています。

○議 長 12番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 ふるさと納税が市の財政状況を変えていくのか

私もそう思います。このふるさと納税のお金を市の歳費やほかの部分に使うということは、やはり寄附をされている人に大変失礼ではないかと思っております。

ということで、2番目のふるさと応援基金の使途について、寄附者の思いを反映できるような事業に活用し、情報発信していくかについて再質問に入らせていただきたいと思います。

市長が答弁された、今まで財源不足で進めたくても進められなかつた事業の財源にできる

ということ。これは本当に市も、そして我々や要望とかでそれが実現できるということは本当に素晴らしいというか、そうならなければならないと思っております。ちょっと事例というかですが、例えばこの使い道に共感してもらうような基金ですよ、これはうちの場合はふるさと応援基金という1つの多分財源だと思っておりますが、例えば全国の中では大きな目的、目標を持った基金を設けている自治体があるというのをちょっと見たことがあるのですが、その辺は可能なのか。そういうお考えが今後進んでいくのか。例えば、福祉の面に大きく使いたかった。それを小さな財源ではなくて、先ほど市長が言われた、数年経てでもできるというのがどうかと。その辺を聞かせてください。

○議 長 市長。

○市 長 ふるさと納税が市の財政状況を変えていくのか

このことはまた私が言葉足らずのところがあれば、担当する課長等に答えてもらいますが、これはできると思います。

例えば、あまりこういう話をしてはいけないかもしれないけれども、私は例の棚村さんからいただいた棚村基金というのがありますね、スポーツ文化に関する基金。あれはずっと使い続けていって、ずっと残高が減っていっているのです。例えばこういったものへの充当するような、新たなそういうお金を積み増しできるような、そういうコースがあったりとか、いろいろなことを考えて——これは今ここで私が例えばという話なので、聞いてください。そういうことも含めて、これはできないということはございませんので、十分また検討もしていきたいと考えています。

○議 長 12番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 ふるさと納税が市の財政状況を変えていくのか

ちょっと失礼というか、違反かも分かりませんが、実は私がちょっと調べた中で、横須賀市でしょうか、これは今は多分13になったそうですが、12のやはり基金を、お金を振り分けているそうです。条例で子育てや福祉等に係る12の基金を設置して——今は多分13だと思う——ふるさと納税で選択された使い道に応じて、各基金に積み立てた上で、それぞれ目的に沿った事業に充当しています。

その次が大事なのですが、子育て支援ヘルパー派遣事業の一部にふるさと納税を充当して、前年度の寄附者に対して、基金の使い道や活用事業の詳細を掲載した報告書を郵送して、返信をしているそうです。その使い道に共感して、また次の年に寄附をしてよかったということで、リピーターが着実に増えていくという、これは活用事例の中では好事例の一つとして挙げられておりました。どうでしょうか、市長。

○議 長 市長。

○市 長 ふるさと納税が市の財政状況を変えていくのか

好事例だったそうですが、私どももほとんど同じようなやり方でやっています。

そして、私はいろいろな方々からやはりいろいろな意見が来ることが多いのですが、大変な高額をこれでやっているという方から連絡をいただいたこともあります。そして、そ

れをやっている方の話として聞いた南魚沼の出身者から、たまたま社長さんだったのですが、その方がこういうことを言っていたという中には、非常に扱いが丁寧であるという話を聞いて、うれしく思っています。担当する者、関係者といいますか、それは業者さんも含めて、非常に積極的にやっている。そうでなければ、東日本側、北海道を除きますが、第3位の私は寄附額を集める、そういうところまでの結果は出ていないと思います。今ほど申し上げたところよりも多いわけですから。東日本側でうちは3位です。いっぱいそういう努力をしていることで、私は認めてもらっていると思います。

しかしながら、私どもがそれを積み上げたものをまだあまり大きくは使っていないということもご寄附者の皆さんから見れば見えます。これもただお金を積んでおくだけではいけないということもありますので、積極的にこれらを活用して、寄附者から見て、なるほど私どもが応援した市はかように頑張っているかということ、やはり市政として示していきたいということでもあります。

○議 長 12番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 ふるさと納税が市の財政状況を変えていくのか

活用状況報告の件であります。先ほど、答弁の中では市のウェブサイト、そしてメルマガ等で発信されているということで、市のほうでもこの領収書の発送業務はまちづくり推進機構でしょうか、あそこへ委託をしていると思います。前は市長、動画配信とかでも真剣にふるさと納税のお礼をされて、最近何か見ないような気がします。やはりこの部分は、ふるさと納税の大きな力になっていく上、ともかくこの財源の、南魚沼市を応援していただくそのお金というのは非常にありがたいわけであります。やはりほかに財源がないのであれば、この部分をやはりお金をかけて、やはりいろいろないい事業を発信しているということを示してもらわなければならないと思っております。

今後、ふるさと応援隊もかなり着実に人数が増えております。現状はその辺はどのような取組を、前と変わっていないのか、それとも進歩したのか、教えてください。

○議 長 市長。

○市 長 ふるさと納税が市の財政状況を変えていくのか

ふるさと応援隊のことにつきましては、非常に高い数字になっていると思いますし、発信の量も殊さら多くなっていると思います。

そして、先ほどご指摘の私あまり動画に出ない件につきましては、少しだけ言い訳をしますが、コロナ禍ということの配慮とか、自分の中ではそういう思いもあります。そして、こういうことに対して大きく使っていこうと言ったときには、例えばあとは先ほど言ったクラウドファンディングの南魚沼市の取り組む、そういう内容等々、それから民間がやるときには、その後ろ支えとして応援する意味での登場も必要になるかと思いますが、その時期を見ているということでご理解をいただきたいと思います。少しこの2年間は、なかなか沸き立ったような話を動画で——ちょっとこれは自分の思いですけれども、してきたということは事実です。

課長に答えさせます。お願いします。

○議 長 U & I ときめき課長。

○U & I ときめき課長 ふるさと納税が市の財政状況を変えていくのか

議員さんの質問にありましたが、今現在の応援隊の数ですが、2万7,321名ということで、着実に増えております。

実際これらの方々にメールマガジンでイベント情報ですとか、いろいろな様々な情報を発信しまして、そのほか、アンケートをとらせていただきまして、アンケートに回答いただいた方にはこちらの特産品を抽選で送付しているという状況です。

今後はこういった応援隊の方を中心に、例えば首都圏でファンミーティングを実施したりですとか、あとその他映像でPRしたりとか、そういったものも検討しております。

以上です。

○議 長 12番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 ふるさと納税が市の財政状況を変えていくのか

分かりました。ともかく、このふるさと応援隊、2万7,321人、大きな力になると思います。今後、アンケートも実施されるということで、これはまた都会のいろいろな情報が入ってくるわけでありますので、その辺を上手にうまく進めていただければと思っております。

2番目、もう少し1点だけ。やはり先ほど市長が令和2年というか、要は各8つのコース、安心して暮らせるまちづくりから最後、市長にお任せコース、8つの中で取り組んで各事業に振り分けて、それは市のウェブサイトやうちらもいろいろと目を通すことができるというのがあります。1点、やはりここを強く言いたいのは、市長にお任せコースということ。市長もこのふるさと納税の使い道については、やはりトップとして非常に悩まれると思います。やはりこの辺は市長にお任せコースなので、いいことに堂々とやはり使ってもらわなくてはいいと思います。そのところを最後、夢とか希望とかあったら、ぜひお聞かせください。

○議 長 市長。

○市 長 ふるさと納税が市の財政状況を変えていくのか

前提として8つのコースがあって、国際大学さんはちょっと自分で使い道を決めるわけにはいきませんが、1番から7番までずっともう一度ご覧いただきたいです。全て市の行政に関わる様々なことであります。だから、提案者としての市長がいるわけなので、逆に言えば全部お任せしていただいた中で、組立てて出していくという感じなので、私の中で市長にお任せコースだけを使えるとかと思っているわけではないのです。

ただし、本当に任せていただいて使えるとすれば、繰り返しになりますが、新たなものを生み出していく、そういうものに使いたい。何かの、この部分が大変だからというところに、細かく出していく、そういう使い方ではなくて、将来にわたって、そのとき取り組んだことが元手にきちんとなって、そしてそこが再生産を生んでいくというようなものに私は、もし使える部分というか、任せていただいて、提案するという段階が来れば、そういうことをきちんとうたいたい。その中には、これまで取り組んできている環境の問題、雪も含めて

です。とか、ここの中の産業化の問題、観光の問題も含めたり、様々ある。それらの中で、私はこの地域が元気になる部分、そこに取り組んでいかなければいけない部分もやはりきちんと見定めていきたいと考えています。

以上です。

○議 長 12番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 ふるさと納税が市の財政状況を変えていくのか

分かりました。将来に向けてというお考えもあります。でもやはり新型コロナとかも非常に心配なところがありますので、思い切った市長にお任せコースで財源を有効に使っていただきたいと思ひまして、3番に移らせていただきます。

クラウドファンディングということで、なかなか私たちの世代がこの横文字が非常に弱くて、まずはここからうちらは入っていかなくてはいけないわけでありまして。クラウドファンディング、これは群衆という中で、そしてファンディングは資金調達という中でやられていると。いつも聞く言葉ですけれども、はてという、どこかで1回引かかるのが私たちの世代でしょうか。

そして、先ほど市長が言われましたガバメント、そしてソーシャル、またまたちょっと分からない。このガバメントというのはちょっと私も分かっていたのですけれども、またその中でもソーシャルというのがあるということでありまして。あらかじめ使い道を示したということやられるわけでありまして、これはちょっと分からないところがあって、これは企業版ふるさと納税と考えてよろしいのか。企業版ふるさと納税とはまた違ってくるのか、そこをちょっと整理させてください。

○議 長 市長。

○市 長 ふるさと納税が市の財政状況を変えていくのか

横文字は多用しないようにと、心がけているのですけれども、なかなかふさわしい言葉がなくて、こういうことです。先ほど若干説明したつもりですけれども、このことにつきましては、担当する課長からもう少し分かりやすく、ちょっとご説明する時間にさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議 長 U&Iときめき課長。

○U&Iときめき課長 ふるさと納税が市の財政状況を変えていくのか

横文字が多くてすみません。

それで、ソーシャル・ビジネスに関しますと、ソーシャル・ビジネスというのが、社会問題の解決を行うビジネスのことを言ひます。経済産業省では、社会性・事業性・革新性の3つの要素を満たす事業、これをソーシャル・ビジネスとして定義してひます。社会性につきましては、環境問題・少子高齢化・介護福祉などの解決が急がれる社会問題に取り組む事業のことでありまして。事業性というのひ、社会性を主としたミッションをビジネスの手法で解決するということでありまして。最後、革新性ですが、こちらは新しい社会的商品、サービスを新たに開発したり、活用したりする事業ということで、この3つの社会性・事業性・革新性

が満たされた事業を事業採択して、民間事業者の方に実施していただくというものでございます。

以上です。

○議 長 12番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 ふるさと納税が市の財政状況を変えていくのか

私はこの横文字の、ソーシャルとかガバメントではなくて、これは全般に企業版ふるさと納税でしょうかということで質問させていただいたので、その辺だけ確認させてください。

○議 長 市長。

○市 長 ふるさと納税が市の財政状況を変えていくのか

もう一度答弁させますので、すみませんでした。

○議 長 企画政策課長。

○企画政策課長 ふるさと納税が市の財政状況を変えていくのか

企業版ふるさと納税は、当然その名前のおり企業さんを対象として、寄附金をいただく。寄附いただくと、最大寄附額の9割が軽減対象になって、自己負担が1割で済む。内容については法人税、法人市民税、法人事業税というようなところで優遇措置があるということでありまして、こちらの今のふるさと納税の中のクラウドファンディングであると、主に個人が対象ということでございます。

以上です。

○議 長 12番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 ふるさと納税が市の財政状況を変えていくのか

分かりました。この3番のクラウドファンディングの件であります。やはり共感した方から寄附、南魚沼市を応援していただくように、ぜひ頑張っていたいただきたいと思います。

1点だけですけれども、このいろいろビジョンや方向を示す中で、庁内で選定という答弁がありました。やはりU&Iときめき課さんだけでやるのか、全庁を挙げて話を持ち寄りながら行うのか、ちょっとその辺だけ確認させてください。

○議 長 市長。

○市 長 ふるさと納税が市の財政状況を変えていくのか

担当課だけで——それは決まっているわけではないのです。ないのだけれども、聞いていただきたいのは、私としては、全庁的、横断的にやはりプロジェクトチームをもって、大がかりに使う事柄については考えてほしいとは思っています。その中でやはりいろいろな、特に若い世代の職員からもすばらしい発案を本当に心から期待をしています。が、私としても投げっぱなしにやるつもりではなくて、私だったらこう考えるがどうだということがないと、議論にならないと思っているので、その辺のところ、まずは庁内で闘わせて、そして世に多くの、公にさらして、そしてその中でいいかどうか。これは最終的なご判断は議会の皆さんと一緒にやっていくわけありますので、そういうプロセスを取りたいと思っています。

○議 長 12番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 ふるさと納税が市の財政状況を変えていくのか

分かりました。それでは4番目のほうであります。ふるさと納税を牽引してきた南魚沼産コシヒカリのほうをちょっと絞って質問させていただきます。南魚沼産コシヒカリブランドの維持、ふるさと納税をやはり活用するべきではないかという視点であります。

令和3年産の1等米比率は93%、10年ぶりに90%を確保しております。先日、JAのほうから、令和3年産米の食味の結果が多分ほとんどの農業者の方に行っていると思います。この中でも非常にびっくりしたのが、SSランク、これは70名の対象者の方。そしてSランク、これは602名、1万2,395俵、これはすごいことだと思っています。当然これはSランク、SSランクになると、1俵当たり500円と1,000円の上乗せがつくわけです。米価が下落している中では非常にこれはよかったと思っています。JAがお金を出しているのは約680万円あります。

ちょっと方向がずれてしまったのですけれども、全国的にこの南魚沼産コシヒカリだけではないのですか、園芸でも水稲でもそうですけれども、地力、ケイ酸質が非常に土壌から少なくなつて、そしてすぐに結果が出ない。収量に関係がないので、農業者も入れるという人はお金やコストがかかる。やはりそういうところにも目を向けて、例えばふるさと納税活用の中では、農/KNOW THE FUTURE、稲刈りや溝切りのすばらしい動画もありますが、本当に生身な部分で、こういうところにも目を向ける必要があるのではないかと考えております。ケイ酸質は温暖化対策、食味の向上や品質や、全て影響してきます。これはまいていない人—言っているのか、かなりいる。これに莫大なやはり今後、肥料も上がってくるのです。そして、これから南魚沼産を引っ張っていくコシヒカリ、そこにも目を向けるべきではないかと考えて、市長はどう考えられていますか。

○議 長 市長。

○市 長 ふるさと納税が市の財政状況を変えていくのか

極めて重要な、今ご提案だと思えます。先ほど言ったように、8割を超える、そういう部分がお米に由来しているところが選ばれているということからも、このお米の聖地というか、それにはもちろん土づくりとずっと言われておまして、コシヒカリの検証もごございます。こういう中で、当市も堆肥センターを、一番最初の指定管理を行ったのは、堆肥センターが第1号であります。こういったことから含めても十分やっていかなければならない問題だと思えます。

ただ、農業の関係する、本当に生産部分なので、これらにつきましては、JAさんですか、様々なまた青年農業者の皆さんとの、例えばいろいろな意見の交換の中でも——今年食味のコンテスト、若者たち自らが、農協の青年部が立ち上がって、あぐらをかくことなく、そういうことを始めて、加えましてその受賞者の多くが青年農業者の皆さんが受賞したという、厳選なる審査の結果ですよ。こういったこともうれしい内容なので、こういったことにやはりふるさと納税は一部、全部とは言いませんが、そういうことに心を砕いていくべきだと、私は今この時点では考えています。ただ、いろいろな意見を持ち寄って、どんなことが

できるかということを考えていきたいと思ひます。

○議 長 12番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 ふるさと納税が市の財政状況を変えていくのか

先日でしょうか、つい最近ですが、ちょっと燕市にご縁がある方とたまたまふるさと納税の話になりました。よかったと、自分なりにはちょっと耳を澄まして聞いていたわけですが、燕市が1番の秘訣は何か。これはその人が感じたことなので、正しいかというのとは分らないであります、やはり燕市は窓口対応がすばらしいと。恐らく2番目の南魚沼市、すばらしいと思ひます。だからここまで右肩上がりて伸びてきたのではないかと思ひています。

私が令和2年6月議会で質問、県下ナンバーワンというふるさと納税について質問したことがありました。市長は南魚沼市みんなで1番を目指しましょうということで、意気込みを最後伺って私の質問が終わったようなことを思ひ出してあります。某国会議員であります、「1位でなければ駄目ですか。2位では駄目なのではないですか」という言葉がありました、ぜひ南魚沼市の財政や、そして今後の南魚沼市を永久的に応援していただくためにも、皆で力を合わせて、いい方向に行ければと思ひてありますが、市長何か最後、言葉をいただいて終わりにしたいと思ひます。

○議 長 市長。

○市 長 ふるさと納税が市の財政状況を変えていくのか

燕のすごさというのは、皆感じていると思ひます。

先ほどちょっと順位の話をしてしました。順位だけでものをしゃべっているのではないのだけれども、聞いてもらうのは、ふるさと納税の納税を集めている上位は北海道と九州に集中しています、上位は。しかし、その中で先ほど言った、北海道を除く、いわゆる日本地図を真ん中で割った意味の東日本、福井県辺りも含めてです。この中で1位が燕市です。次が福井県の敦賀市、3位が南魚沼市であります。大変大きい背中ではありますが、決してそれを争っているわけではありませぬけれども、ただ私も今日午前中、公約の話をされたので言うと、3年以内に新潟県下で1位にしますという公約で出ました。公約違反になっておりますけれども、ただ、ここまで来たなと思ひます。

現在、全国的には昨年度では27位です、南魚沼市は。その中でもお米に係する分野では、断トツの1位と思ひています。これらも含めて、大変な努力もされていますし、加えて窓口のことですね。あまり職員のことを私がここで褒めることはいささかどうかと思ひますが、あそこで耳を澄ませている私があります、市長室で。電話の対応が聞こえてまいります。物すごい対応です。評価、ときにはしてあげてもらいたいと、私は本当にそう思ひています。本当にそういうことなしにここまで来てはおりませぬので、これからもそこに甘んずることなくやっていくべきだと思ひます。やはり口では競争ではないと言ひていますが、1位を取りたい。この思ひに変わりはありません。

〔「これで清塚、質問を終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 以上で、清塚武敏君の一般質問を終わります。

○議 長 休憩といたします。休憩後の再開を3時5分といたします。

[午後2時54分]

○議 長 休憩を閉じ、一般質問を続行いたします。

[午後3時05分]

○議 長 鈴木一君より資料配付の願いが出ておりますので、これを許します。配付のとおりといたします。

○議 長 質問順位5番、議席番号16番・鈴木一君。

○鈴木 一君 おととい、向いの奥さんに絶対来ないでくれと言っておいたわけですが、プレッシャーをかけに来ていただいてありがとうございます。今晚か明日の朝には厳しい論評があるのかなと思って、大変緊張しております。

今、世界ではロシアのウクライナ侵攻、世界中の非難にも耳を貸すことはしません。言い方が悪いですが、精神状態はどうなのか。明日は我が身。近所の国の動向も心配されるところであります。この問題、日本における幼児の虐待死にも重なると思っています。助けを求めているのに、誰も助けてくれない。耳を塞ぎたくないような虐待、幼児虐待、この先の文面、不適切であれば省略してもらっても結構ですが、情状酌量の余地もない、極刑を望むものであります。同様の虐待をお返ししてやりたいかなと私は思っています。

今、日本の民主主義は別の方向へ向かっているのではないか。義務や責任を果たさずして権利ばかり主張しています。何でこうなったかと考えざるを得ません。この場ではこれ以上言っても問題外ですので言いませんが、その時代、時代の法律を見ますと、その時代が読めると習ったことがあります。皆さんご存じの紀元前1750年、バビロニアにハンムラビ法典というのがありました。多分内容は分かっていると思います。それほどこの国が乱れている。同じ罰を犯すということは、相当乱れていたと感じざるを得ません。日本もそんな道をたどらないことを願うものであります。

1 冬期間のJRの運休について

本題に入ります。1番、冬期間のJRの運休についてであります。

最初の大項目2題につきましては、困ったという問題です。市が当事者でないために、少し難しい点があるかと思っています。しかし、市には目安箱があるのではないかと私は考えています。平成23年、平成27年と2回、一般質問をしております。特に冬期間の運休が多いことで3月議会での質問になります。当然のことながら、電車が止まれば通勤・通学、またこの地においてはスキーのお客さん、温泉のお客さん、越後湯沢駅から在来線に乗り換える人が多く見られます。なかなかこの問題、解決しません。保護者が学校、越後湯沢駅、浦佐駅、あるいは長岡市の高校まで送ったという話を聞きます。スキーのお客さんも越後湯沢駅から通常なら在来線で安価で来られるところ、往復タクシーという方もおられました。そのタクシーが足りず、夜に迎えに行ったこともあります。平日、休日と止まるですので、どうしようもない。

自分の地区の話で申し訳ありませんけれども、うちの上越国際スキー場前駅というのが20

年くらい前でしょうか、造っていただきました。総工費 2 億 3,000 万円。樺野沢区で 1,000 万円、上越国際観光協会で 5,000 万円、残りの 1 億 7,000 万円は上越観光開発、今のスキー場であります。大変便利になりました。当時 500 万円を拠出して、越後交通で送迎をやってもらっていましたが、それなら駅を造るお金に充てようということで、9 年ローンで観光協会はやっていきましたし、区としても 100 万円ずつのローンで 10 年払ってきました。

大変便利になりました。飲みに行くにも 200 円で六日町まで行けるようになりました。しかし、止まっていたは、何の意味もありません。市長が力を入れている移住・定住にも少なからず影響があるのではないかと考えています。多分我々の年代、3 年間、電車が止まったことがありません。国鉄時代でした。そういう信念が必要ではないかと考えています。ほくほく線については、トンネルが 7 割あるそうですが、企業理念として、社会責任として、止まらないことを・・・、止めないことを・・・としていると聞きました。企業理念としての社会的責任はどうでしょうか。利益追求だけでなく、法律の遵守、環境への配慮、そしてコミュニティへの貢献が世界的な理念だと私は考えています。これについて市長の考えを今伺っておきます。

以上から演壇から終わります。

○議 長 鈴木一君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは鈴木議員のご質問に答えてまいります。

1 冬期間の J R の運休について

1 点目の冬期間の J R の運休であります。誠に困ったことだと思っています。当事者ではないからという話もありましたが、当地域の経済、また市民の生活、学校の通学も含めてですが、様々あります。足のないお年寄りも増えている問題もある。この中でいささか昨今の J R のこの姿勢には疑問を呈している一人であります。これから少しお話をさせていただきます。

この冬の上越線の運行状況について調べてあります。12 月 16 日から 2 月末日までの 75 日間をこれからお話します。降雪や除雪作業などを理由とした運休は、一部運休が 75 日間のうち 22 日。そして、終日運休が 17 日ありました。合わせて 39 日に上ります。75 日間のうちです。この中には、最終便の 1 便のみを運休とした場合なども含まれていることもありますが、実に半分以上の日において何らかの形で通常運行ができなかったということです。

確かにこの冬は降雪が多い。本庁舎の観測で、1 日の降雪量が 30 センチメートルを超える日が 21 日ありました。六日町で 21 日ありました。上越線が運休した日はこの日数を大きく超えています。今年は災害救助法の例の基準の上に出なかったということで、お話をしたことがありましたが、降雪日数が非常に多いというのが今年の特徴でありました。

この数字をどう見るかということです。今日ここにおられる全ての方々も、私も含めて、この程度の雪の降りでも運休するののかと感じた方が多かったと思います。今、子供たちが例えば、この状況に育っていれば、当たり前と見るかもしれませんが、鈴木議員も含め、私も

高校は六日町に通いましたし、そして子供たちは長岡市の学校に3人のうち2人は通いました。いろいろな思いもしてまいりました。この中で、我々当時の高校時代、運休ということが本当にまれで、運休すると大騒ぎになったということを思い出しますが、今はいかがでしょうかという思いであります。当時は国鉄であります。

市では令和3年2月に赤羽国土交通大臣に冬期におけるJR上越線等の安全——安全というよりも、安定運行について要望書を提出しています。私は直接大臣にお会いしてまいりました。大臣には昨冬以降この話を2回した記憶がございます。この中で大臣も非常に重要視しているとお答えいただきました。JRにしっかり指導するという回答を直接いただいたものであります。また、例年8月には、これまでもお話をしてきています、新潟県の鉄道整備促進協議会、こういったものが組織されていますが、ここを通じて、JR東日本に要望書を提出しています。これは運行だけではなくて、様々です。鈴木議員からは大沢駅の暗い照明の問題とか、様々あったかと思えます。こういったことも含めて、これを提出していますが、その際にも上越線の冬期間の運行の確保について要望しています。

この令和3年度の要望に関するJR東日本からの回答は3月に届くということになっていまして、まだ内容は分かりませんが、令和2年度の要望の回答をちょっと申し上げますと、昨年の冬の後の3月の回答です。豪雪対策について、冬期間の安定運行を確保するため、豪雪データを基に除雪機械の配備箇所を定め、効果的な除雪体制を整えるとともに、雪崩設備の改良等に努めてきた。加えまして、平成30年の信越線、新潟発長岡行、444M列車が立ち往生した事件——記憶に新しいですけれども、皆様に大変ご迷惑をおかけしたということで、社内でハード・ソフト両面で検討を進め、カメラなどを設置し、冬期対策に取り組む、という回答をいただいたところです。

しかしながら、JR東日本の対応は、当市が要望したものとは私はほど遠い状況であると感じています。新型コロナウイルスの影響による減収などから、あらゆる経費の削減というのが余儀なくされているということは聞き知っているところですが、バスによる代替輸送も実施をしない。その基本的な使命すら、私は言葉が激しいかもしれませんが、放棄する状況になってきているのではないかと、非常に危惧をしています。

加えまして、先ほど赤羽国土交通大臣の話をしたり、協議会によつての要望の話をしました。加えまして、私は昨冬の状況を見て、このままではいけないと思ひまして、直接関与しておりますJR東日本の新潟支社に直接出向きました。支社長の言葉では、自治体長として乗り込んできたのは林さんが初めてであるという話がありました。いろいろなことを話しました。この中で、後でちょっと後段申し上げたいと思ひます。しかし、そのことが効果があったかという、私はいささかまだ、そういう思ひです。

これはこれからも要望をしていきますが、今我々がなすべきは、新潟県、そして沿線の市町村、そして何よりも議会の皆さん方からもこれらと連携をしながら、まとまりを持ってこの今の状況を何とか前を向かせたいという思ひを結集していくべきだと思ひています。これまでとは違った形の働きかけが絶対に必要であると、私は思ひています。

鉄道、道路など人流や物流を支えるインフラの機能は、言わずもがな、生命、財産と直結しておりまして、軽々に失われてはならないと思います。歴史的なそういう使命があるはずであります。度重なるこの運休というのが、この地域におけるイメージ低下にもつながっている。将来的な発展、人口政策などにも私は深刻な影響を与えると、そういう観点も考えております。国、県、市及び会社がそれぞれ何を実行できるのかということを実際に考えなければいけないと考えています。

昨冬の、もうおとしの話になりましたが、12月、あのNEXCO東日本があれだけのことがあった。あれだけのあつものを飲まされれば、なますを吹きたくなるのが当たり前であります。しかしこの冬のNEXCO東日本のすばらしさはなかったではないですか。あれだけのことがあっても、ほとんど止めなかったです。私はその点もやはり少し考えてもらいたいと思います。NEXCO東日本さんは、当初もっと止める予定だったと思います。しかしながら、それが地域に及ぼす影響、もちろん我々もそういう要望もしていますが、これに見事に応えた。こういうことは評価しなければいけないと思います。しかし、片方は一体本当にどうなのだろうかという思いなのです。

加えまして、先ほどJRの新潟支社にお邪魔したときに、私どもだけの要望だけ言ってもらちが明かないと思います、私は。やはり先ほど言った、新潟発長岡行の例の立ち往生事件、ここに大変なやはり世間のバッシングがあったのです。いろいろな事象の解釈の仕方がありますが、しかしあるときJRだけを責めすぎたというところもなきにしもあらずであったと私は少し感じている。なので、このNEXCO東日本の対応の中では、このもしもそういう事象が発生してしまった場合、あり得ますから、その場合には、何よりも課題は現地に指揮所を置いて、多くの力を結集して、その事象を乗り越えるということが大切だという意味から、あるとき、立ち往生したとき、行政からの支援というのは誠にやはり不十分であったと言わざるを得ないところがあったと思うのですけれども、そういうことを経て、もう一度体制をきちんとつくってやりませんか、という話を提案申し上げたのです。

代替の輸送も、JRさんが今のなかなか経費の削減とかいろいろな問題で大変であれば、そのときには我々も様々この地域にはバス会社等の仲間もいるわけでありまして、そういったことを現地サイドとしても支援する姿勢とか、加えまして、道路除雪、我々は死ぬ思いでやっている。きちんとバスは通せる。そういう状況を担保もしつつやっていかなければ、JRだけのせいにしてしまうということもあると思っています。これらを含めて、今後沿線の自治体は必ずやりますが、そして沿線の事業に携わっている観光協会の皆さんなども、やはりここで止めておらずに、我々と一緒に本当の生のそういう声を伝えていただく。そのときになければならないのは、お互いにこれを解決していこうという姿勢だと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

上越国際スキー場前駅が建設されるときに、私は若かったのですが、当時既に一緒に事業を進める事務局としてやっておりました。本当に地域の思いの中であのスキー場ができてきて、そしてその借金を皆さんで返してきたという歴史的経過も知っております。そういう意味か

らおいても、悔しい思いをされていることは十分分かります。その観点からも、ぜひともここでいいわけではありませんので、嘆かずに、将来にわたる、そういう展望を持って、やはり一緒に考えていくことが必要かと思っております。

以上です。

○議 長 16番・鈴木一君。

○鈴木 一君 1 冬期間のJRの運休について

実はこの市内に4つの高校があります。それでインターネットで2校だけはきちんと検索ができて、電車が止まったときの扱いはどうなるのかと思って見ていたら、公欠扱い。ということは、休校ではないと、電車が止まっても休校はしないということで、半分ほど、一部運休を含めて30何日ということになれば、もうほとんど半分は授業を受けられないということです。それと、ある校長に聞きましたが、友達同士でノートを見せてもらうなどという話をしていましたけれども、それでは勉強にはならないだろうと。大事な3学期、半分も電車が止まっているわけです。それと塩沢商工高等学校の一文を見ましたら、六日町駅から越後湯沢駅において、ほくほく線が運行している場合はそちらに乗ってくる。JRが止まっている、ほくほく線が動いているなどという話はちょっとあべこべな話ではないかと思えます。

あまりJRを全部責めるわけではなくて、非常にいろいろな面で感謝する面もあるのですが、この辺、除雪がかつてはできていたのに、なぜこれだけの進んだ世の中で、いなほだかの事故のトラウマがあるのか、それは知りませんが、あれはもう風による大変な事故だったと思います。ただ、この地域に雪が降るというのは当たり前なことなので、そのうち半分が止まった。ずっと平成23年から質問しているわけですから、その当時から、これは以前からもあったのだと思います。私も自分の子供、平成15年の頃、ほとんど毎日のように学校まで送っていった覚えがあります。全部止まっていました。

その点でこれからまた市長も言っておられた自治体同士で手を組んで、2市1町のいろいろのあれもありますので、その辺で要望会などもあるので、そこに向けて我々はJRの新潟支社や国土交通大臣、そういうところにもやはり要望していかなければならないと思っています。その点で自治体の温度差というのはどの程度の温度差なのか、分かる範囲でちょっと聞かせてもらえればと思いますけれども。

○議 長 市長。

○市 長 1 冬期間のJRの運休について

自治体の温度差というと、私が主観でものを言っただけで、差し障りがあると困りますが、例えば新幹線がここにありますが、長岡駅に行く場合、私の子供は長岡市の高校だったのですけれども、越後湯沢駅に送って行って、その新幹線を利用すると大丈夫だったとかあって、やはり場所によっても大分違うと思います。そして、高校の立地とかもあると思います。ただ、それだけではない、例えば湯沢町さんから見れば、いろいろなところに通勤で使っている人もいるでしょうから、温度差というのはちょっと計り知れないものがありますが、これはなかなか一概にちょっと言えないのかと思っています。

○議 長 16番・鈴木一君。

○鈴木 一君 1 冬期間のJRの運休について

分かりました。私も少ない小遣いの中で、JR東日本の、あまり株に興味はないのですが、去年買いました。やはり株主として何か言えるのかと思って、その辺はやってきました。

それで資料をちょっと見ていただきたいのですが、私が5年前の3月議会で質問したことに対しての、当時の新潟日報の局長が書いていただいたもの、座標軸というところで書いていただきました。やはり議員の皆さん方もほとんどやはりこの地域は、メディアを見ますともう津南町では4メートルを超える雪だとか、そんなふうな言い方が面白おかしくという言い方は失礼ですけども、非常にそんな言い方をして、住みにくいものだというふうな感じ方をしています。市長が唱える移住・定住についても、少なからずこれは影響を受けるのだろうと。大きなメディアがこれを行っているわけですから、やはり我々も、市長を含め、全員がやはり雪国というものはそんなものではなく、楽しいところなのだというものも発信していかなければならないと思いますが、最後に市長、この件についての答弁をお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 1 冬期間のJRの運休について

議員と同じ思いです。連日のように大雪の話ばかりします。これはあまり言う、「市長、我々のことをよく考えろ」という話が絶対来ますので、非常に言いづらい内容ですけども、我々は多少の雪ではへこたれませんね、はっきり言って、というふうな思いです。もちろん父や祖父の時代から、その前の先史からずっとここの中で生きてきて、頑張ってきました。

そういう中で、どうも報道が・・・ことに、私、観光協会長をやっていたこともあるので、直接影響するのです。今さらに細かい情報になったので、またよくなったような気もするのですけれども、一時は雪だったら雪、大雪、そういう報道ばかり。もうこれには本当に辟易していたというのが本当はあって、確かにそうなのかもしれませんが、少し過度にやりすぎるところが私はあると思っています。報道ですから、大変なところ取材に行くのは当たり前なので、そこばかりが強調されるような気持ちがずっとしてきました。

今ほど資料を提供いただきました。この座標軸の件は、私もやはりすばらしい文章だと思って、今見返しているところ。ためてきた資料の中で、やはり当時のものが残っていました。鈴木さんから今回提供いただきましたが、まさにこの視点、こういうふうに思ってくれる方がもっともっと増えてほしいと思っています。

○議 長 16番・鈴木一君。

○鈴木 一君 2 これからの圃場整備について

次に2番の圃場整備についてです。何年前にしたかと思ったら、つい9月議会で質問をしたばかりでした。圃場整備は地域にとって本当に喫緊の課題だと考えています。県の考え方は十分理解はしているつもりですけども、現状を把握すれば、なかなか難しい問題ではあると、困ったなという話です。米だけで農業生産額が上がらないのは事実。山形県辺りを見れば、それ以外の収入が数段あるということは分かっています。

ただ、現状、田んぼを維持していくということが精一杯。年齢構成からいっても、精一杯であると考えています。後継者もいません。兼業農家がほとんどである。また言い方悪いですが、米の価格に意外にうちの地区では依存していないというところ。2割くらい農産物でやってくださいというのは、なかなかこの年齢構成、これから10年先を見据えた上で、可能かなと自分で思っているのです。

ある地区の人が、これは大変な愚策だと、吐き捨てるように言った人もありました。思いは分かりますけれども、現状を見ていただかないと、ではこれから10年後、土地改良が終わったとすると、もう10年後ですから、私は推して知るべしの歳になっているわけです。後継者もいません。そういうことを考えると、今早くやって集約だけはしておかなければ駄目かと私は思っているのですが、市長の考えをちょっとお伺いしておきたい。

○議 長 市長。

○市 長 2 これからの圃場整備について

鈴木議員の2つ目の質問のこれからの圃場整備であります。私、市長職ということもありますが、それだからなるのではないのですけれども、耕地協議会というのがありまして、土地改良区の湯沢町、それから魚沼地域、そして魚沼市さんも含めた、広範囲のいわゆる魚沼の圏域の、実はその協議会長をやっております。誠にいろいろな意味で県の農地の部署もそうですし、金沢市にあります国の出先である農政局、ここにも行くことが多々ございます。そういう中で、これから話すことを話しているということをお伝えしたいと思います。

新潟県では近年の主食米の需要減、それから米の価格の低迷の影響を受けて、県の農業生産額が減少傾向にある。今議員ご指摘のとおり、ほかのところにも負け始めています。農業産出額が農業所得を向上させるためには、稲作の規模拡大や生産コスト低減に加えて、園芸を導入することにより、経営改善の選択肢を広げていくことが重要であると、新潟県は位置づけている。新潟県に先立って、園芸に力を入れてきた、先ほどもお話がありましたが、青森県や秋田県、山形県、長野県の農業産出額は、近年増加傾向にあるということから、県においても危機感を持って、令和元年7月から、新潟県園芸振興基本戦略を策定して、令和6年までの県全体の目標として、販売額1億円以上の産地数の倍増、園芸の栽培面積1,000ヘクタール増を掲げて、新たに園芸に取り組む農業者の拡大、産地化を進めているということです。

これを踏まえまして、今ほど議員からお話のある、この田んぼの整備に関しまして、2割以上の園芸の導入は、新規地区の国の採択事業要件ではないのですけれども、園芸振興基本戦略の目標達成、また県の農業産出額や農業所得の向上に資するという観点から、地区と関係機関が一体となって取り組んでいく上で目指す目標と。決して採択事業要件ではないのですけれども、そういうふう位置づけています。

具体的には、圃場整備事業の新規地区において、地区面積の2割で土地利用型の園芸作物の導入を目指すこと。2つ目として、施設野菜等の高収益型園芸を導入して、土地利用型園芸の2割導入と同等以上の販売額を確保する場合、この場合には面積2割と同等とみなすと

ということが言われています。さらに、実施地区の担い手が既にその地区以外のところでやっている人たちも当然いるわけですが、その園芸産地を拡大するほうが効果的な場合も2割以上の園芸導入に含むと。いわゆる園芸にこだわってずっとやっているわけです。

本当にそれが可能なのかということです。本年度採択の経営体育成基盤整備事業、これは大月地区ですが、ここではしめ縄用の稲の栽培による所得向上を園芸作物として認めているということから、確かに不可能ではないのかもしれない。しかし、大月のあの特殊性がありますよね、やはり。

そして、南魚沼市は以前から稲作経営が中心。最近変わってきているところもありますが、ほとんどそうだったわけです。そういう視点、そして中山間地である。そして1年のうちの半分近くが雪に覆われている地区。こういったところでの、そして加えまして、当然ですが、ブランド米を作っている地域。こういうことから——加えまして、ごめんなさい、兼業農家が多いという、そういう視点。兼業率が高いのです。園芸導入については、新たな設備投資や冬期間の例えば設備維持の対策とか、燃料や資材等のいろいろあります。人材の確保もあります。栽培技術の習得など、様々な課題が多い。

うちの地区は今通年雇用が非常に言われていますが、やはり夏場と冬場のその使い分けとかの中です。地域経済が回ってきているという事実もあるわけです。これらも含めて、様々な思いが巡りますが、簡単にそうやっていきなさいと言われても、私は理解を得られるものではないと、常に主張をさせていただいています。取り組まないと言っているわけではありませんが、そういう頭かぶせのやり方が、果たして我々が対応できるかどうかということを常に言わせていただいています。

ただし、国、県としてもこの稲作経営のみならず、園芸等を導入することで農家所得の安定、向上につなげるということから、国費、県費を多額に投入して、今圃場整備事業を推進しているところでありまして、今後これらはますます園芸2割化の導入の方向は、方針が強化される可能性が非常に高いと思います。ここをどう見るかということだと思います。当市もこの実情を踏まえて、国・県に対しては適地適作への理解を声高に求めながらも、関係機関との連携体制づくりについて、対応できるところを努力していくということをやらなわけには今いかないという状況ではなかろうかと思っています。

しかし、私の感触としては、やはり農林水産省も、そして県の農地部の皆さんもこの地区のことはよくよく分かっているのです。分かっていますが、大方針としてこういうことがあるということから、我々と線を引いて、乾いたような議論で我々にしてきているという姿勢ではないということも感じております。しかしながら、先ほど言った大方針がそこにあるということを鑑みて我々は進むべきかと思っています。

以上です。

○議 長 16番・鈴木一君。

○鈴木 一君 2 これからの圃場整備について

分かりました。県は採択事業案件ではないと言っておきながら、これをのまなければ、も

う組上に上がらないというのが現実だと思っています。例えば大月でしめ縄がよかったと。それは地域にとって多分よかったのだらうと思うのですが、米と比較して、価格は上なのかという気もするのですが、それはもう認められたから、私は何も言う筋合いもないし、そばという例もありますけれども、ではそばは米よりもいいのかと。前にうちのほうでは餅米を作って餅を売る、というような話も出たのですが、餅米は駄目だというふうな話も出ました。2年前にアンケートをとったとき、もうずっと頓挫しているわけで、この2割、誰も声を上げなくなりました。

どういふわけか、ノウハウがないのです。畑作、園芸とかそういうものに対しての売るといふノウハウが我々——自分たちで食べる分は作るのですが、それを売買しようといふ能力がない。市長のこれからの取組として、ではどちらの方向で、先ほど答弁ももらいましたけれども、はっきりとした方向をちょっと聞かせていただければと思います。前回の答弁で、先ほども答弁——土地改良区の団体、魚沼市にも1つあり、湯沢町にも1つあり、その長を市長がやっておられるということで、その中で、かなりのことをある程度言っていたかないと、うちのほうは間違いなく放棄地が多分増えてくるのだらうと。草刈りできる人間がもう多分そういふなくなってしまう。だから、放棄地のほうが増えていくと考えているのですが、この辺について市長のこれからの取組をもう一度聞かせていただければと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 これからの圃場整備について

先ほどの構成範囲は十日町市も含んでいます。妻有地域です、ここも含んだ耕地協議会になっています。どの首長さん方も、そして土地改良区の役員の皆さんも、本当にこのことを常に言っています。これは本当に我々の思いは上位に達していると思いますが、それでもなかなか、「それは関係ないですよ」ということは、もちろん向こうも言えません。この中でやはりやっていかなければならない。そして、南魚沼市においても、大和地域を中心に、そのほかにも広がる形で園芸の頑張りが出てきています。加えまして、今言った、本当に作付をしない放棄地が出る可能性もある。こういった中でいろいろに考えていかなければならないと思います。

ただ、うちの段々な中山間地の田んぼで、そんなに簡単なことではないという思いであります。これについては逆に、そういう農林水産省とかそういったところからの知恵も借りながら、そういういい関係性はつくっているつもりであります。この中で、また今既存の園芸の皆さんの拡大していく、販路拡大の中でそれらを伸ばしていけることにつながったりとか、そういうことを見定めながらやっていく必要があると思います。誠に大きいテーマだと思えます。

2割というのは、でもうちの地区にとってはなかなか厳しいと思います。本当は、上位の官庁も私は分かっていると思うのですが、はっきり言って。しかし、この中でやはり努力をしなければいけない苦しみがあると思います。加えて、我々の持っている、さらに磨きをかけたブランドづくりで、それをもって収入を増やしていったり、加えて付加価値をつけるた

めの雪室化とか、やはりいろいろな手が私はあるだろうと思ったりもしています。そんなことで、ちょっと回答にならないかもしれませんが、取り組んでいくことが非常に大事だと。

そして今、先ほど今日はずっといっぱい出ていますふるさと納税の話であります。こういったことの中で、世に南魚沼、魚沼地域の米が適地適作ということをもっとやはり政策の中の中心に据えてもらいたいという、そういう私はアピールにもなっていると思うので、あらゆる角度から頑張っていきたいと考えているところです。

○議 長 16 番・鈴木一君。

○鈴木 一君 2 これからの圃場整備について

棚田は確かに見ているときれいですが、そこに携わる人の苦労を考えると、よくぞこれをきれいにしておくなというふうな感触です。本当に石川県の千枚田を見ると、どうやって草刈りをしているのかというふうな、心配までしてしまいます。これについては終わります。

3 ふるさと納税返礼品の検査体制を整える必要はないか

3 番目、ふるさと納税返礼品の検査体制を整える必要はないかということです。今日もふるさと納税について結構質疑がありましたけれども、私は別の観点から、熊本県だったでしょうか、アサリの偽装が出ました。その後、スーパーへ行ったら、中国産と書いてありました、アサリが。もうすごく反応が早かったのかという気がします。もしこれが、この地域に当てはめて、米の偽装、私はないと思って確信しながら今質問しているので、誤解のないようにしていただきたいのです。内外にアピールしていくためにも、市独自に検査をやりますよという、アピールが必要なのではないのでしょうかと思う。

J Aに聞きましたら、栽培記録が残っていると。種もみの段階からもうJ Aはきちんと管理を、我々も出すときはされているわけです。いついつ・・・をしたかとか、そんなものも出てきているわけです。ただ、米になった場合、昔の話ではないですけども、魚沼産コシヒカリが3倍も世の中に流通しているなどという話を聞いたことがあるのですけれども、今B L米になったので、もう元をたどることはできるということは聞いていますので、その辺、市独自に何らかの形で、常々検査はしていますよというのがアピールできればと考えているのですが、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 3 ふるさと納税返礼品の検査体制を整える必要はないか

それでは鈴木議員の3つ目のご質問に答えます。返礼品の米、検査体制を整える必要はないかということですが、熊本県の事業者によるアサリの例の産地偽装、食品表示法違反であります。大変な、マスコミで報じられました。熊本産アサリという特産品のイメージを本当に低下させてしまった。そして、地域経済に深刻なダメージを与えたということです。これはなかなかこういうのは厳しいと思います。ご質問の趣旨がこういった事態を防止するための、食品表示法に関する業務の実施状況はどうかという点を加えておっしゃっていると思うので、お話しします。

この業務は、実は新潟県が——市独自の話は後でします。新潟県が管轄しています。県の

食品流通課で流通指導関係業務として、適正な食品表示推進事業というのがあります。加えて、新潟米モニタリング事業を実施しています。この適正な食品表示推進事業というのは、食品表示法に基づく適切な食品表示の徹底を図るため、食品表示ウォッチャー、こういったものを設置して、監視体制を強化しているということです。ちょっと私あまりよく分からないこともあったので、調べました。食品表示ウォッチャー、新潟県ですね、これを見ますと、結構やっているのです。そして、この委嘱している数は現在 60 名おられて、1,300 件を超える店舗を調べ、その中から不適正表示報告として上げられる店舗が昨年度は 10 店舗あったそうです。一番多かったときが、向こう 5 年間を見ますと、一番多いのが 52 件あった年があります。2 年ありました。適正率でいえば、現在 99.2%が適正という判断になっているそうです。これには、ちゃんと費用というかが出ていたりするのです。6,600 円だったか、年間ですけども。そういうウォッチャーを募集したりしてやっているということです。この設置をしまして、監視体制を強化している。

次に申し上げた、新潟米モニタリング事業については、この新潟米のブランド力の強化とやはり消費者の信頼、ここを確保するために、首都圏で販売されている新潟県産米の、先ほども話の出ている、例の DNA 検査を毎年実施していると。ただ、ここで少しだけ残念なのは、南魚沼産コシヒカリであることを判定する方法は今のところない。要するに BL 米です。新潟米としてのことはできますが、ということであります。

市独自の現在のふるさと納税の地位を堅持するためにも、市独自の検査を実施すべきという意見だと思いますが、この DNA 検査などは、権限に基づいて県が実施しているところであって、さらなる検査体制の必要性については、慎重に検討したり、大きな意味で私どもが言っていることはできると思うのですけれども、市のふるさと納税のそのものについて、本当にこの米であるかどうかという検査というのは、いささかちょっとなかなか対応ができないところだと思っています。

なので、南魚沼市としては、現在返礼品を提供する事業者の方々に対しまして、毎年研修会を開催しています。当たり前ですけども、食品表示法の遵守、そして徹底した品質管理、品質向上もこれは指導させていただいているということです。皆で頑張っていこうということです。こういった取組を続けることでこの地域が一丸となり、南魚沼産ブランドを守る体制が出来上がっていくものと思います。

私も実は市長としてこの話がいっぱい来ます。そうやったほうがいいという話が来ます。疑いを持って見ている人もいるのです。私は直接——本当はやってはいけませんが、そういうことをやっていないだろうなという話をしたこともあります。しかし、皆さんプライドを持ってやっておりますので。そしてまた選ばれていっているということも見ると、絶対にそういうことがないように頑張ろうということが皆の意識で私は一つになっていると思います。

それをもしも破った場合には、先ほどの熊本県などという話では——ごめんなさい、熊本県と同じようなことに、またそれ以上の私はもっと失墜につながると思うので、この点につきましては、先ほど言った研修会等々、そしてプライドを持って皆さん取り組んでもらいた

いということやっていきたいと思えます。抜き打ちでDNA等を調べてできるという範囲ではないという状況です。新潟県産米ではないものを使っていたら分かりませんが、ということでございます。

以上です。

○議 長 16番・鈴木一君。

○鈴木 一君 3 ふるさと納税返礼品の検査体制を整える必要はないか

DNA検査で、県内産しか——これはちょっと勉強不足でした。すみません。それはそうですけれども、では市の研修会というのは、なかなかアピールできる話ではないと思えます。要は、それこそマスコミを使っても何でもやっていますよと。きちんとやっていますよという、そういう姿勢のほうが私は返礼品の価値としてグレードが上がっていくのかと思っています。

なかなか、失礼な話だけれども、大使館がどこかの大使館に抗議したなどという話みたいなもので、抗議などしても全然効果はないわけです、言うことを聞かないとか。だから、要はやはり自分たちでやっているということを目に今見えていないわけですから、納税してくださる方々に、やっていますよと、それ以外にもこの米は全部検査体制がしっかりしているから大丈夫ですよというようなアピールが必要ではないかと思うのですが、その辺どうでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 3 ふるさと納税返礼品の検査体制を整える必要はないか

検査体制という中では、米の品質ということについては、皆さん気を使ってやっていると思うのです。しかしながら、今テーマになっているのは、その古来というか、由来がちゃんとDNA等の調査でできることにはならないので、そこをやっていると言いながらも、どういうやり方でやっていますかと言われた場合に、なかなか二の句が継げないところがありませんか、ということなのです。

だから、品質の問題と、本当に南魚沼産コシヒカリであるかどうかというところは、少しごっちゃになると、少しなかなかちょっと難しいのかな。これは言われること、よく分かるのです。分かるのですけれども、そういうことを言う人、いっぱいいますから、私には。しかしながら、それは難しいのだという話をしなければいけない苦しさもあるのです。これについては、私以上に農林課長が……（「いや、いいです。大丈夫です」と叫ぶ者あり）ということなのです。本当にそういう苦しさありますが、私はやはり皆を信じて、そして今ほとんど私の耳に、この品質等に係るクレームというのが、ほぼというか……。全然ないとは言わないけれども、それはいろいろなことがあるのです。配り方、・・・とかです。しかしながらこの品質については、これだけの量を扱っていて、誠にクレームが少ないと私は思っています。

○議 長 16番・鈴木一君。

○鈴木 一君 3 ふるさと納税返礼品の検査体制を整える必要はないか

本当にちょっと勉強不足で失礼しました。しおざわ農協の場合、偽装が出て、すぐ分かったのは、しおざわ農協の場合は1トンパックで出していたのに、30キロの袋があったということですからすぐ分かったのです。それからBL米ということで、私はこの地域のものがすぐDNAで分かるのかと感じていたので、それは勉強不足でした。私の意図はやはり酌んできたければと思うのですが、米に限らずいろいろなものがあると思うので、それを願いながら終わりにします。

以上です。

○議 長 以上で、鈴木一君の一般質問を終わります。

○議 長 休憩といたします。休憩後の再開を4時5分といたします。

[午後3時55分]

○議 長 休憩を閉じ、一般質問を続行いたします。

[午後4時05分]

○議 長 本日の会議時間は質問順位6番までとしたいので、あらかじめ延長いたします。

○議 長 質問順位6番、議席番号7番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 議長より発言を許されましたので、一般質問を始めさせていただきます。

まず冒頭にロシアによるウクライナ侵略に抗議をいたします。1日も早く平和が訪れるよう、祈っております。

1 新型コロナ感染拡大での医療対策について

それでは今回は大項目2点で質問させていただきます。最初の質問は新型コロナ感染拡大での医療対策について伺います。

新年早々から新型コロナ、オミクロン株による感染が全国で急拡大しています。2月初めには全国で1日10万人を超える新規感染者数となり、発熱外来のパンク状態、重症患者の増加、1日の死亡者の数が昨年第5波を超える実態など、安心してられない状況になっています。また総務省の報告でも、救急患者の搬送困難事例が増加し、医療逼迫や医療崩壊が現実のものとなっていることを自覚しなければなりません。

南魚沼市も今年1月末までの累計感染者数は391名でしたが、その後、感染のペースは急上昇し、2月の1か月だけで443名の感染者となり、1月末までの感染者を上回っています。これはオミクロン株の感染力がいかに強いかを示すものです。昨日6日まで南魚沼市を含む新潟県内にまん延防止等重点措置が適用されていましたが、3月に入っても市内の感染ペースは落ち着かず、引き続き感染が広がっています。引き続き感染防止対策を徹底するとともに、いざ市民が感染した場合に、きちんと医療が受けられる体制を強化しておくことが大事だと考えます。市民からも新型コロナに感染したら入院する場所があるだろうか、とか、家で過ごせと言われたら、誰が見てくれるだろうかといった不安の声が寄せられています。こうした市民の不安にしっかり対応できる体制を整えなければならないと思いますが、以下、市長の考えを伺います。

(1) 感染の急拡大とそれに伴う重症者増加への対応と医療体制の強化を考慮しておかなければならないと考えるが、市長としてどのような取組を行っているのか伺います。

(2) 魚沼圏域で感染症に対応するための病床は魚沼基幹病院に4床となっている。感染拡大した場合、それ以上の病床が必要になると思うが、病床準備がどのようにされているのか。県内では、コロナ病床が656床、そして宿泊療養施設が300施設と発表されているが、市内にどれだけ確保されているのか。あわせて感染症に対応できる機器やスタッフ確保、必要な研修などが行われているのか伺います。

(3) 感染者が多くなり、政府は自治体判断で軽症者は自宅療養も可能としています。昨年の第5波では、全国で自宅療養者が急変して亡くなる人が多数いました。自宅で病状が急変することも想定しておかなければならないと思います。感染者に医療の目が行き届く体制が必要であり、基本は入院または宿泊施設での療養とすべきと考えますが、市長の見解を伺います。

(4) です。新潟県の自宅療養者は3月4日時点で、3,165人となり、昨年8月末の第5波のピーク時、923人の3倍を超えています。やむを得ず自宅療養となる感染者に対しては、市独自の支援策として、食料品や日用品の配達などの支援も行われていますが、医療面では地元医師会の協力も得て、往診や体調チェックができる体制、感染者が24時間、必要時に何回でも相談、連絡できる体制が必要と考えますが、市の実態と体制整備の方針を伺います。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議 長 中沢道夫君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは中沢議員のご質問に答えてまいります。

1 新型コロナウイルス感染拡大での医療対策について

まずは大項目の1点目の新型コロナウイルス感染拡大での医療対策についてです。4点ございますので、1点ずつお答えします。

1点目の重症患者増加への対応と医療体制の強化。市はどのような取組か、というご質問です。これは新潟県における新型コロナウイルス感染症対策について、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づきまして、知事を本部長とする新潟県新型コロナウイルス感染症対策本部が総合的な調整を行うこととなっているわけでありまして、ご質問の対応については、この対策本部の、これは内部組織ということになりますが、新潟県医療調整本部、この新潟県医療調整本部が保健所と連携をして、症状や感染者の増加に応じまして入院だとか、宿泊療養だとか、自宅療養など、この療養場所の調整を行うなどの対応が行われているものです。

南魚沼市における重症患者の増加への対応と、医療体制の強化ということでありましてけれども、この魚沼医療圏域における、それぞれの病院が機能に応じて役割を分担しているということです。連携をしながら患者さんを受け入れていくことによりまして、医療体制の強化につながっていくものと考えています。

なお、重症患者につきましては、魚沼基幹病院で受け入れ、そして軽症患者につきましては

は、南魚沼市民病院で受け入れる、そういう病床を確保しているということでもありますので、ご理解をいただきたいと思います。

2点目のご質問であります。魚沼基幹病院には感染症に対する病床が4床。感染拡大の場合、それ以上の病床が必要になると思うがということでもあります、準備はどうかということでもあります。加えまして、対応できる機器やスタッフの確保、必要な研修がされているかというご質問です。

新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れる県内の医療機関については、この私どもの魚沼医療圏域では公表されている病院ごとの病床数は魚沼基幹病院が60床、十日町病院が42床、湯沢病院が3床、松代病院が2床、小出病院が3床、そして市民病院が2床ということになりまして、合計では112床となっています。詳細の公表はされていませんけれども、全ての病院が同じように受け入れるものということではなくて、症状やお住まいの居住地に応じまして、県の医療調整本部から医療機関に対して受入要請が行われるという体制になっておりますので、よろしくお願ひします。市民病院では、先ほど申し上げた理由から、軽症から中等症患者の受入れを想定して進めているということでございます。

ご質問の後段のほうですが、院内における感染対策としては、例えばカーテンやパーテーション等で管理区域を分離するゾーニングの実施を、そして、適切な手指衛生、及び个人防护具、そういったものの着用などの感染防止対策を、厳重に行ってきています。また、スタッフの確保や研修につきましては、感染管理認定看護師、こういった方々を中心とした感染管理チームが定期的に院内を巡回し、安全確認や指導を行う。それとともに職員に対して、年2回の感染対策研修を実施もしたりしています。

また感染患者受入れの要請があった際には、即座に対応できるように、入院マニュアルを整備しています。加えまして病床の準備もしているということです。入院マニュアルにはどのように人員を配置するのかなどを定め、それに基づきまして、看護師の皆さんの勤務シフトの調整なども行い、患者さんを受け入れることとしておりますので、よろしくお願ひをいたします。そういう対策になっております。

3番目のご質問です。感染者の方が多くなって、政府は自治体判断で軽症者の自宅療養を可能としているということで、その中には、全国的には自宅療養中に残念ながらお亡くなりになる方も多数いたということのご指摘ですが、自宅で病状が急変することも想定して、目が行き届く体制が必要だということで、ご質問であります。入院または宿泊施設で療養すべきということではありますが、新型コロナウイルス感染症の検査により、陽性だったことが確認された場合ですが、保健所からの指示に従って、先ほどから繰り返していますが、入院か、または宿泊の療養か、自宅の療養か、このいずれかの形で療養となります。必ずしも入院治療が必要ではないと判断された症状の軽い方、またはその時点で症状のない方——軽症者等ではありますが、宿泊療養または自宅療養となります。

それぞれの療養方法については、陽性者の症状によって、先ほどから申し上げております、新潟県の新型コロナウイルス感染症対策本部が総合的な調整を行い、判断をしています。自

宅療養中の体調チェックは、新潟県医療調整本部の在宅療養グループの看護師さんたちが行っておりまして、在宅療養者から1日2回、朝9時と夕方5時頃と聞いておりますが、体温等の計測の結果や、またその時点の健康状態の報告などを受けたりしているということでもあります。報告がない方もいらっしゃる。そういう方につきましては、または体調がよくない方などへは直接電話をして、健康観察に努めているということでもあります。また連絡が長時間、取れないというような方については、保健所の職員が自宅を訪問したり、また救急要請をするということもあるというふうなことでございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

4点目のご質問であります。在宅療養となる感染者の方に、地元医師会の協力を得て、往診や体調チェックができる体制。また24時間、加えまして必要時には何回でも相談ができる体制が必要と考えているがということでもあります。新潟県において在宅療養中に体調が悪くなった場合には、電話連絡できる体制というのが現在24時間取られておりますので、よろしくお願います。健康観察の結果によりまして、医師の診察が必要と思われる症状が認められるというような場合には、医師の電話による診療を受けることもできまして、そして健康観察を行う看護師が診療調整をやっているということでございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

○議 長 7番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 1 新型コロナ感染拡大での医療対策について

かなり体制もきちんとしっかり取って対応をしていただいているというような内容だったと思います。当初は死者がこのオミクロン株は少ないと言われていたのが、全国では高齢者が、感染が高齢者に広がって、亡くなる人が急増している。第5波を超えているということで、新聞報道では3月5日には累計で2万4,828人の死亡と。1日当たりで亡くなる人の数が過去最高の水準だと報告されています。特に高齢者の死亡が増えていて、南魚沼市も他人事ではないのではないかと思います。高齢化の進んでいる当市では、感染した人が重症化することも想定して体制の整備が必要ではないかと思いますが、その点ではいかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 新型コロナ感染拡大での医療対策について

ご質問であります。再質問でありますけれども、それがために先ほど言った体制を組んでやっております。現在のところ、それがきちんと機能しているということでございますので、決して怠ることなく、これからも続けていくということでもあります。

以上です。

○議 長 7番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 1 新型コロナ感染拡大での医療対策について

きちんと対応できているということですので、今後もよろしくお願いをしたいと思います。

2点目ですが、この地域でも魚沼圏域 112 床、用意されているということで、先ほど私、自宅療養 3,165 人と言ったのですが、その資料の中にはその時点で入院している人は県内で 174 人、宿泊療養者は 42 人ということで、圧倒的に自宅療養者が多いわけです。そうすると、自宅療養者に対するフォローというのが非常に重要になってくるのではないかと思うのですが、先ほど 24 時間体制、相談もできるし、受診もできるというお話でした。

軽症だから自宅療養ということなのだと思うのですが、重症化しないと、する恐れがないということだと思うのですが、ただ、確保した病床に比べても全く少ないわけです、入院患者が。感染症というのは、やはり感染した人は隔離してうつさせないというのが私は基本だと思っているので、そういう点ではきちんと隔離するということが大前提ではないかと思うのですが、自宅療養者が圧倒的に多いという点についてはどのように考えているか、ちょっとお聞かせください。

○議 長 市長。

○市 長 1 新型コロナウイルス感染拡大での医療対策について

この件につきましては、私からよりも専門的見地のある外山副市長のほうから答えてもらうことにしたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

○議 長 外山副市長。

○外山副市長 1 新型コロナウイルス感染拡大での医療対策について

この新型コロナウイルス感染症は、最初は指定感染症ということになっていて、指定感染症であっても、感染症病床以外にも例外的に入れるということが出来る。今度は今は新型インフルエンザ等対策特別措置法という法律に基づく感染症で、医療法の施行規則、例外でただし書で、感染症病床にも入られるけれども、その他一般病床にも臨時応急の措置として入れることが出来る、こういう形になっているわけです。したがって先ほど言った 112 床をカバーしていると。

ところが、では魚沼基幹病院ですね、非常に軽症の患者さんがベッドをいっぱい占めた場合、同じこの命といいますか、重症の今度はほかの病気が診られなくなるというようなことを総合的に考えて、今のオミクロン株の特性を考えて今のような総合調整がやられていることでありまして、ですからどちらも立てなければいけないのです。そんな中で、今この制度の中でやられていることにつきまして、南魚沼市としては特別、問題が起きているとは承知しておりません。

○議 長 7 番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 1 新型コロナウイルス感染拡大での医療対策について

支障はないということですが、やはり隔離しないと、感染はなかなか止められないのではないかと私は考えるのですが、自宅療養というのは、同居家族とかも当然いらっしゃる方も多いと思うのです。しかしそういう方がほとんど自宅療養ということになると、感染拡大を止めるという観点からいささか問題ではないかと思うのですが、その点いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 新型コロナ感染拡大での医療対策について

そのためにまた宿泊療養というのがあるのかと思いますが、先ほど外山副市長が答えているとおり、どちらも含めてやっていき、そして医療体制が崩壊しないようにやっていく。そして、ほかの病気を持っている方もいるわけです。そういう方の中で入院のできる場所は、感染者数がいっぱいになって、陽性者は全部隔離しなければいけないという話になってくると、宿泊施設も限りがあるでしょうし、様々ある。

その中でオミクロン株の、今の感染状況、その状態の中では今のやり方がいいということで、やはり選定されてやっていって、その中でも重症者はほとんど、当市においては出ていないということを考えると、間違っている方向ではなく現状に合った——これが 100%と言っているわけではないですけれども、そういうことで推移してやっているのではなかろうかと私は思います。それ以上になると、また……（何事か叫ぶ者あり）そういうことであります。

○議 長 7 番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 1 新型コロナ感染拡大での医療対策について

私の聞き方が悪かったかと思いますが、感染拡大を抑えるためにやはり隔離する。これがやはり一番重要だと思うのです。確かに感染しても重症化しないと、今そういう例が多いわけですけれども、やはり感染を止めるためには、必要ではないかと私は思うのですが、その点ちょっと聞かせてもらいたかったのです。

○議 長 市長。

○市 長 1 新型コロナ感染拡大での医療対策について

その内容——だから今の状況の毒性と言っているのですかね、そのことによって、これもっとはるかに重症者がどんどん出てしまうと、致死量というのですか、亡くなる、致死率が高い、そういうことになれば、今の状況で放っておけなくなります。しかしそこになっていないから、ということで抑えられているのでということではなかろうかと思いますが。それ以上言っても水かけ論っぽくなってしまおうと私は思ってしまうのだけれども、まだあればご質問に答えますが、なかなか回答にもちょっと窮するところがあります。

○議 長 1 新型コロナ感染拡大での医療対策について

市長、自宅療養だと感染が広がるのではないかと思うけれども、どうですかというのを質問されているので、その点について。

○市 長 1 新型コロナ感染拡大での医療対策について

だから、そういう状況下であれば、宿泊療養のほうを増やしていくということではないですか。おっしゃっていることは分かるのだけれども、その判断のところで、今そういう状況になっているということではないでしょうか。

○議 長 7 番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 1 新型コロナ感染拡大での医療対策について

県のその資料だと、3月4日時点で宿泊療養者はたった42名なのです。一方では自宅療養

者 3,165 人。ですから、宿泊療養施設、多分 300 床用意してあると、私先ほど言いましたけれども、あるわけです。コロナ病床も県内全体では 656 床。入院患者は 174 人。しかもまだ入院していないという中でその点がちょっと腑に落ちないということで聞かせてもらいました。

○議 長 中沢議員、意味的にどういう質問でしょうか。意味がちょっと。

○中沢道夫君 1 新型コロナ感染拡大での医療対策について

必要な人は宿泊施設にちゃんと入ってもらおうという、今答弁もありましたよね。それで感染拡大を防ぐのだという答弁ありましたけれども、その宿泊療養の方がたった 42 名しかいないと。一方では 3,165 名が自宅療養していると。病床もちゃんと用意してあるわけなので、家族と一緒にいて感染を広げては困るような人はもっと大勢いるのではないかと私は思うのですが、その点をどう考えているかという意味です。

○議 長 市長。

○市 長 1 新型コロナ感染拡大での医療対策について

私が答弁したことで足りなければ、外山副市長に答えてもらうことにしますが、専門的見地からですね。繰り返しますけれども、そこを県の調整本部、そして保健所等と連携する中で判断をし、推進本部とやっていることでありましようから、その人数がどうだか云々ということ私を私がここでいくら言われても、そのことをちょっと私が答弁することはできませんので、よろしくをお願いします。

○議 長 外山副市長。

○外山副市長 1 新型コロナ感染拡大での医療対策について

そもそも感染症の隔離というのは、私権の制限——私の権利の制限と、社会におけるその人の地域の貢献度、重症度とか、総合的に勘案してやられるわけです。したがって、非常に毒性が強くて、感染力が強いものについては、ちゃんと感染症法で隔離というか、強い措置で私権を制限するようになっています。

今のこの新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型コロナ感染症については、今の病態を見ることによって、さほど、全て隔離だという形にせずに、実質的に今のような運用をすることによって、社会の中での感染を拡大できると判断されていると国策でなっているわけでありまして、例えば濃厚接触者の範囲も期間も大分変わってきました。そういうことから総合的に安全策を取りながらやっているということでもありますので、全ての感染症が隔離だということではございません。

○議 長 7 番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 1 新型コロナ感染拡大での医療対策について

分かりました。いずれにしても、1 日も早く落ち着いていただくことを祈るばかりですが、いざというときには安心して生活できるような体制を引き続き取っていただきたいと思えます。

2 2050 年カーボンニュートラルに向けた取組について

それでは、時間もあれですので、2点目のほうの質問に移らせていただきます。

大項目2点目。2050年カーボンニュートラルに向けた取組についてであります。昨年12月議会でも質問しましたが、今日は少し角度を変えて質問させていただきます。現在も気候危機と呼ぶべき異常事態が起こっています。既に世界各地で異常な豪雨、台風、猛暑、森林火災、干ばつ、海面上昇などが大問題になっています。国連、IPCC1.5°C特別報告書は2030年までに大気中の温室効果ガス、その大半はCO₂ですが、その排出を2010年比で45%削減し、2050年までに実質ゼロを達成できないと、世界の平均気温の上昇を産業革命前に比して1.5°Cまでに抑え込むことができないことを明らかにしました。

たとえ気温上昇を1.5°Cに抑えても、洪水のリスクにさらされる人口は今の2倍となり、食料生産も減少するなど、人類と地球環境は打撃を受けますが、それを上回る気温上昇となると、その打撃は甚大なものとなります。

2°C上昇すれば、洪水のリスクにさらされる人口は2.7倍に増加し、サンゴの生息域は99%減少してしまいます。さらに大気中の温室効果ガスが一定濃度を超えてしまうと、後戻りできなくなり、3から4°Cも上昇してしまうと、気候変動による影響が連鎖して悪化を止められないという破局的な事態に陥ってしまいます。

パリ協定はそれを避けるために上昇幅を、2°Cを十分に下回り、1.5°C以内に抑えることを目的として、日本を含む世界196か国が合意し、締結したものです。IPCCは昨年8月、新たな報告書を発表し、人間の影響が温暖化させたことにはもはや疑う余地はないとしました。同時に、これからの10年の思い切った削減と2050年までの温室効果ガスの排出量の実質ゼロを達成し、その後も大気中のCO₂濃度を下げる努力を続けることによって、21世紀の最後の20年には1.4°Cまで抑えることができることも示しました。

新型コロナウイルス、エボラ出血熱、エイズなどの新しい感染症が次々と出現し、人類社会の大きな脅威となっていますが、この背景にも森林破壊をはじめとした、環境破壊、地球温暖化があります。既に世界の平均気温は1.1から1.2°C上昇しており、破局的な気候変動を回避するために取り組める時間は長くはありません。10年足らずの間に全世界のCO₂排出を半分近くまで削減できるかどうか、ここに人類の未来がかかっているのです。こうした観点から具体的な取組について質問させていただきます。

(1) 新ごみ処理場の建設が待たなしですが、今後用地が決まり、建設が進んだとしても、2030年頃の稼働となり、耐用年数を考えると、2050年にも稼働していることが十分考えられます。その時点でCO₂排出ゼロを目指そうとしているわけで、基本的には焼却できなくなるということだと思います。そうだとするならば、徹底した分別で燃やすごみを極力減らす。その量に見合った焼却炉の建設とすべきだと考えますが、CO₂排出ゼロを目指す観点から考えを伺います。

(2) CO₂削減には、化石燃料を燃やさないことが一番ですが、全くエネルギーを使わずに生活することはできません。省エネによって消費量を削減することは可能です。来年度予算で拡大された住宅リフォーム制度に住宅の省エネ改修を新たに設ける考えがないか伺いま

す。

(3)です。令和4年度の施政方針の中で、南魚沼市地球温暖化対策実行計画の見直しを検討するとありますが、地球温暖化対策推進法に基づく実行計画の策定となるのか伺います。私の昨年12月議会一般質問への答弁では、目標も計画もつukらないとの答弁でしたが、国の方針に沿ってつukり直すことにしたのでしょうか、伺います。

以上です。

○議 長 市長。

○市 長 2050年カーボンニュートラルに向けた取組について

それでは中沢議員の2つ目の大項目、2050年カーボンニュートラルに向けた取組でございます。3点ございますので、1点ずつ先にお答えします。

可燃ごみを徹底して減らすことが重要ということでもあります。このごみ、廃棄物の問題は、市民の身近な――事業者もありますが、身近な生活環境の問題であるとともに、今ほどお話をずっといただきました地球温暖化、または天然資源の枯渇問題とか、地球規模の環境問題につながる社会全体の課題であると考えております。

循環型社会、脱炭素社会、自然共生社会づくりの取組の一部であって、合わせて進める必要があります。廃棄物の分野においても温室効果ガスの排出削減を進めることが重要となっております。これまでもごみの分別やリサイクルの推進によるごみ自体の減量化、また焼却によって発生する熱エネルギーを回収して、有効活用する、これもCO₂削減になっているわけです。そうやって作った熱は化石燃料で作成したのではなくて、そのことを使ってやっていくという意味で言っていますが、そういったことにつながるということです。こういう取組を行っているところです。

焼却ごみの一層の削減についてですが、今年度から新たに家庭ごみの内容物の調査に取り組むこととしています。季節ごとに複数回、抽出によるのですが――全部はとてできません。抽出による実際の状況を、ごみ袋を開けて調査をしています。その結果、紙類や容器包装プラスチック類にまだまだ分別の余地があるということが、よく分かったということから、これらの分別をより丁寧に行っていただくことで、さらなる減量化が図れるものと考えて、まずはいます。これから広報、または啓発の方法なども考えてまいりたいと考えております。

また分別やリサイクルの推進に取り組むとともにですが、これまでやっているようなおいしい食べきり運動はもちろんでありますが、生ごみ処理機の購入補助なども行いまして、様々継続して取り組んでいきたいと考えております。

今のこの現可燃ごみ処理施設の延命化、また新ごみ処理施設の規模の適正化、これにつなげ、国の示す取組内容にも、十分注意を払いながら、ごみの減量化による廃棄物部門からのCO₂発生量の抑制、また廃棄物処理施設における省エネ対策、などなど脱炭素社会への貢献に向けた取組を一層進めていきたいと考えているところでありますので、よろしくお願ひをします。

2つ目の住宅の省エネ改修などを住宅リフォーム制度に別枠で入れたらどうかというご提案であります。市民の皆さんのカーボンニュートラルに対する意識の醸成がこれは今後ますます進んでくると考えておりますが、もっと進むように適切な情報提供、広報を行うことに加えまして、再生可能エネルギーや省エネルギーにつながる行動への変革も促していきたいと思っております。これらのことは大変行政として重要なことと考えているところであります。

ご質問にありますこの住宅リフォーム制度に省エネ改修をとということですが、これについては、現在、資料も見ておられると思いますけれども、国で省エネに関わる補助金というのが非常に多く用意されております。これらをまず住宅に関するものが実施されているので、まずは補助率も含めまして、この予算規模の大きい国の制度をぜひとも活用していただきたいとまずは思います。住宅の省エネ改修や省エネ住宅の新築などにぜひとも取り組んでいただきたいと思っております。

省エネルギー住宅の補助金の申請については、建物全体の性能とか、消費エネルギーの計算を行うなど、少し学識経験者等による審査を受ける必要があったりすることから少しハードルが高いものとも聞いているのですけれども、補助額が大きいという何よりのメリットがあるということでもありますので、そちらについて検討いただくのがいいのではなかろうかと考えています。

市で実施している住宅リフォーム補助金、今現在の名称がみんな住マイル改修補助金ですが、これにおいては、市の職員が同様の審査を行うことは、少し国の措置と違って困難ということから、別枠での、今市がやっている別枠でのそういう補助制度というのは、現時点ではちょっと考えていないということでもあります。ただ将来的にわたれば、脱炭素社会にも貢献しようと思っている雪を使った冷熱とか、加えまして、バイオマス等の利用とか、そういうことはさらにまた進めていくという時期が必ず来るだろうと。そのときにリフォーム制度が残っているかどうかは別にして、そういうことに立ち向かっていく必要があると私は考えております。

3番目の、南魚沼市地球温暖化対策実行計画の見直しは、環境省の求める地球温暖化対策の推進に関する法律に基づいている実行計画の策定となるのかということですが、当市の実行計画については、平成23年に策定しています。その後、平成26年に環境基本法に基づいて、南魚沼市環境基本計画を改定する際に、内容に重なってしまった、重複する部分が多いということから、環境基本計画の中に取り込んで今統合を図っているということです。その際に——これも議場でも何回かお話もしていますが、多分前に永井議員さんのほうに答えたことがあったと記憶しているのですが、CO₂削減等の数値化や評価がなかなか難しいということから、行動目標を主として定めた。だから、数値化の目標からそこに切り替えた。よりきちんと目指せるものにしたということでもあります。改定以降は毎年、環境審議会、つい先般も行われましたが、ここで目標や取組の状況等について報告を行っているところです。

一昨年(2022年)の国による2050年カーボンニュートラル宣言以降——一昨年になりました。その首相発表の翌日に私は環境大臣にお会いしたという、たまたまのことだったので、

雪のことで話に行ったのですが、そのときまさにたくさんの報道が来て、非常にニュースなのだと思います。脱炭素やCO₂削減について、社会全体で関心が非常に高まっているという状況だと思います。法に定める地方公共団体実行計画につきましても、策定に関する国のマニュアルの改定内容が3月以降に示される予定と今なっていますので、今後これらの情報もちゃんとつかみながら、南魚沼市の計画策定の必要性、またその内容、環境基本計画との関係などについて検討してまいりたいと思います。環境問題が大きなテーマになってくると行政は考えておまして、今後様々にまた進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議 長 7番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 2 2050年カーボンニュートラルに向けた取組について

では、再質問させていただきます。1点目からですが、いろいろな減量化の取組を行っている。ただ、まだまだやはり市長のおっしゃったように徹底されていないというか、削減の余地があるというお話でした。

私も先ほど長々としゃべりましたが、この危機意識ですよ、これをやはり住民の皆さんに持ってもらうことが本当に大事だと思っています。そういう意識を高めていくためにも、その削減の方針というのを明確に打ち出していくことが必要ではないかと思ったり、自治体の管理する施設で最もCO₂の排出が多いのがごみ焼却炉だと言われているので、そこはやはり自治体としてはきちんと減らすのだという目標を明確にやはり掲げることが必要なのではないかと思ったり、その点ではいかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 2 2050年カーボンニュートラルに向けた取組について

お話のとおりだと思っています。その旨で頑張らせていただきたいと思います。

○議 長 7番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 2 2050年カーボンニュートラルに向けた取組について

ぜひ、そういう方向で取り組んでいただきたいと思います。

住宅リフォームの件ですが、先ほど市長の話もありましたが、それを別建てで取り組むのはなかなか難しいというお話でした。住宅リフォーム事業というのはずっと続けていただいている、業者にとっては本当にありがたい制度ですし、多くの方が活用して助かっているわけです。これも省エネ改修に対して市がお金を出すということがCO₂削減の、先ほどともかぶりますが、市民への大きな意識づけになるのではないかと考えているのです。

そういう点からもやはり省エネ改修に対しての、国の基準の難しいのを当てはめてどうこうということまでいなくても、今より省エネになるような改修であれば補助しますということでも私はいいのではないかとと思うのですが、そういうことは考えられないのでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 2 2050年カーボンニュートラルに向けた取組について

中沢さんほか、そちらの会派の皆さんからあまり褒められることはないのですが、いつも

この点はよく褒められるリフォーム事業でありますけれども、先ほど答弁したとおりです。そこに当てはめられるような改修についても、リフォームの対象になっている……、そもそも。だからそこを別に、省エネ化だというところにこだわらなくても、改修にはこれを使えるわけですから、そういうことに使っていただければという思いです。今年はさらに拡充する案を中沢さんほか、議会の皆さんにご提案申し上げているので、ぜひとも賛成をいただきたいと考えております。

加えて先ほど答弁したとおり、これから市の方向性の中、市がやはり取り組むべき省エネの、というか、そういう自然エネルギーの利用とか、そういうことの中でCO₂を削減するという大きな捉まえ方の中でやっていく中で、今後このリフォームに限らず、新たな手法も含めて、やはり地域に環境問題に取り組む政策化が必要であろうということで、先ほど申し上げたとおりなので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議 長 7番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 2 2050年カーボンニュートラルに向けた取組について

分かりました。ぜひ、住宅リフォームだけではなくて、先ほども申しましたが、やはり市民への意識づけというのが本当に重要になってくると思ひます。そういう点で、もちろん省エネの改修をしても、住宅リフォームは当然対象になるわけですが、そこはできれば別枠ですれば、さらに意識が高まるのではないかという意味合ひで提案をさせていただきましたので、ぜひそういう方向も今後考えていただければと思ひます。

では3点目ですが、南魚沼市地球温暖化対策実行計画は平成23年にできて、平成26年に見直しと。環境省のホームページからこの実行計画をつくっている自治体ということで、南魚沼市はホームページに載っていて、そこから実際の中身を見ようと思ひると、出てこないのです。市のホームページから、この実行計画が。なので、その中身をちょっと私見ることができなかつたのですが、その点、担当の課でちゃんと見れるようになっているのか、ちょっと確認してもらえますか。

○議 長 市長。

○市 長 2 2050年カーボンニュートラルに向けた取組について

この点につきましては、少し私が答弁できませんので、担当する部長、もしくは担当者に答えてもらうことにします。

○議 長 環境交通課長。

○環境交通課長 2 2050年カーボンニュートラルに向けた取組について

当初策定した地球温暖化実行計画について、平成26年に市長のほうから基本計画に取り込んだという説明がありましたが、その後の更新はしておりませんので、当初の平成23年の計画自体は担当課のほうではきちんと把握しております。それを現在の基本計画に、内容が重複している部分を取り込んで、この地球温暖化実行計画自体も特段内容を変えているわけではないので、そのもの自体はあるという形になります。以上です。

〔何事か叫ぶ者あり〕

申し訳ありません。あと、ウェブサイトのほうに掲載しているかという点でございますが、環境基本計画に取り込んだということで、単体で地球温暖化実行計画については、現在上げていないという状況であります。

以上です。

○議 長 7番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 2 2050年カーボンニュートラルに向けた取組について

やはり見られないので、私のパソコンのせいではなかったわけですが。

古いわけなので、2050年のカーボンゼロに向けた目標とか行動計画というのではもちろんないわけなので、見られなくてもしょうがないなという気もしますが、やはり今後これから策定していくであろう計画については、やはり2050年ゼロを目指すような目標や行動計画になるのだと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 2 2050年カーボンニュートラルに向けた取組について

そちらの方向を目指したものになると心得ております。そうしていかなければならないとも思っております。

○議 長 7番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 2 2050年カーボンニュートラルに向けた取組について

地方公共団体の地球温暖化実行計画ですが、これは事務事業編とあって、市の公共施設などでの削減をどうするかということと、もう一つが区域政策編ということで、この地域全体の省エネをどう進めるかということと、2つの計画を策定するようになっているわけです。事務事業編という、公共施設などの削減は義務づけられているのですが、区域政策編というのは義務化されていないみたいですが、そのどちらもやはりきちんとつくっていく考えなのか、その辺をお聞きします。

○議 長 市長。

○市 長 2 2050年カーボンニュートラルに向けた取組について

この件につきましては、担当する部長もしくは担当者のほうに答えてもらうことにしますので、よろしく願いをいたします。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 2 2050年カーボンニュートラルに向けた取組について

今議員のおっしゃるとおりでございますが、事務事業編というのは、市を1つの事業体と捉えて、どのように進めていくかというものですし、区域政策編は市の地域全体を、という意味です。おっしゃるとおりで、その区域政策編は計画がないところもありますし、特に小さいところはなかなか難しいところもあります。

事務事業編のほうの市のほうは、まずそちらのほうで私たちちょっと積極的にこれから勉強も含めて取り組んでいきたいと考えております。区域政策編というのは、結局市民の皆さんにどう頑張ってもらうか、あるいは事業所の皆さんはどうするかということも含めて、非

常に市の中でのいろいろなコンセンサスといいますか——ただこれこれで削減しますという
ようなことだけ書いても、なかなか絵に描いた餅を書くだけの計画になっても、それは意味
のないものです。なので、計画をつくるための計画というようなことを今からつくりますと
いうようなことではなくて、まずは事務事業編をやっている中で、市全体にどれだけ広げら
れていくかというのは、検討しながら進めてまいりたいと思っております。

○議 長 7番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 2 2050年カーボンニュートラルに向けた取組について

ということは、事務事業編にまず取りかかって、区域政策編というのはまだ先送りになる
ということだと思っております。特に小さい自治体に対しては、国もきちんとお金を出して支援
するというようなことも伺っていますので、市の施設だけではなくて、やはり地域全体をど
うやって二酸化炭素排出ゼロを目指していくかという方向性もやはり急いでつくっていく必
要があるわけですね。2030年までに約半分に減らすということが言われているわけなので、そ
ういう点では本当に早急な取組が必要だと思っておりますが、その辺、時期的なことはどのよう
に考えておられますでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 2 2050年カーボンニュートラルに向けた取組について

これにつきましても担当する部長、もしくは担当者に答えさせます。よろしくお願いま
す。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 2 2050年カーボンニュートラルに向けた取組について

ちょっと時期をいつまでという期限というか、あれは今のところまだ持っていないので
す。どのくらいその事務事業編というのを頑張っていかなければいけないかというところ、
これからそのマニュアル改定版というのもありますし、そこら辺を見ながらちょっとやりた
いと思っております。

○議 長 7番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 2 2050年カーボンニュートラルに向けた取組について

先ほどから強調していますが、危機意識を持ってやはりやっていく必要のある、本当に大
事な課題だと思っておりますので、ぜひ早急にやはり取り組んでもらうようお願いして、私の一
般質問を終わります。

○議 長 以上で、中沢道夫君の一般質問を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思いますと思いますが、ご異議
ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

○議 長 本日はこれで延会いたします。

○議 長 傍聴者の皆様、ありがとうございました。明日、明後日また一般質問して

いますし、来週 3 月 17 日まで議会は開いておりますので、お時間があつたら傍聴に来ていただけますよう、よろしく願いいたします。

○議 長 次の本会議は明日、3 月 8 日、午前 9 時半、当議事堂で開きます。大変お疲れさまでした。

〔午後 5 時 01 分〕